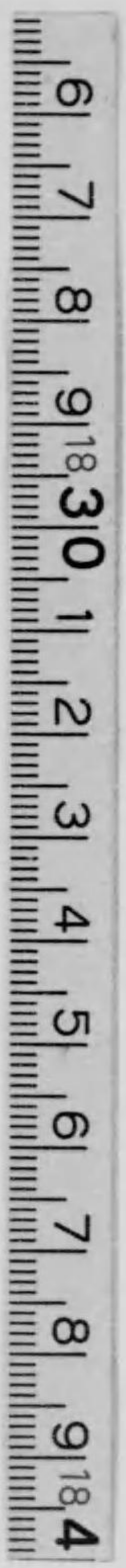


2582
別冊
101



始

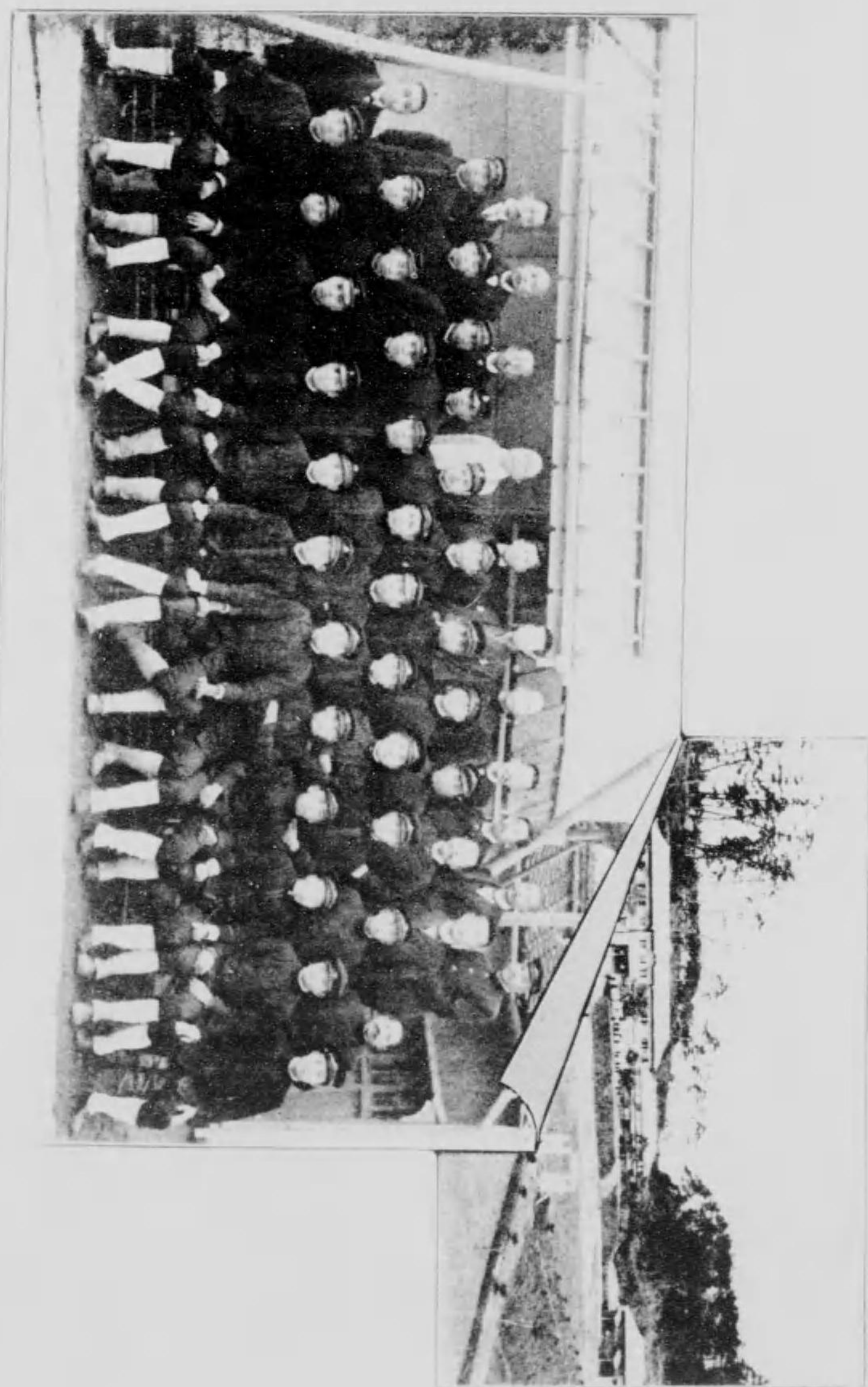


258.2
101

成田山五事業大正四年報

大正四年六月發行

露光量違いの為重複撮影



成田中學校

目次

成田中學校一覽……………一

成田高等女學校一覽……………四三

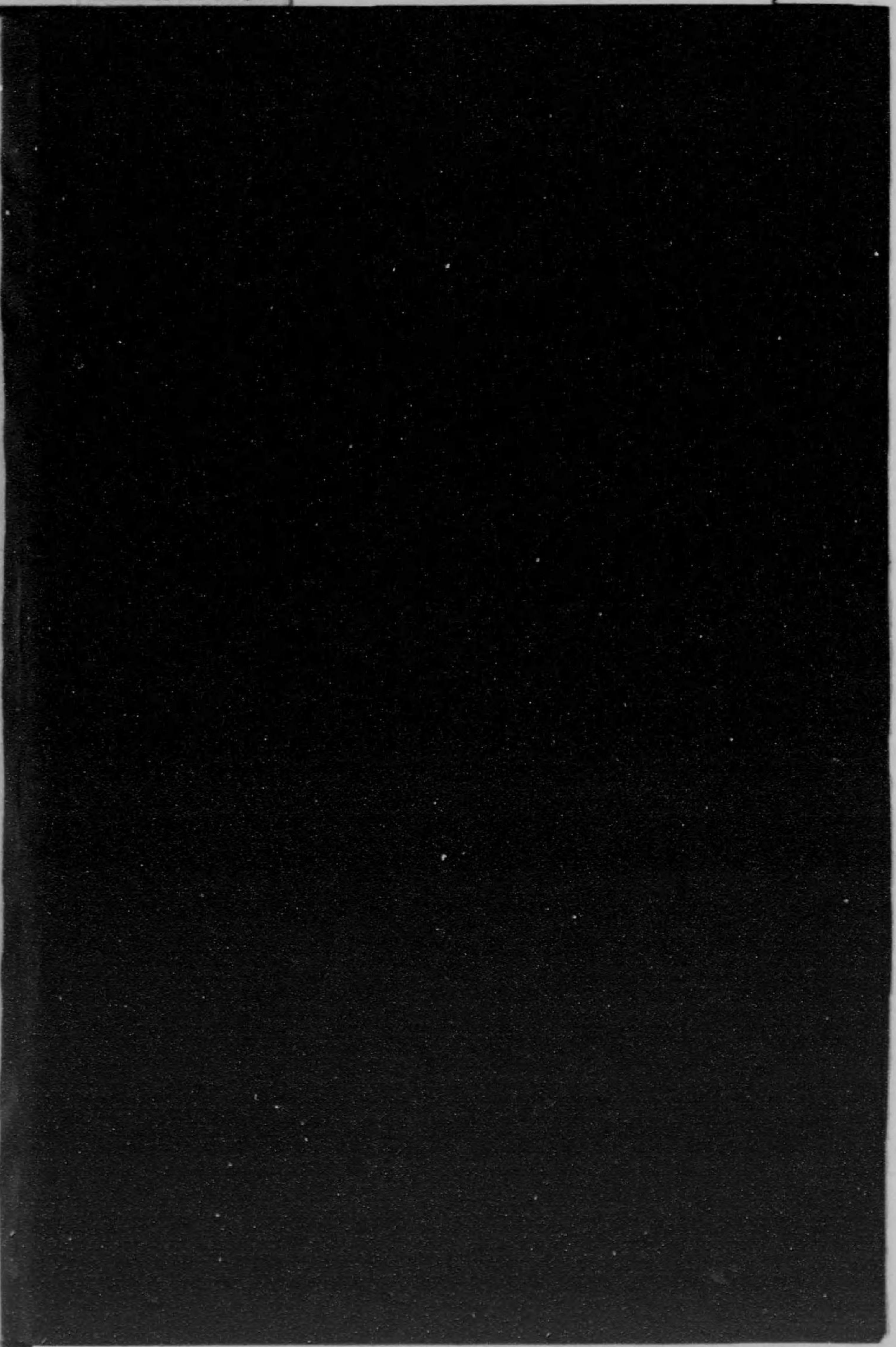
成田幼稚園一覽……………七三

成田山感化院一覽……………八五

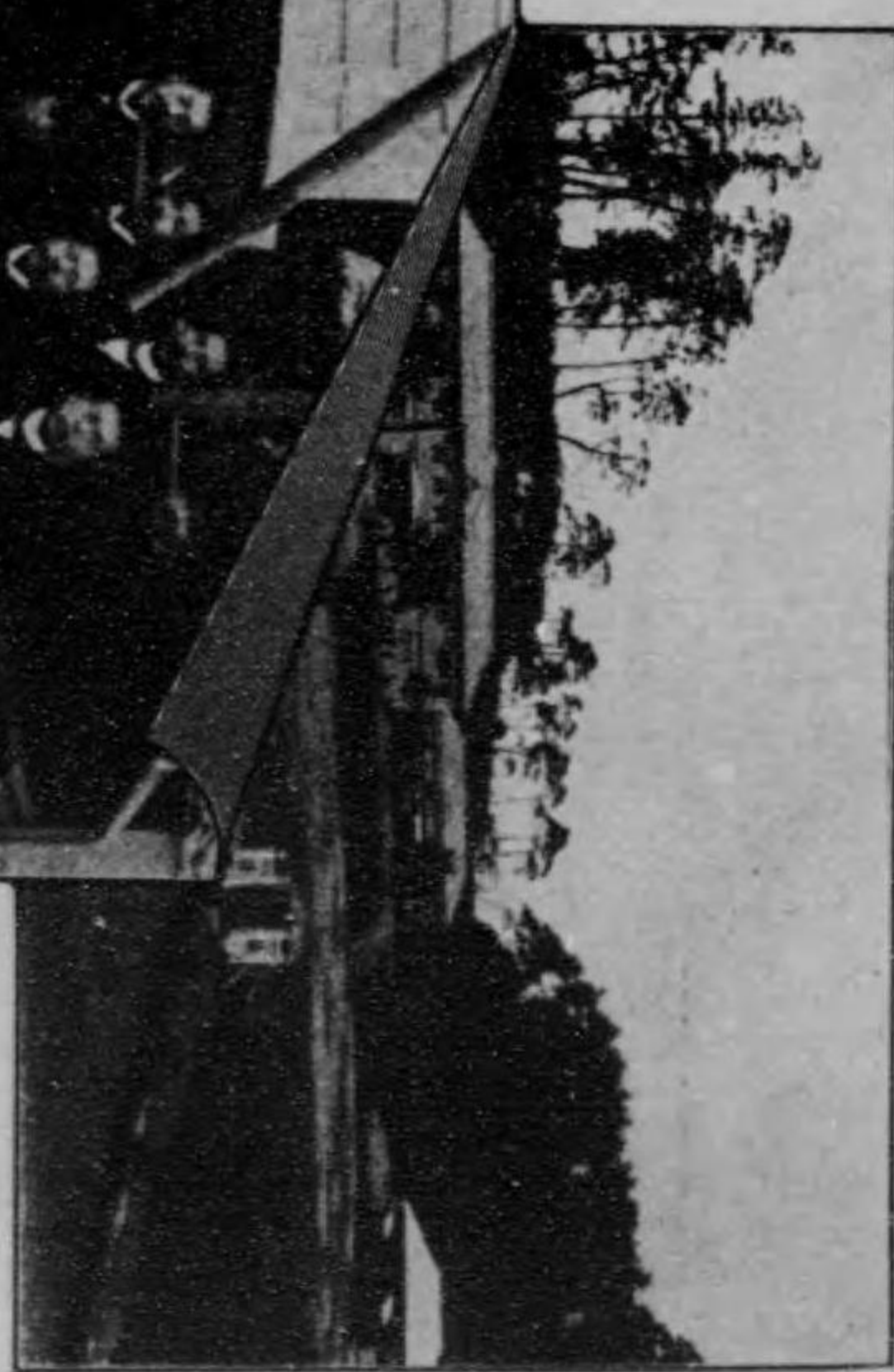
成田圖書館一覽……………一一七

以上

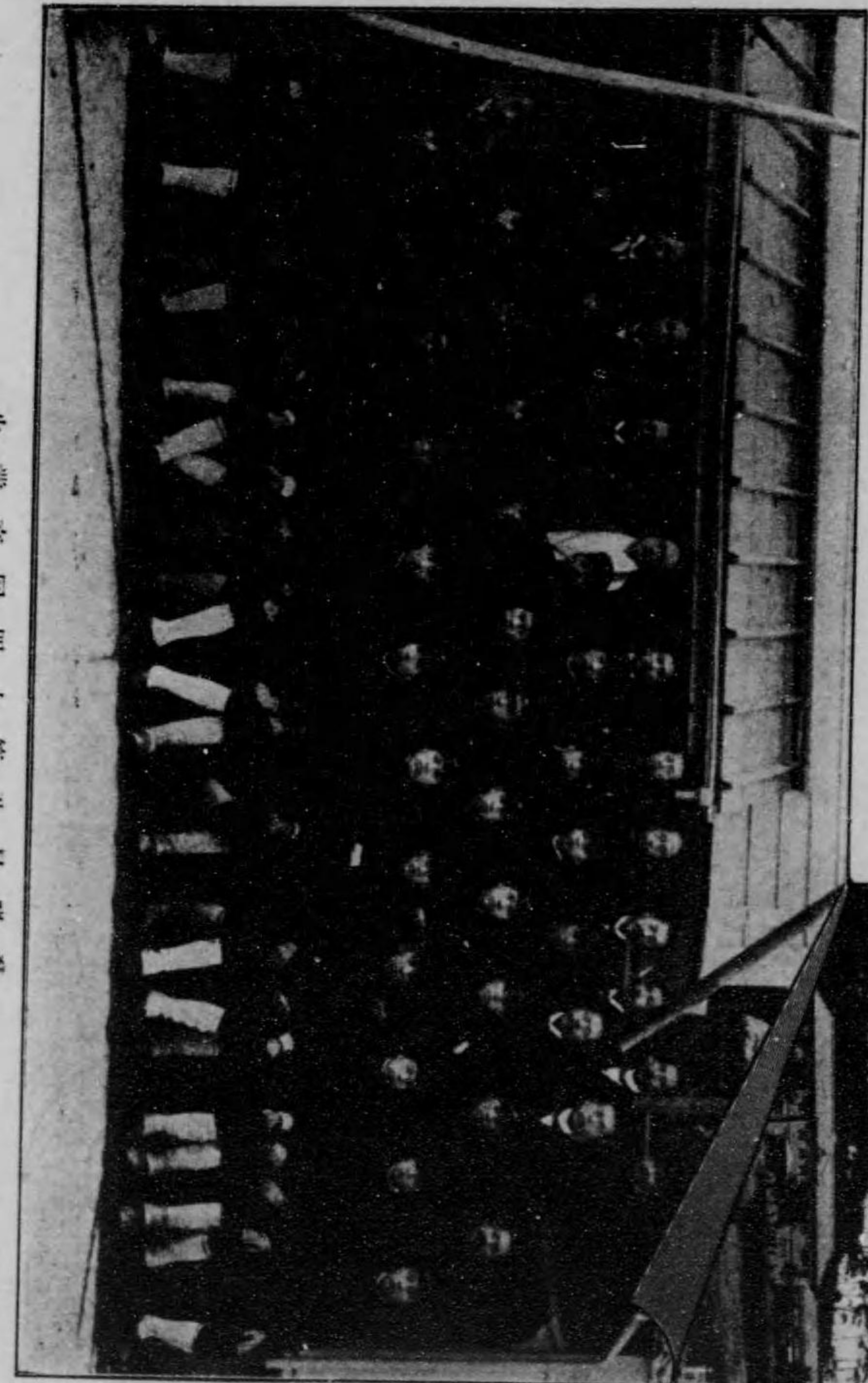
露光量違いの為重複撮影



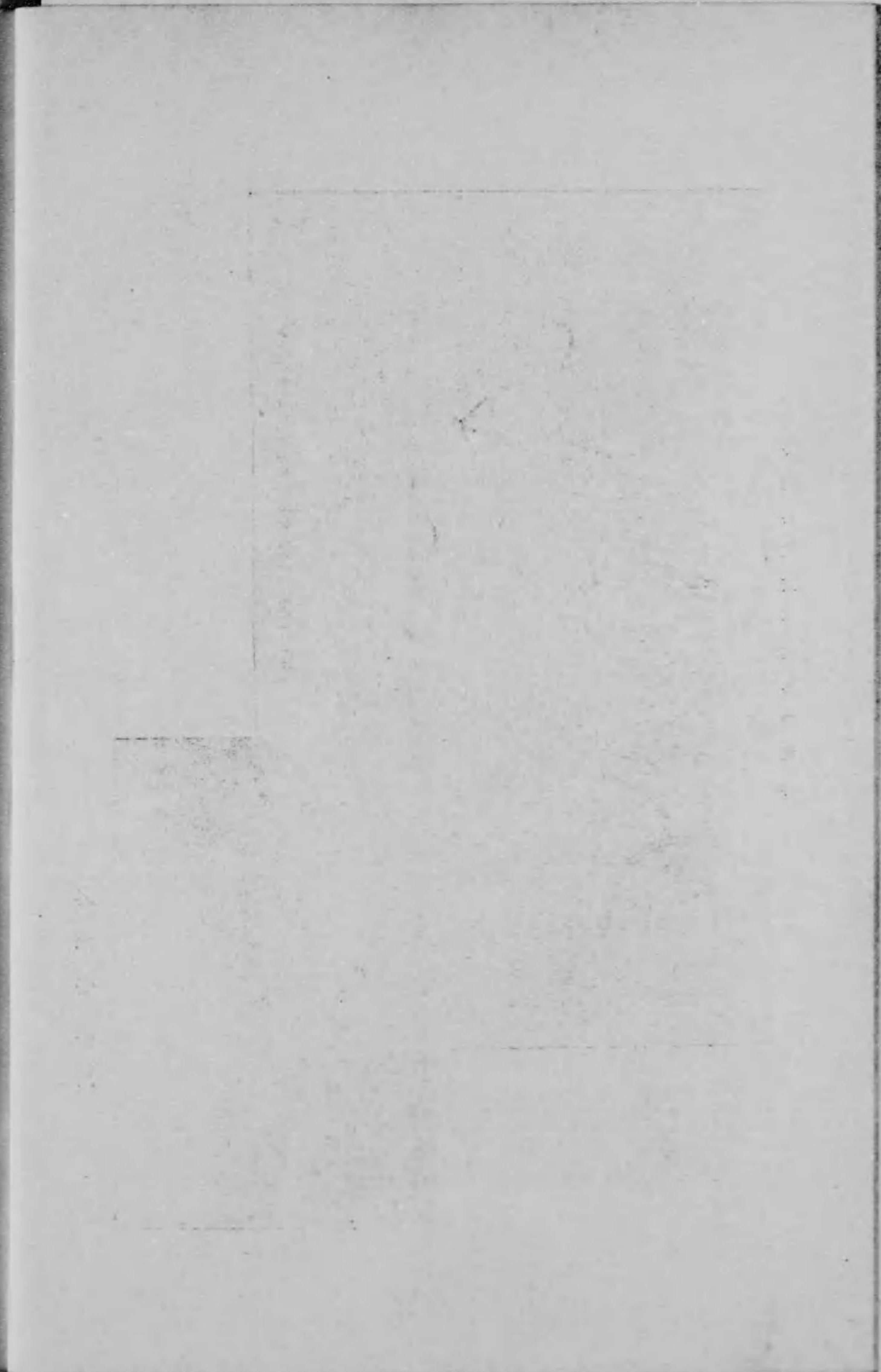
成田中学校



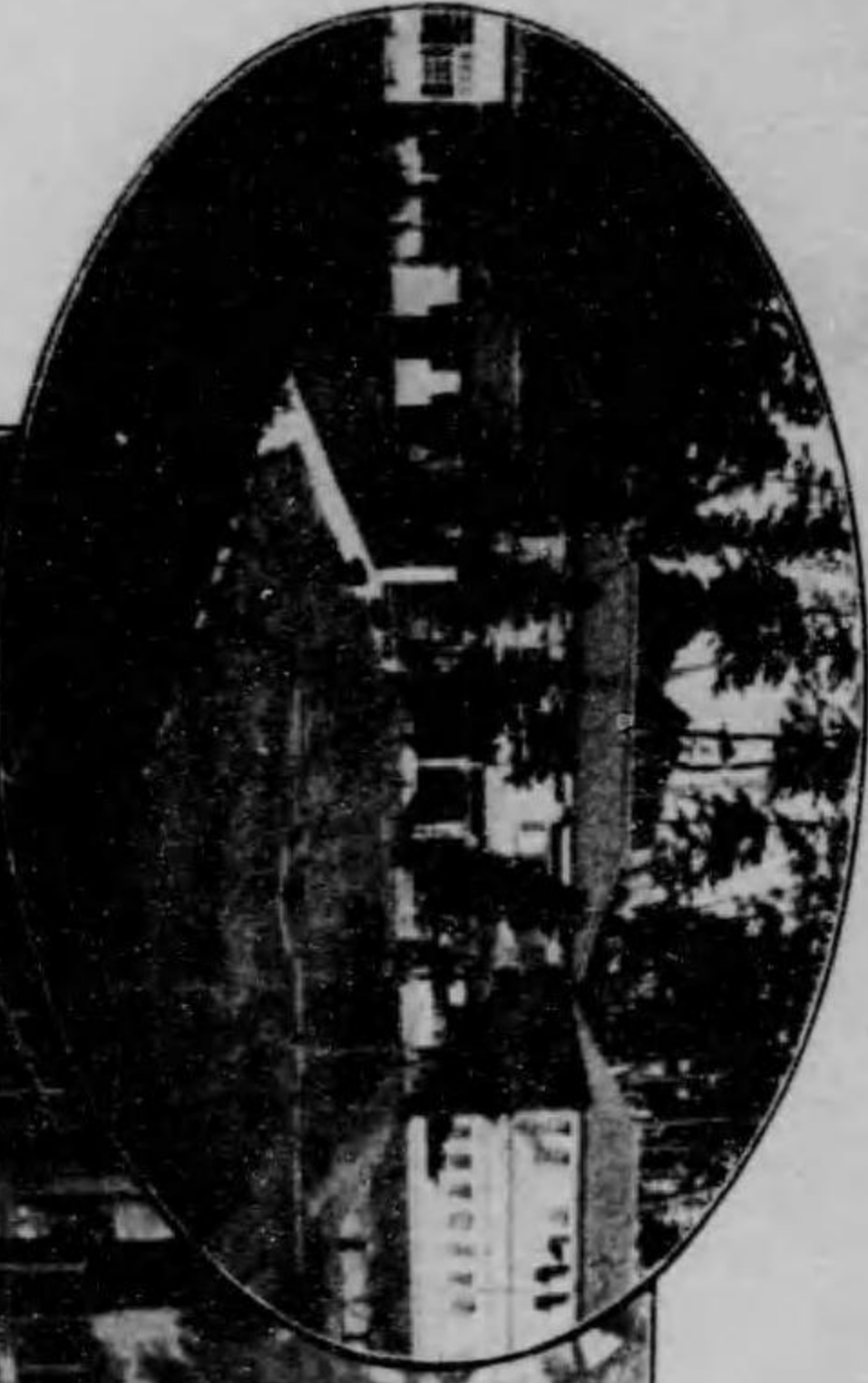
全景



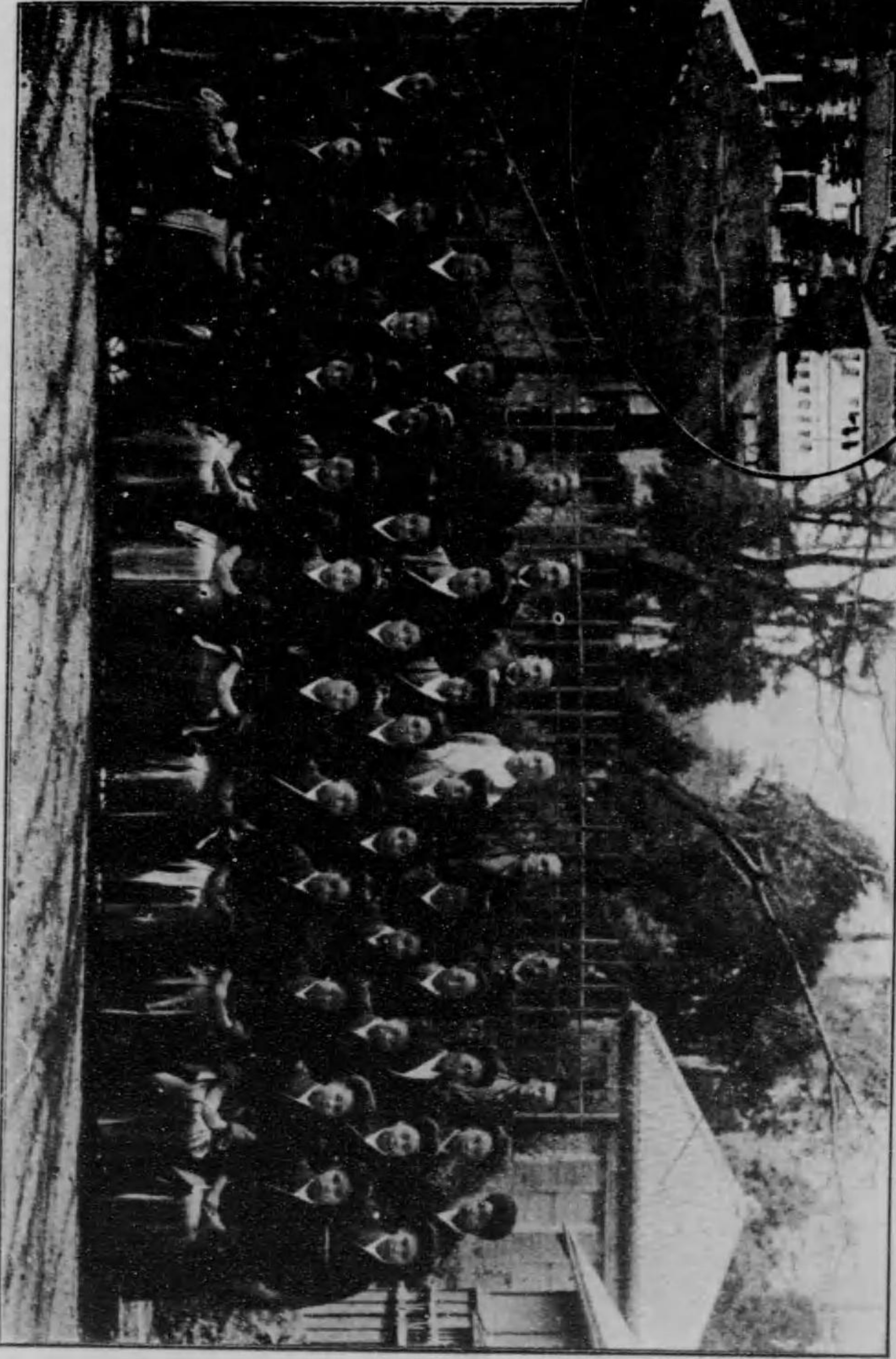
教職員及第四十回卒業生



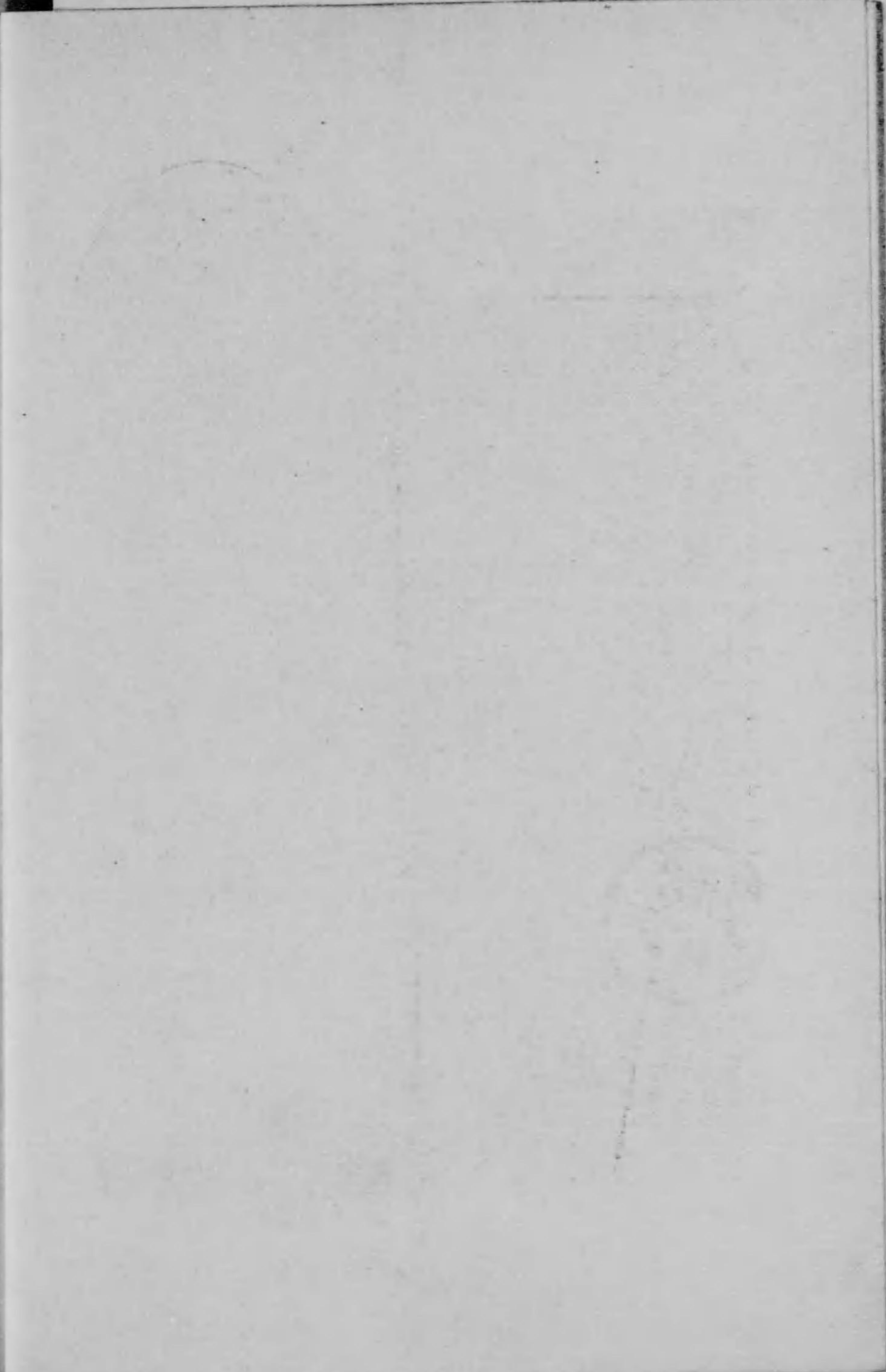
會 校



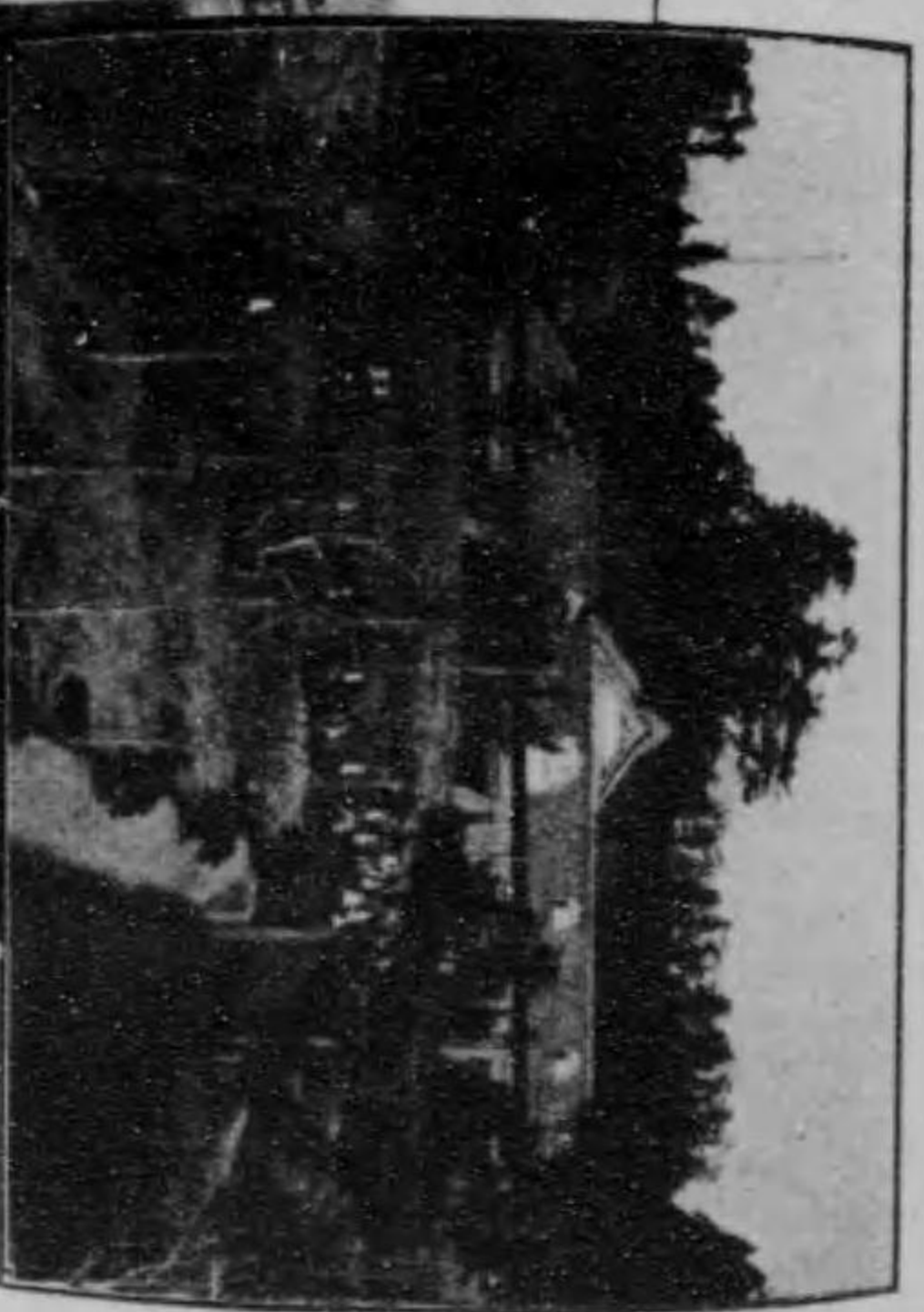
校學女等高田成



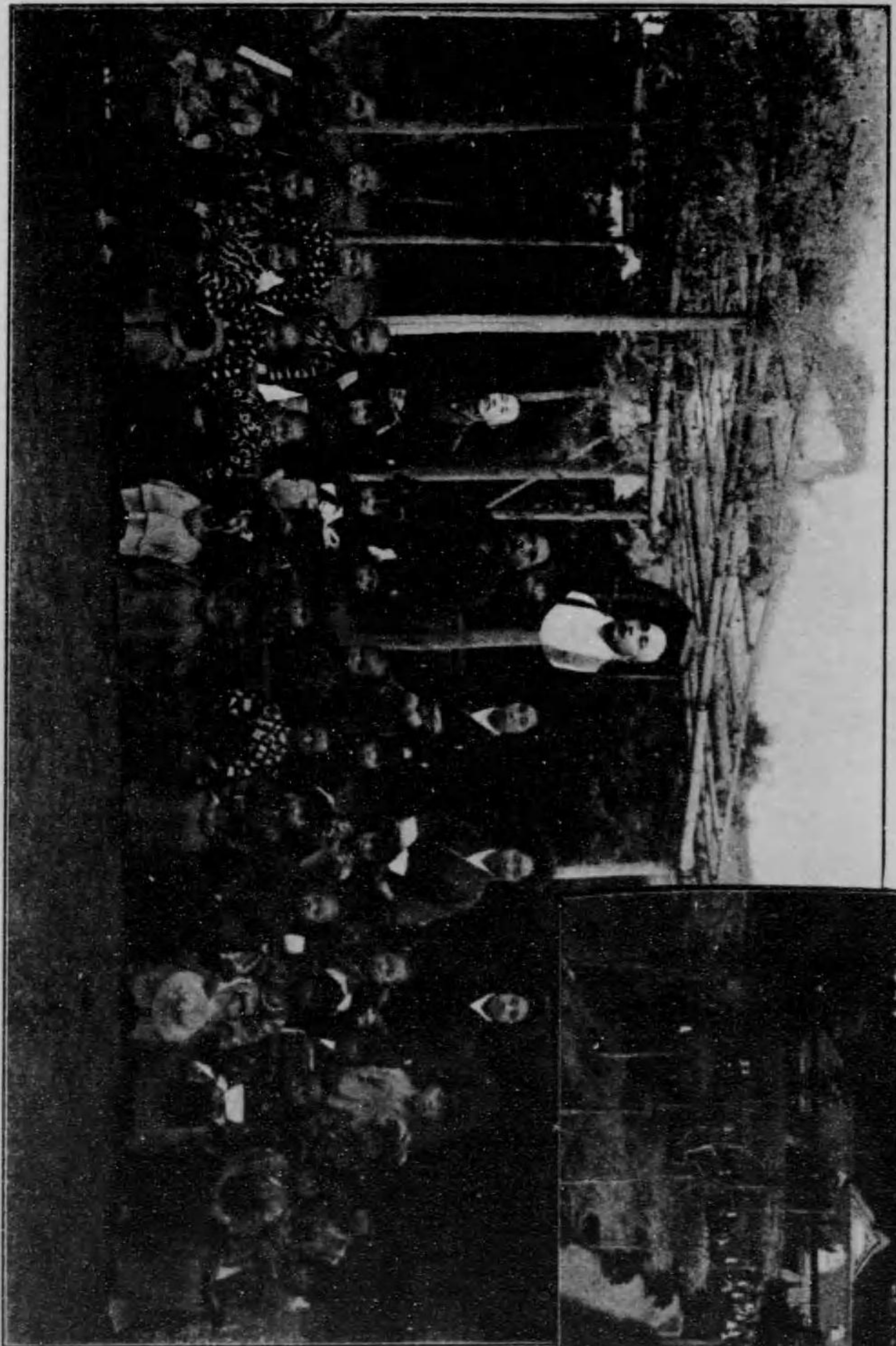
生業卒回四第及自職教



景 全

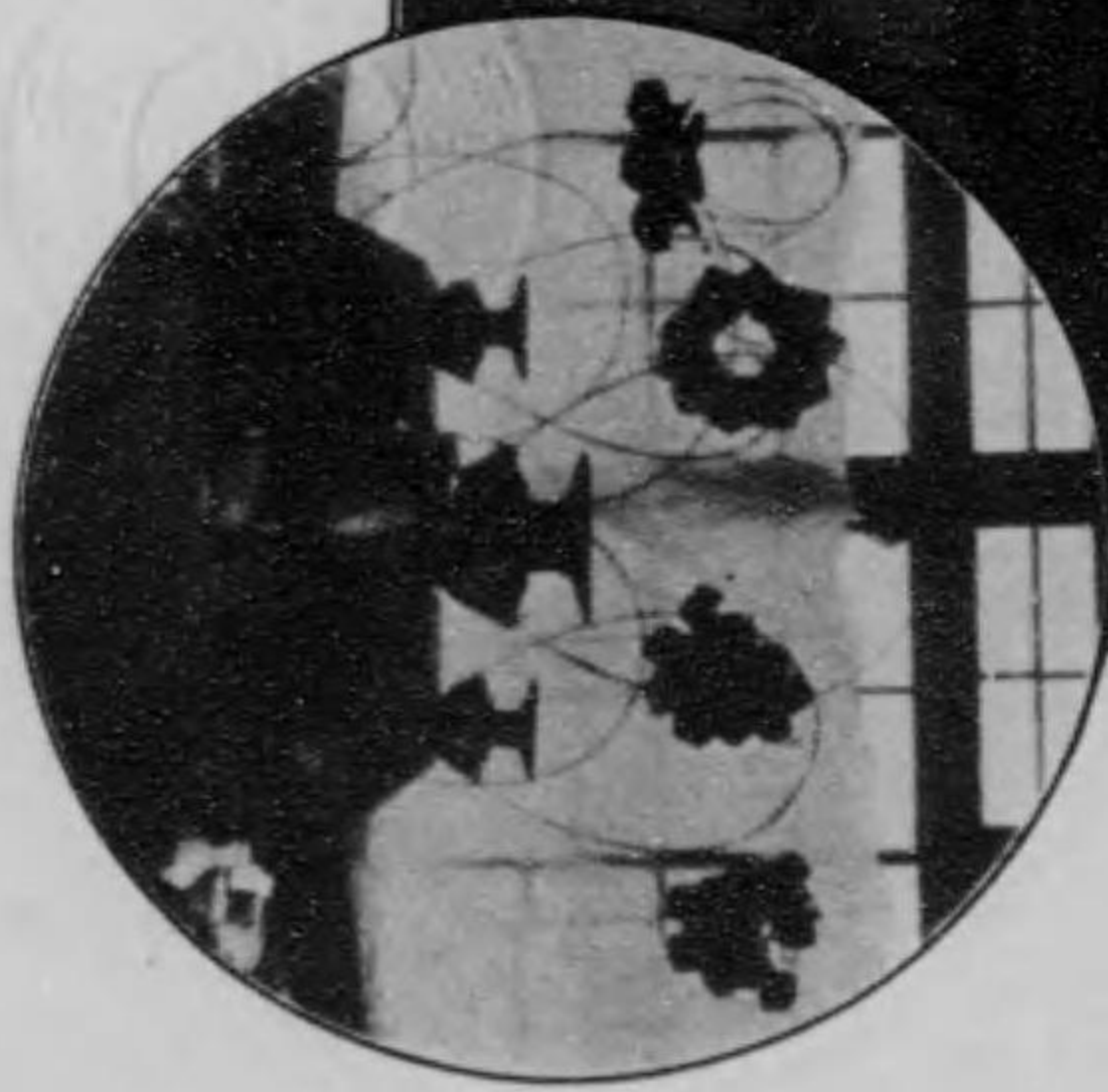
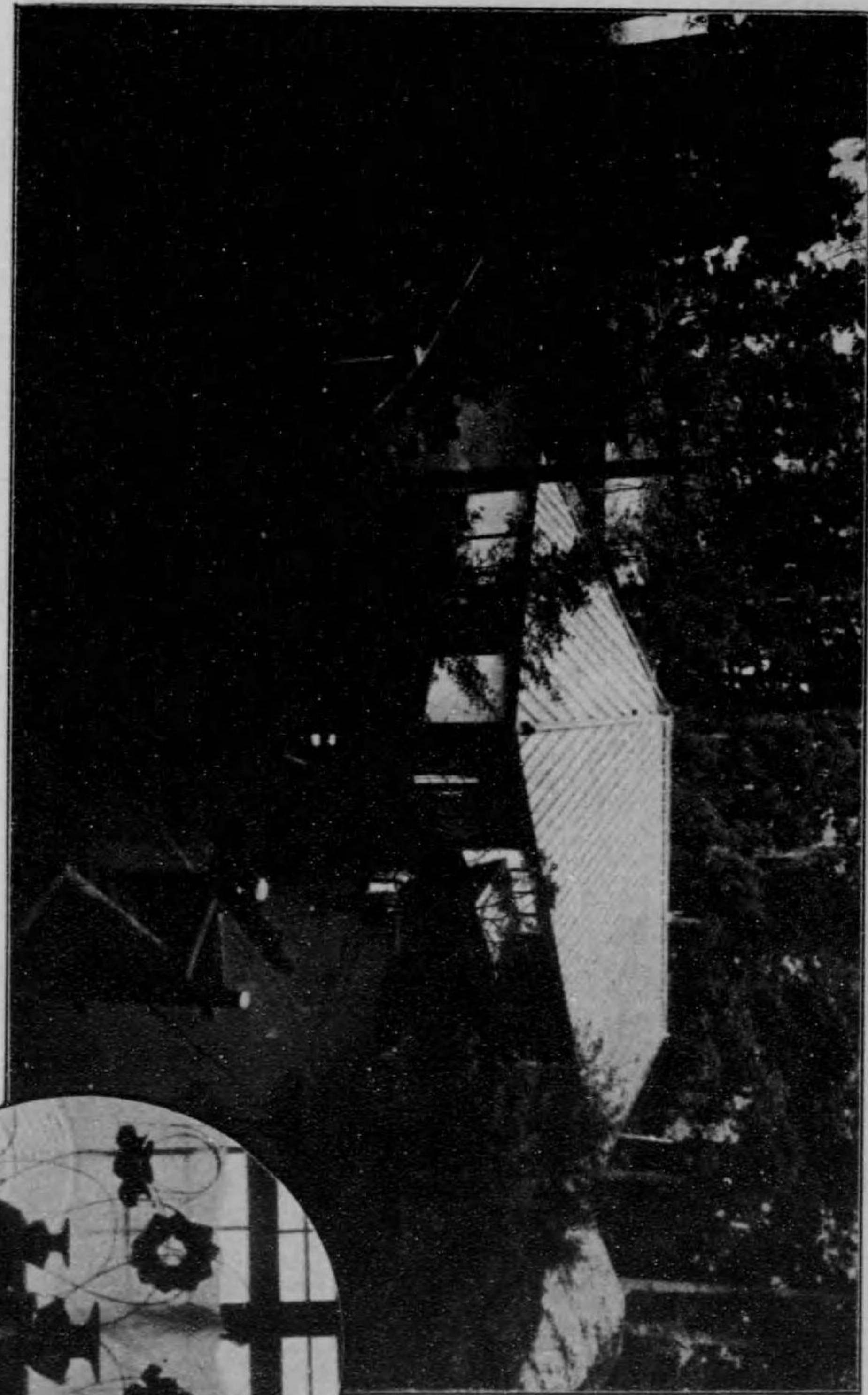


園 稚 幼 田 成



者 了 修 育 保 回 十 第 及 員 職

院 化 感 山 田 成



品 作 製 徒 生

成田圖書館



本館及書庫



閱覽室の第一部



成田中學校一覽

沿革	一
學制	二
中學校令抄	三
中學校令施行規則抄	四
成田中學校校則	六
成田中學校組織	一
職員表	一五
生徒表	一六
英漢對照卒業生人名	二二
卒業生人名及履歷表	二五
卒業生及生徒區別表	三六
生徒入學前修學校名表	三七
校友會規則	三九
經費統計概表	四二

成田書局

大正
4. 6. 17
寄贈

私立成田中學校一覽 (大正四年四月二十五日現在)

◎沿革大略

私立成田中學校は明治三十一年十月七日文部大臣の認可を得て舊成田英漢義塾を改稱したるものにして、圖書館女學校幼稚園威化せる公共事業の一部に属する。英漢義塾は明治二十一年八月新勝寺先代の住職正七位中僧正三池照鳳師が有志石川甚兵衛、諸岡勝太郎其他の諸氏と謀り地方の教育機關として設立したる中等學校にして、至三池師の篤志に出生したるなり。修業年限三箇年の規定にて高等小學校卒業以上及び其と同等の學力あるものを採取せり。宮村三多氏最初の塾長に任命せられ二十三年一月に至りて濱田義雄氏其跡を襲ふ此年第一回の卒業生を出す已にして濱田氏辭任し福山龜太郎氏來任せしが二十四年二月に至り和田玉一氏代り立てり。二十九年六月塾主三池氏入寂せられ現貫主權大僧正石川照勤繼で塾主となる。三十一年七月新勝寺院代少僧正服部照和師當時在歐中の塾主の

囑托を受けて中學校認可を文部大臣に稟請す。次で千葉縣知事安部浩氏臨校せらる。三十一年十一月文學士喜田貞吉氏塾長に任せらる。三十二年三月文部次官奥田義人、商工局長木内重四郎兩氏以下臨校せらる。八月喜田氏辭任。竹内楠三氏來り代る。十月七日成田中學校と改稱の件認可下る。

此時まで學校は成田町宇東谷なる。現圖書館の地所に位置せしが中學校認可と共に現在の校舎の土工を開き三十三年六月落成す。淺井造、宮田半左衛門、諸岡市郎左衛門、飯倉郁太郎の諸氏及評議員三橋金太郎氏建築委員として盡力せり。三月校主歸朝す。六月二十七日落成式を舉行す。文部大臣樺山資紀氏以下朝野の名士多數の參列を受く。先是三十三年三月文部省告示第五號により徴兵猶豫の特典を附與せらる。又、四月十日校旗授與式を行へり。三十四年七月竹内氏辭し校主石川照勤校長を兼ねて今に及ぶ。三十五年四月中學

校となりての第一回卒業生を出す。知事代理來臨。七月粟根鐵藏氏校長事務代理を命ぜらる。三十六年三月第二回卒業生を出す。板垣退助伯以下來臨せらる。三十七年三月第三回卒業式を行ひ千葉縣知事石原健三氏以下の臨校あり。三十八年三月第四回卒業生を見る。千葉縣知事代理臨席。三十九年三月第五回卒業生出づ。千葉縣知事代理臨席。四十年三月第六回卒業生を出す。四十一年三月第七回卒業生を出す。九月文學博士白鳥庫吉氏に本校顧問を囑托す。同月校長事務代理栗根氏辭任。文學士葛原運次郎其跡に任命せらる。次で校長事務代理の位置に校務主監の名稱を附す。四十二年三月第八回卒業生を。四十三年三月第九回卒業生を。四十四年三月第十回卒業生を。四十五年三月第十一回卒業生を。大正二年三月第十二回卒業生を送る。大正二年七月葛原主監辭任。文學士佐竹元二主監に任命せらる。大正三年三月第十三回卒業生を送る。大正四年三月文部省普通學務局長田所美治氏臨校せらる。大正四年三月第十四回卒業生を送り以て現今に至る。

◎學曆

四月
一日 第一學期開始、春季休業始
一日 入學試驗
二日 入學試驗合格者發表
七日 春季休業終
八日 第一學期始業式、入學式、午前八時始業
中旬 一日遠足
下旬 身體検査
五月
中旬 運動會
廿七日 海軍紀念日文藝會
六月
一日 夏服用、服裝検査
初旬 野球小會、庭球小會
七月
自十四日 第一學期試驗
至十八日 第一學期修業式
廿一日 夏季休業始

八月
卅一日 第一學期終

九月

一日 第二學期開始、始業式

十月

一日 冬服用、服裝検査
七日 創立紀念日

中旬 武道小會、野球大會、庭球大會、修學旅行

卅一日 天長節

十一月

一日 午前九時始業

三日 遠足又ハ長距離競走

中旬 發火演習

十二月

自十八日 第二學期試驗
至廿二日 第二學期終業式

廿二日 第二學期終業式

廿六日 冬季休業始

卅一日 第二學期終

一月

一日 第三學期開始

一月

一日 第三學期開始

一日 新年拜賀式
七日 冬季休業終

八日 第三學期始業式

中旬 五年級生徒志望調査

中旬 文藝會(義士會)

自中旬 武道寒稽古

至下旬 次學年教科書選定

下旬 次學年教科書選定

二月
十一日 紀元節

十二日 武道大會

十三日 野球大會

下旬 庭球大會

下旬 校友會誌發行

三月

自十四日 陸軍紀念日文藝會

至二十四日 學年試驗

二十日 第三學期終業式

廿日 卒業式

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

卅一日 第三學期終

◎中學校令〔抄録〕(明治三十二年二月六日)

(勅令第二十八號)

- 第一條 中學校は男子に須要なる高等普通教育を爲すを以て目的とす
- 第九條 中學校の修業年限は五ヶ年とす但し一箇年以内の補習科を置くことを得
- 第十條 中學校に入學することをを得る者は年齢十二年以上にして尋常小學校を卒業したる者又は之と同等の學力を有する者たるべし

◎中學校令施行規則〔抄録〕(明治十四年三月)

(文部省令第三號)

- 第一條 中學校の學科目は修身、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、圖畫、唱歌、體操とす
- 外國語は英語、獨語又は佛語とす
- 法制及經濟、唱歌は當分之を缺くことを得
- 第十六條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
- 學年は分て三學期とし第一學期は四月一日より八月三十一日までとし第二學期は九月一日より十二月三十一日までとし第三學期は翌年一月一日より三月三十一日までとす
- 前二項の規定は補習科に關しては之を適用せず
- 第十七條 教授日数は毎學年二百日以上とす但し次條の場合及特別の事情に依り文部大臣の許可を受けたる場合に於ては此の限にあらざ
- 試験及修學旅行に充つる日数は前項の日數に算入せず
- 第十八條 傳染病豫防の爲必要るとき其他非常變災あるときは臨時休業を爲さしむることを得

業を爲さしむることを得

- 前項の事由あるときは地方長官は道廳府縣立以外の中學校の休業を命ずることを得
- 前二項の場合に於ては事由を具し遅滞なく文部大臣に届出づべし
- 第十九條 紀元節天長節、及一月一日には職員及生徒學校に參集して祝賀の式を行ふべし
- 第二十條 中學校の生徒數は四百人以下とす但し特別の事情あるときは六百人まで之を増すことを得
- 分校の生徒は三百人以下とす
- 補習科の生徒數は前學年に於て當該學校を卒業したる者の數を越ゆることを得ず
- 前項の生徒數は第一項の生徒數に算入せず
- 第二十一條 學級は同學年の生徒を以て編制すべし
- 一學級の生徒は五十人以下とす
- 第二學年以上に於ける各學年の學級數は第一學年の學級數に超過することを不得但し特別の事情に依り文部大臣の認可を受けたるときは此の限にあらざ(三十六年文部省令第(二十八號)を以て追加)
- 前項の場合に於て分校の學級數は本校の學級數に算入す(同上)
- 第四十一條 生徒を入學せしむべき時期は學年の始より三十日以内とす但し缺員あるときは第二學期及第三學期の始より十日以内で臨時入學せしむることを得第五學年には轉學又は當該學年に於て退學したる者の再入學を除くの外に生徒の入學を許すことを得ず
- 前項の規定は補習科の生徒入學に關しては之を適用せず(三十六年(廿八號)補)
- 第四十二條 第一學年入學志願者中尋常小學校を卒業せざる者に就きて

は試験に依りて其學力を檢定すべし

- 第一學年入學志願者中尋常小學校を卒業したる者は其の他の志願者に先ちて入學を許すことを得
- 尋常小學校を卒業したる者の數入學を許すべき人員に超過するときは試験に依りて入學者を撰拔すべし
- 第四十三條 前條第一項の試験は國語、算術、日本歴史、地理、理科に就き尋常小學校の程度に依りて之を行ふべし
- 第四十四條 第二學年以上に入學を許すべき者は相當年齢に達し前各學年の課程を卒したる者と同等の學力を有すべし
- 前項入學者の學力は前各學年の程度に於て其の各學科目に就き試験に依りて檢定すべし
- 第四十五條 (三十六年(廿八號)改正) 中學校生徒にして退學したる者退學したるときより一箇年以内に入學を志願したるときは同一學年以下の學年に限り入學を許可することを得
- 前項の場合に於て其の退學したる中學校に再入學を志願したる者に限り試験に依らざることを得
- 第四十六條 他の中學に轉學を志望する生徒あるときは學校長は正當の事由ありと認めたる場合に限り其の生徒の在學證明書及成績表を移轉先學校に送付すべし
- 移轉先學校に於ては缺員ある場合に限り前項生徒の轉學を許可することを得
- 前項の規定に依り轉學を許可する生徒は試験を行はずして同一學年に編入することを得
- 第四十七條 (三十五年(二號)改正) 各學年の課程の修了又は全學科の卒業を認む

るには平素の學業及試験の成績を考査して之を定むべし

- 但し正當の事由ありて試験に缺席したる者に對しては平素の學業の成績のみを考査して之を定むることを得但徴兵令第三十三條の關係を有せざる者は此の限に非らず
- 試験は分て學期試験及學年試験とし學期試験は第一學期及第二學期に於て之を行ひ學年試験は學年末に於て之を行ふべし
- 但し正當の事由ありて試験に缺席したる者の爲特に追試験を行ふことを得
- 試験は國語及漢文、外國語、數學、圖畫、唱歌、體操に就ては之を行はざることを得
- 第五十條 補習科に入學することをを得る者は中學を卒業したる者たるべし
- (三十六年(廿八號)補) 補習科生徒の在學期間は中學校を卒業したる日より起算し二箇年を越ゆることを得す但徴兵令第三十三條の關係を有せざる者は此の限に非らず
- 補習科を修了し又は退學したる者補習科に再入學するときは其の修了又は退學前に於ける補習科在學の期間は之を前項の期間に算入す
- 第五十一條 學校長は左の各項の一に該當する者に退學を命ずべし
 - 一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
 - 二 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
 - 三 引續き一箇年以上缺席したる者
 - 四 正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者
 - 五 出席常ならざる者

◎成田中學校校則

第一章 總則

第一條 本校は男子に須要なる高等普通教育をなすを以て目的とす

第二條 本校の修業年限を五箇年とし一年を以て一學年とす

但學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第三條 一學年を分ちて三學期とす左の如し
第一學期 四月一日より八月三十一日に至る
第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る
第三學期 一月一日より三月三十一日に至る

第四條 休業日左の如し
各日曜日、開校記念日(毎年十月七日)大祭日、祝日、春季休業(四月一日より同七日に至る)夏季休業(七月廿一日より八月卅一日に至る)冬季休業(十二月廿五日より一月七日に至る)

第二章 學科課程及授業時間

第一條 各學科の配當并に每週授業時數は別紙に依る

第三章 試驗

第一條 試驗を分ちて學期試驗學年試驗の二種とす
第二條 學期試驗は第一學期及第二學期の終りに於て其學期間に授業せし科目に付之れを行ふ者とす第三學期試驗は其學期間に於ける日課評點のみを以て之に充つ

第三條 學年試驗は學年の終りに於て該學年間に授業せし全學科に付之れを行ふものとす

第四條 試驗の評點は修身、國語及漢文、外國語、歴史及地理、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、圖書、唱歌、體操は各一學科毎に百點を以て最高點とす

第五條 各教員は其受持學科に就き日課點を附す

第六條 一科目の學期試驗評點は其學期中に於ける日課點の平均點と學期試驗點とを加へ其和を二除したるものとす

第七條 一科目の學年試驗評點は各學期試驗評點の平均の二倍に學年試驗點を加へ其和を三除したるものとす

第八條 各學科の學年評點五十點以上總約點六十點以上を得るにあらざれば進級するを得ず但三十五點以上

學科課程每週教授時數表

學科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	一	一
國語	八	七	七	六	六
漢文	講文、習字	全	全上、文法	講文、文法	講文、文法
外國語	發音、綴字、會話、書取	會話、譯文、書取	會話、譯文、書取	會話、譯文、書取	會話、譯文、書取
歷史	日本歷史	日本歷史、世界地理	東洋歷史	西洋歷史	日本歷史、西洋歷史
地理	日本地理	世界地理	東洋歷史	西洋歷史	日本歷史、西洋歷史
算術	算術	代數	代數、幾何	代數、幾何	代數、幾何
博物	植物、動物	動物生理	動物生理	博物通論	博物通論
物理				物理學	物理學
化學				化學	化學
法制					法制經濟
圖畫	自在畫	全上	全上	全上	全上
體育	教練及體操	全上	全上	全上	全上
唱歌					
計	三九	三九	三〇	三〇	三〇

上のもの一學科又は四十點以上のもの二學科以下あるも總約點六十點以上なるときは進級せしむ

第九條 學年試験及び學期試験に正當の事故の爲め豫め届出の上缺席したるものは補缺試験を行ふことあるべし但此の場合に於ては其得點の十分の二を減じ之れを試験點と定む

第四章 入學及退學

第一條 生徒の入學は毎學年の始とす但缺員あるときは學期の始めに於て募集することあるべし

第二條 本校第一學年級に入學を許すべきものは尋常小學校第六學年卒業のものは其卒業證に依り其他の志願者は入學試験に合格せるものを取る但尋常小學校第六學年卒業の者と雖も志願者の數募集人員に超過するときは入學試験を執行すべし

第三條 第一學年級の入學試験は尋常小學校第六學年を修了したるものに對しては讀書、作文、習字、算術の四科目に就き其他の志願者に對しては尙ほ日本地理、日本歴史を加へ尋常小學校第六學年卒業以上の程度に依り試験を行ふべし

第四條 第二學年級以上に入學を許可すべきものは相當

年齢に達し其學級に相當する學力試験に合格したるものに限る

第五條 他の中學校より轉學せんと欲する者ある時は缺員ある場合に限り入學を許することあるべし但前學校と學科の配當に差異あるときは其學科に限り試験を行ひ前學校と同年級或は一級下級に編入す

第六條 凡て本校に入學せんと欲するものは體格検査を施し合格せざるものは入學を許可せず

第七條 入學志願者は左の書式に依り入學願書及履歴書を差出すべし但尋常小學校六學年以上の課程を卒へたる入學志願者は更に修業證書又は卒業證書を添へ該書なき者は校長又は首席訓導の證明書を添ふべし

入學願書

(用紙半紙 二ツ折)

私儀御校何年級に入學志願に付御許可相成度此段奉願候也

年 月 日

住所族籍

成田中學校長 何 誰 殿

戸主誰子弟 姓

名 印 生年月日

履 歷 書

(用紙半紙 二ツ折)

本籍何府何縣何市郡何町村何番地 現在、、、、

族籍、戸主に非れば誰子弟、 姓 名

生年月日

一何年何月より何年何月まで何學校に何學修業

一何年何月何學校を修業

一、、、

一何年何月の廉に付何賞或は何罰を受く 右之通相違無之候也

年 月 日 右

姓 名 印

第八條 入學の許可を得たるものは壹週間に内に左式の在學證書并戸籍謄本を差出すべし

在學證書

(用紙半紙 二ツ折)

保證人の印

參 錢 收 入 印

私儀今般入學御許可相成候に付ては在學中御規則命令等堅く遵奉可仕候也

住 所

誰子弟 族 籍

姓 名 印 生年月日

前書之通相違無之候に付拙者保證人に相立ち御規則命令等堅く相守らせ本人身上に關する事件一切引受可申候也

年 月 日 住 所 族籍職業 保證人 姓 名 印

成田中學校長 何某殿

右保證人は丁年以上の男子にして本町(村)内に於て一家計を立つる者に相違無之候也

何府何縣何國何郡市何町村長

年 月 日 何 某 印

第九條 保證人は父兄親戚又は後見人中丁年以上の男子にして一家計を立つる者に限る

第十條 保證人は豫め本校長の承諾を得たるものたるべし

第十一條 保證人の資格上不適當と認むるときは之れを變更せしむることあるべし

第十二條 左の場合に於ては退學を命ず

- (一) 品行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- (二) 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
- (三) 引續き一箇年以上缺席したる者
- (四) 正當の事由なくして引續き一ヶ月以上缺席したる者

- (五) 授業料二ヶ月以上に亘るもの
- (六) 疾病事故に因り學業を履修する能はざるものと認むるもの
- (七) 出席常ならざるもの

第十三條 中途退學せんと欲するものは保證人連署を以て其理由を具し願出づべし

第五章 授業料

第一條 授業料は一ヶ月金壹圓六拾錢とす

第二條 生徒在學中は出席の有無に拘はらず毎月五日迄に納むべし但毎年八月は納むるを要せず

第三條 授業料納付期日を過ぎ五日以内に尙ほ納めざるものは納入済まで停學を命じ保證人をして之を納めしむ

第四條 入學の許可を得たるものは入學金壹圓を納むべし

第五條 左の各項に該當するものは授業料を減免す

- 一 學力優等品行方正にして他生の模範たるべきもの
 - 一 戦時若しくは事變に際し召集せられたる者の子弟
 - 一 貧困にして資力なく學力品行中等以上なるもの
- 但此第三の場合に於ては父兄又は後見人より特に願書を差出さしめ又本人に對しては相當の義務を負はしむ

第六章 賞罰

第一條 品行方正學術優等の者には一學年間の授業料を免除し又は賞品賞状を授與することあるべし

第二條 規則命令に違背し又は風紀を害するものは戒飭、留置、停學、放校の罰に處す

第三條 學校の建物器具器械標本等を毀損又は亡失し

たるときは相當の賠償をなさしむることあるべし

第七章 寄宿舎

第一條 寄宿舎は本校生徒にして父兄及保證人の住宅より通學し能はざるものをして寄宿せしむる所とす但場合により下宿を命ずることあるべし

第二條 寄宿舎は一ヶ月の食費として金五圓舍費として金拾錢毎月五日以内に納むべし若し故なくして期間内に納めざる者は退舎を命じ未納の費額は保證人より追徴す

但食費の外炭油料の實費を徴集す

第三條 入舎の許可を得たるものは左の保證書を差出すべし

保證書 (用紙半紙 二ツ折)

(形籜)

<p style="text-align: center;">① 參入 收紙 印</p> <p>御校何年生某儀今般寄宿舎へ入舎致し候上は本人入舎中金員物品の辨償は勿論本人身上に關する一切の事件負擔可仕候仍て保證書如件</p> <p>年 月 日 住所番地族籍</p> <p>保證人 姓 名 印</p> <p>成田中學校長 何誰殿</p>	<p>御校何年生某儀今般寄宿舎へ入舎致し候上は本人入舎中金員物品の辨償は勿論本人身上に關する一切の事件負擔可仕候仍て保證書如件</p> <p>年 月 日 住所番地族籍</p> <p>保證人 姓 名 印</p> <p>成田中學校長 何誰殿</p>
---	--

第四條 保證人に異動あるときは直ちに届出相當の手續をなすべし

第五條 退舎せんと欲するものは事由を記し保證人連署の上願書を差出し許可を受くべし

第八章 服制

第一條 生徒登校の時は必ず制服制帽を用ふべし

第二條 制帽の地質は黒羅紗にして本校の徽章を附すべし

第三條 制服はジャケット製ホック止めにして冬服の地質は紺色又は黒色のヘル若しくは小倉織を用ふべし

第四條 制服を未だ調製せざるもの若しくは汚損したるものは代用服を着用すべし

第五條 代用服は筒袖にして袴を着用すべし

第六條 制服又は代用服を着用するにあらざれば教場に入るを許さず但新入學生に限り指定の期間中制服調製の間は特に代用服を許す

◎私立成田中學校細則

第一章 生徒心得

第一條 生徒は日常左の各項を服膺すべし

- 一 知徳を浮勵し身體を健全にして以て立身報國を企圖すべき事
- 一 信義を守り廉恥を重んじ輕佻浮薄の風を避くべき事
- 一 師長に對しては恭敬を旨とし苟も倨傲不遜の行爲あるべからざる事
- 一 修學の序を履み切近思を務むべき事
- 一 校内にありては喧嘩粗暴の舉動を慎み靜肅を期すべき事
- 一 校の内外に在るを問はず本校生たる體面を汚す所行あるべからざる事

第二條 生徒は左の各項を遵守すべし

- 一 登校の時は制服制帽を着すべし
- 一 止を得ずして制服を着ること能はざる時には代用服を着用すべし
- 一 妄りに金錢物品を貸借すべからず
- 一 下足にて校舎内に入るべからず
- 一 喫煙飲酒すべからず
- 一 外出の時には必ず制帽制服を着るか若くは制帽を着け袴すべし
- 一 服裝を正しくして野卑放縱の態あるべからず
- 一 建物器具等を毀損し又は汚漬すべからず
- 一 風紀を亂す虞ある場所に立入るべからず
- 一 掲示は三日を過ぐれば一般に知了したるものと看做すが故に常に之を注意すべし

第三條 敬禮は左の式に従ふべし

○室内の敬禮

- 一 脱帽し居る際敬禮を行ふには直立不動の姿勢を取り敬禮すべき人に注目して體の上部を少しく前に傾くべし
- 一 着帽の際敬禮を行ふには室の入口に於て右手を以て帽の前庇を執り

之を垂直に下げ其裏面を右股に對せしめ前項の式に據るべし

○室外の敬禮

- 一 制帽制服着用のもの室外に於ては敬禮すべき人より約六歩前にて姿勢を正し約三歩前にて停止し舉手注目目の敬禮をなすべし
- 一 和服着用の上は前項の式に據り脱帽注目目の敬禮をなすべし
- 一 教師教室に臨むや級長は(氣を附け)と令し全員を起立せしめ次に教師着席するや級長式の如く敬禮せしむべし其退出する時も亦同じ但し級長副級長不在の時は上席の者之に代るべし
- 一 生徒相逢ふときは下級のもの先づ敬禮を行ふべし
- 一 式場の敬禮は別に之を定む

第四條 教室に關する規定左の如し

- 一 授業の始は喇叭を以て之を報ず
- 一 始業の信號鈴に依りて教師の臨室に先立ち着席すべし
- 一 授業時間の外は猛りに教室及廊下に在るべからず
- 一 教室に在りては姿勢を正しく言語を明晰にすべし
- 一 質問せんと欲するときは舉手して教師の許可を受け起立の上發言すべし教師の試問に答ふる時も亦起立すべし
- 一 教場において教師の許可を得ずして發言し又は座席を離る可らず
- 一 教室の備用品を恣に使用し又は移動すべからず
- 一 所定の時間に後れたるときは其理由を受持教師に申出て指揮を受くべし
- 一 教科外の書籍又は物品をば教室内に持入るべからず
- 一 授業中に教師の許可を得ずして文書又は物品を授受する等の事あるべからず

第五條 願届に關する規定左の如し

- 一 總て願書は事務所に届書は學級主任に差出すべし
- 一 但願書は學校長宛届書は學校宛に認むべし
- 一 願書及届書には必ず保證人及父兄の連署を要す
- 一 缺課届は缺課せし日より三日以内に差出すべし
- 一 但期限内に差出さざる時は無届缺課と看做す
- 一 登校後半途にして缺課せんとするときは其事由を口頭にて其受持教師に申出更に前項の手續を履むべし
- 一 自己疾病の爲め缺課一週日以上に及ぶものは當校々醫の診斷書を添へ届出づべし
- 一 身分又は宿所の移動を生じたるときは直に届出づべし保證人の變更したる場合も亦同じ

第二章 役員

- 第六條 各學級に級長副級長各一名を置く其職務及心得左の如し
 - 一 級長は學校長の指揮を受けて學級内の事務を司るものとす
 - 一 副級長は級長の事務を助け又級長に事故あるときは其代理をなすものとす
- 一 級長副級長は學友の模範となり其親睦切實に注意すべし
- 一 其學級に起りたる事件は其都度學級主任に申出づべし
- 一 前項の外臨機に學校の指揮を受けて事を處理すべし
- 第七條 級長副級長選定に關する規定左の如し
 - 一 級長副級長は各學級に於て四名の候補者を記名投票を以て選舉せしめ其中に就きて學校長之を命ず
 - 一 級長副級長選舉の手續につきては學級主任の指揮を受くべし

一 級長副級長の任期は一學年間とす但前任者を再選することを得又學校長の見込に因りては任期内と雖改選せしむる可あるべし

一 級長副級長は校長に於て相當の事由ありと認むるに非ざれば任期中に辭退することを許さず

第三章 服一制

第八條 生徒の服制を定むること左の如し

但新入學生徒に限りて五月三十一日迄は之に據らざるも妨げなし

地質	式	備考
地質	海軍形帽にて黒色の眉庇及頭紐を附く	夏期は日覆を附く自六月一日至九月卅日購求方は學校に申出づべし
帽章	金 屬 葉牡丹の内の字	
冬	紺又は黒ヘル	長(チャケット)製體骨より兩脇の下端を裂くこと凡三寸、胸一重、ホックにて留む全縁巾約五分の黒毛縁を左部に一箇所に附く
地	紺小倉	普通の製式
夏	霜 降 上 衣	冬服に同じけれ共線及裏を附けず
服	小倉地	普通製式
襟	章 金 屬	級相當の羅馬字形
套外	紺又は黒羅紗	胸兩前、後面の裾を裂き胸部に扣紐を六箇づ、二行に附く(紐の模様は帽章に同じ)頭巾附
		裏地は派手なるを用ふべからず

特待生並に正副級長に對しては本校指定の徽章を附與す

擊劍 嚙托教師
柔道 嚙托教師

三橋 長吉
芦澤 夏雄

平山 梨民
平山 梨民

明治三十三年十月
大正四年一月

◎生徒表

(大正四年四月二十五日現在)

(◎印特待生)

△印正副級長

(級長以外身長順)

第五學年

(三十八名)

學年主任

教諭

前田 重雄

△大	三川	團次	安印
◎△板	倉誠	茂長	原生
本	多傳	遠印	山嶺
石	井亮	遠印	山嶺
鈴	木賢	遠印	山嶺
小	川吉	遠印	山嶺
內	田信	遠印	山嶺
大	竹茂	遠印	山嶺
渡	邊富	遠印	山嶺

篠崎	熊切儀	旭	遠印
秋葉	一吉	古夷	山嶺
瀧澤	榮一	蓮山	沼武
大木	武雄	成印	田嶺
山內	誠	成印	田嶺
戶村	達郎	二山	川武
湯淺	健一	八印	生嶺
石川	富士	成印	田嶺

宇賀	近治	白印	井嶺
鈴木	治郎	公印	津嶺
阿部	良策	豐印	住嶺
小川	彌	千山	代武
飯高	多一郎	香本	須賀
湯淺	佐一郎	八印	生嶺
平山	久一郎	成印	田嶺
伊藤	保次	成印	田嶺
長谷川	祐元	西安	條房

第四學年

(三十七名)

學年主任

教諭

河野	八郎	八印	生嶺
篠田	欣吾	豐印	住嶺
池田	喜一	富印	里嶺
手島	徹	千山	代武
△能	勢邦	千嶺	橋葉
△秋	山寅	多香	古取
堀田	彌太郎	久印	住嶺
大島	文吉	八印	生嶺
小川	斌	公印	津嶺
土肥	卓	公印	津嶺
石橋	保	富印	里嶺
櫻井	一郎	小香	御門
本	多	遠印	山嶺

伊藤	茂	飯香	高取
木內	功	富印	里嶺
藤崎	穰	遠印	山嶺
齋藤	七司	公印	津嶺
深山	浩一	旭印	嶺
池田	伊重	千山	代武
方波	見仲	鹿茨	鳥城
土井	平重	公印	津嶺
根本	東海	公印	津嶺
根本	達夫	稻茨	敷城
內藤	達	成印	田嶺
日暮	彦治	大香	須賀
加藤	久治	大香	須賀
多田	元二	公印	津嶺

岩井	平男	大印	杜嶺
安達	國一	北崎	立玉
片野	春吉	大岐	垣阜
秋山	篤英	八印	生嶺
竹尾	剛	成印	田嶺
大木	康	成印	田嶺
渡邊	三陸	成印	田嶺
長竹	三	成印	田嶺
小柳	武	成印	田嶺
青柳	忍	公印	津嶺
堀越	誠	二山	川武
宇井	龍	成印	田嶺
秋葉	仲	富印	里嶺

篠田	秋葉	神山	檜垣
三省	一省	雅一	達也
鼎	市	市	久
稻	東	東	住
茨	原	原	住
城	數	數	住
諸岡	石橋	池田	
照保	健二	義夫	
敏	保	夫	
公	成	富	
津	田	里	
齋藤	姊崎		
陽	令		
一	藏		
成	新		
田	山		
庄	形		

第三學年 (五十名)

學年主任

教諭

黑土四郎

湯淺	飯高	石井	越川	藤崎	三橋	中野	藤倉	林倉	宮原
文之助	傳治	勝男	內卯之助	善四郎	堂	喜	茂	喜	三
八	遠	成	成	成	成	成	成	成	成
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
生	山	山	山	山	山	山	山	山	山
住	住	住	住	住	住	住	住	住	住
堀井	佐々木	堀井	佐々木	堀井	佐々木	堀井	佐々木	堀井	佐々木
達	喜代之	達	喜代之	達	喜代之	達	喜代之	達	喜代之
小	二	小	二	小	二	小	二	小	二
香	山	香	山	香	山	香	山	香	山
御	川	御	川	御	川	御	川	御	川
門	武	門	武	門	武	門	武	門	武
取	取	取	取	取	取	取	取	取	取

日色	山田	飯塚	小川	鈴木	藤崎	實川	深山
四郎	好助	忠助	總良	德治	英亮	和男	盈二
豐	富	多	千	成	遠	千	旭
香	里	香	山	成	遠	千	旭
和	里	香	山	成	遠	千	旭
取	里	香	山	成	遠	千	旭
石井	神戶	伊藤	田中	鈴木	小倉	長谷	渡邊
清	隆太	七右衛門	藤治	朝次	倉仁	谷川	常治
遠	成	久	小	大	成	成	成
印	印	印	香	印	成	成	成
山	山	山	山	山	山	山	山
住	住	住	住	住	住	住	住
日暮	清水	土井	安藤	石橋	松田	高橋	
輝	東四郎	規矩	俊行	橋進	田幸	橋	
豐	大	公	久	富	成	成	
印	山	公	久	富	成	成	
住	山	公	久	富	成	成	
津	津	津	津	津	津	津	
口	津	津	津	津	津	津	
住	津	津	津	津	津	津	

第二學年甲組 (三十三名)

學年主任

教諭

清原正郡

阿部	湯淺	大木	澤田	石原
德正	三吾	圭一	明文	幸市
石	八	東	中	成
福	生	陽	鄉	田
城	生	陽	鄉	田
島	城	陽	鄉	田
福田	林正	佐竹	廣瀬	藤崎
直四郎	正義雄	竹義	瀬光亮	崎隆三
本	成	下	豐	遠
東	印	東	印	印
京	山	谷	住	山
鄉	山	谷	住	山
京	山	谷	住	山
糸川	野平	瀧澤	篠原	伊藤
平	誠	治	岩次郎	公平
久	豐	成	成	八
印	印	印	印	印
住	住	住	住	住
住	住	住	住	住

伊藤源右	古川長雄	齋藤昭	山崎信男	片倉武夫	吉川巖
中印	片山	成印	高香	東葛	中印
郷	武	田	岡	北	郷

第二學年乙組 (三十二名)

學年主任

教諭心得

西村耕三郎

丸	朝比奈重藏	猪瀬晋太郎	根本新一郎	檜垣省吾	石川順	石井美雄
公印	佐香	布	稻	久	成	富
津	原	鎌	敷	住	田	里

仲山清亮	石橋孝三郎	丸善衛	椎名操	相京理三郎	小川了介	根本庄衛
公印	成印	公印	本香	公印	千代	豐
津	田	津	須賀	津	武	住

葛生幸吉	小川勳	磯山儀一	木內勝之助	四宮操	神崎俊之助
富印	富印	公印	公印	富印	遠印
食	里	津	津	里	山

池田春之助	湯淺武之助	香取舜治	藤崎信助
富印	八印	二山	富印
里	生	川	里

仲山清亮	石橋孝三郎	石橋正也	稻岡小二郎	三橋重雄
公印	成印	成印	公印	八印
津	田	田	津	生

大貫平吉	千協辰	太三川弘之
小香	更千	多香
門	科	古

第一學年甲組 (三十二名)

學年主任

教諭

松井貞次郎

岡本一雄	岩井表次	梅澤愛	伊藤守	若命富郎	金子進	寺內五郎	岩立源一	萩原英一
東葛	本	旭	安	神奈	豐	中	香	成
山	井	井	食	濱	岡	鄉	川	田

渡邊正一	福田郁次郎	加藤武夫	加藤和	藤崎章	椎名一雄	鈴木新之助	鹽田愛忠	山崎信夫
共	稻	成	八	遠	久	富	布	遠
興	敷	田	生	山	住	里	鎌	山

林稜二	飯田英亮	宮野操	綿貫顯義	紺谷益雄	石井權之尉	藤崎巖	宮崎廣	磯山宣
八印	本香	酒	富	成	遠	遠	成	公
生	須賀	井	里	田	山	山	田	津

高橋 勇雄 公印 津藩
平山 榮昌 多香 古取

相川 博 富印 里藩
鈴木 達衛 成印 田藩

萩本 清緝 稻茨 敷城

第一學年乙組 (三十一名)

學年主任

教諭

丸山 錦吾

△大塚 光雄 成印 田藩
齋藤 喜一 千山代 武田藩
下村 好一 八印 生藩
大野 龜之助 酒印 井藩
石井 庄平 酒印 井藩
藤崎 慶司 成印 田藩
關 久光 千山代 武田藩
吉岡 彰彰 中印 郷藩
菅澤 忠也 遠印 山藩
湯淺 伊一 八印 生藩
齋藏 貞雄 成印 田藩

伊藤 藤豐 久印 住藩
千葉 葉實 成印 田藩
小川 俊一 公印 津藩
中澤 英一 膳滋 所賀
山崎 雄一 永印 治藩
深山 山陽 旭印 藩
根本 寅司 久印 住藩
阿部 規矩治 豐印 住藩
山崎 守治 木印 下藩
鈴木 藤吉 成印 田藩
關口 恒亮 久印 住藩

川島 和夫 富印 里藩
小澤 榮太郎 富印 里藩
大木 唯雄 成印 田藩
丸 善兵衛 公印 津藩
甲田 與市 遠印 山藩
木內 芳雄 成印 田藩
諸岡 俊一 成印 田藩
加藤 傳 八印 生藩
竹村 秀壽 成印 田藩

◎成田英漢義塾卒業生人名 (×死亡者)

第一回卒業生 明治二十二年三月(三)。

法學士 北田 彦三郎

三橋 金太郎

高安 元三郎

第二回卒業生 明治二十五年三月(二名)

×山田 兵治

吉川 松太郎

第三回卒業生 明治二十六年三月(六名)

法學士 石井 佐次馬

宍倉 高次郎

山田市 太郎

石川 英之助

岡本 幸造

山田 要之助

第四回卒業生 明治二十七年三月(四名)

砲兵少佐 林 政次郎

大野市 太郎

湯淺 真二郎

藤崎 仁三郎

第五回卒業生 明治二十八年三月(四名)

伊藤 幸次郎

林田 恒藏

篠崎 幸吉

惠口 忠治

第六回卒業生 明治二十九年三月(十一名)
 山崎傳七 根本太一 高梨盛太郎
 ×石川昌三 大田家績 山本喜助
 多田 藤崎欽哉 森寬一
 篠原友之助 林田政吉
 第七回卒業生 明治三十年三月(六名)
 赤谷由助 木内民雄 米津重次郎
 湯淺暉 石渡恒 林田恒三郎
 第八回卒業生 明治三十一年三月(六名)
 ×郡司喜太郎 並木弘 山本金四郎
 岡本保 山野制 堀井富五郎
 第九回卒業生 明治三十二年三月(六名)
 石井喜一 長谷川慶 小野寺弘
 ×木内啓司 玉造泰助 細田孝司
 選科履修生 明治三十一年三月(五名)

原久藏 山口要太郎 戸村喜助
 香取友吉 篠田鶴吉
 選科履修生 明治三十二年三月(一名)
 誰謹吉

◎卒業生人名及現況表 (×死亡)

第一回卒業生 (明治三十五年三月)
 名古屋高等工業學校教授 文學士 小野寺精一郎 印千 日本興業會社員(早稻田大學卒業)
 通信管理局技師 工學士 飯倉文甫 印千 日本大學教務編輯主任
 小田原中學校教諭(東京美術學校卒業) 三橋信吉 印千 山口縣技手(水産講習所卒業)
 成田中學校教諭(早稻田大學文科卒業) ×竹尾丑之助 印千 實業 東京時事新報社員(歩兵少尉)
 日本石油會社員(早稻田大學商科卒業) 黑田政吉 印千 渡米實業 臺灣總督府鐵道部計理課在勤
 第二回卒業生 (明治三十六年三月)
 ×京須幸 印千 旗業 臺灣總督府鐵道部計理課在勤
 第三回卒業生 (明治三十七年三月)
 ×渡邊政助 印千 旗業 加藤芳之助 香千 取業
 吉岡猛 印千 旗業
 小川克巳 印千 旗業
 高橋照文 山千 武業
 加納金助 印千 旗業
 神崎義俱 印千 旗業
 (藤崎改)

私立成田中學校一覽

東京朝日新聞記者	古矢 誠助	小學校教師	藤崎 源一郎
實業	宮田七右衛門	實業	加藤 光太郎
實業	清宮 俊平	實業	吉田 新
廣島縣西條農學校教諭	大塚 靜	小學校教師	廣瀬 海治
農學士	石川 芳太郎	小學校教師	小川 義徳
法學士	石井 金治郎	實業	鈴木 啓次郎
廣島縣農	櫻井 重助	實業	丸 善助
小學校教師	泉 顯藏	小學校教師	鈴木 忠治
實業	黒川 孝	千葉縣農技手	橋爪 石民
小學校教師	石橋 昇	實業	長谷川 利吉
兵 役	石井 孝司	實業	藤崎 勇三郎
小學校教師	篠田 憲次郎	實業	藤崎 勇三郎
實業(歩兵少尉)	小倉 孝作	實業	三橋 治平
實業	川島 芳夫	實業	

第六回卒業生

(明治四十年三月)

第七回卒業生

(明治四十一年三月)

私立成田中學校一覽

小學校教師	竹村 克之	僧 侶	稻垣 保治
(早稻田大學卒業)	飯島 貞雄	實業	三好 照正
實業(工兵少尉)	土井 彌一	實業	大島 慎三
東京鐵道郵便局員	藤崎 翠	實業	大島 三郎
實業(歩兵少尉)	稻生 恭平	實業	林 正四郎
東京水産講習所雇員	三浦 照芳	實業	篠原 昇
僧侶(國學院大學卒業)	丸 武夫	實業	高野 照實
小學校教師	藤田 正己	實業	木内喜右衛門
龍崎 源	三橋 達也	實業	松本 修一
三好 照嘉	龍崎 源	實業	大木 逸作
香取 實	三好 照嘉	實業	石原 岩治
石橋 清	飯倉 汎三	實業	蛭田 玄美
飯倉 汎三	鈴木 三郎	實業	金澤 光雄
下總御料牧場在勤		實業	加藤 保

第八回卒業生

(明治四十二年三月)

私立成田中學校一覽

小學校教師
邊田 金次郎 印千 旌業
櫻井 千太郎 印千 旌業
千葉縣農事試驗所
實業
小倉 久太郎 印千 旌業
士肥 忠衛 印千 旌業
實業
平山 勘一 印千 旌業
實業
川崎 金吾 印千 旌業
實業
秋葉 義之 山千 武業
實業
信侶(東洋大學文學士)
荒木 照定 山千 武業
實業
野平 謙吉 印千 旌業
實業
鈴木 五兵衛 印千 旌業
信侶(東洋大學卒業)
志田 照猛 印千 旌業
秋葉 昇 印千 旌業
遠藤 隆治郎 印千 旌業
藤崎 大助 印千 旌業
小學校教師
石橋 茂夫 印千 旌業

實業
東京美術學校在學
明治大學卒業
小學校教師
實業
第九回卒業生
(明治四十三年三月)
加藤 健 印千 旌業
加藤 克己 印千 旌業
大塚 篤三 印千 旌業
加藤 清吉 印千 旌業
石井 榮治 印千 旌業
坂宮 浩 印千 旌業
加勢 胖 印千 旌業
高橋 毅一 印千 旌業
推名 憲三 印千 旌業
鈴木 重五郎 印千 旌業
齒科醫(東京齒科醫學專門學校卒業)
實業
兵 役
東京物理學校在學
東京商船學校在學
陸軍輜重兵少尉
東京高等商業學校在學
自費(大阪高等工業學校卒業)
實業
醫師(千葉醫學專門學校卒業)
實業
藤崎 靜 印千 旌業
小川 潔 印千 旌業
野平 與 印千 旌業
橋本 修造 印千 旌業

(松戸開蕪專門學校卒業)

小學校教師
小川 保 印千 旌業
卯之木 照文 印千 旌業
平野 清司 印千 旌業
廣瀬 保 印千 旌業
實業
朝鮮鐵道在勤
小倉 甚四郎 印千 旌業
小倉 英治 印千 旌業
吉岡 米吉 印千 旌業
宮島 昇 印千 旌業
下村 保 印千 旌業
渡邊 昇 印千 旌業
黑川 幹 印千 旌業
澤邊 保 印千 旌業
實業
大阪新報社員
實業
通信省外事課勤務

第十回卒業生

千葉醫學專門學校在學
(明治四十四年三月)
椎名 泰三 印千 旌業
石原 貞三 印千 旌業
第一高等學校第一部在學

(中村改)

千葉醫學專門學校在學
千葉醫學專門學校在學
海軍機關學校在學
千葉醫學專門學校在學
實業
商船學校機關科在學
商船學校機關科在學
林 松之助 印千 旌業
鈴木 雄一 印千 旌業
川島 勝信 印千 旌業
三橋 衛 印千 旌業
額賀 誠司 印千 旌業
小川 清 印千 旌業
河野 毅一 印千 旌業
岡部 秀澄 印千 旌業
小出 清 印千 旌業
山口 清 印千 旌業
藤崎 平三郎 印千 旌業
藤田 精一 印千 旌業
繪鳩 貞 印千 旌業
內田 省吾 印千 旌業
小倉 壯五郎 印千 旌業
小倉 壯五郎 印千 旌業
實業
東京外國語學校西語速成科在學
東京外國語學校支那語科在學
東京外國語學校露語專修科兼修
小學校教師
東洋協會專門學校朝鮮語科在學
東洋協會專門學校朝鮮語科在學
實業
實業

私立成田中學校一覽

私立成田中學校一覽

小學校教師	野平 四郎次	兵 役	藤 曙
海軍技手(政工社工學校高等研究科卒業)	私葉右馬之助	外國語學校支那語科在學	篠 田 保
小學校教師	額賀 忠孝	僧 侶	小 山 正 義
小學校教師	蛭田 眞民	汽船亞細亞丸見習機關師	織 田 順
實 業	吉岡七郎兵衛	大阪高等工業學校在學	小 池 嘉 之
貯金管理局在勤	小 川 新	慶應大學在學	池 田 榮 助
第一高等學校第一部在學	(明治四十五年三月)	兵 役	染 谷 恒 次 郎
日本齒科醫學專門學校在學	三橋 孝一郎	一年志願兵	石 橋 稔
東洋大學在學	(秋山改) 鈴木 靜	一年志願兵	稻 垣 恒 藏
實 業	(本宮改) 大友 庄六	兵 役	長 谷 川 桂
第八高等學校第二部在學	梶谷 循一	小學校教師	新 橋 旭
新潟醫學專門學校在學	(小野寺改) 瀧川 俊雄	實 業	江 副 節 藏
小學校教師	渡邊 和一	僧 侶	(須田改) 佐藤 興仁
	渡邊 由松	實 業	河 野 和 起
	河 合 清	實 業	日 暮 太 一 郎

私立成田中學校一覽

實 業	岩 館 昌 美	千葉師範學校二部在學	內 田 毅
兵 役	山 崎 秋 平	大阪高等工業學校在學	瀧 澤 榮 亮
成田郵便局員	綿貫 新作	智山大學在學	東 義 義 照
新潟醫學專門學校在學	大塚 七郎	實 業	鈴 木 明
實 業	青 柳 公	東京高等商業學校在學	辻 愛 吉
東京牛込區役所在勤	山 田 章 吾	小學校教師	(塚本改) 內 海 喜 男
僧 侶	中 村 廣	實 業	葛 生 清 三 郎
實 業	栗原 照宣	實 業	三 橋 有 方
	鈴木 廣雄	東京外國語學校英語科在學	小 椰 秀 吉
第十二回卒業生	(大正二年三月)	實 業	岩 澤 忠 二
商船學校航海科在學	齋藤 義秀	實 業	塚 本 憲 一 郎
實 業	加藤 英一郎	智山大學在學	青 木 榮 俊
實 業	石 井 鼎	實 業	新 橋 榮
實 業	鈴木 佐太郎	實 業	(並木改) 櫻 井 和
實 業	小 川 浩 平	實 業	池 田 一 介

私立成田中學校一覽

兵 役

小學校教師

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

第十三回卒業生

(大正三年三月)

東京帝國大學農科大學實科在學

賞 業

東亞同文書院工科在學

東京外國語學校露語科在學

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

一年志願兵

竹尾 一 式

山田 進

石崎 照光

福島 照瑞

日暮 與一

大木 顯一郎

藤崎 鏡

稻川 義雄

長竹 彦治郎

大木 健

椿 利一

出山 博

貝原 塚 豐

瀧澤 誠

瓜生 勘之丞

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

小學校教師

東京高等師範學校體操科在學

小學校教師

賞 業

賞 業

第十四回卒業生

(大正四年三月)

佐 瀬 旭

田 嶋 俊一

箕 輪 平三

椎 名 勝美

多 田 喜平

宮 内 忠雄

石 井 順

岡 部 義磨

三 橋 藤太郎

木 川 浩逸

藤 崎 總三郎

小 倉 要

石 井 操

戶 村 晋

印千

北崎 立玉

鹿 島 城

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

大木 嘉平

齋藤 篤三郎

黒羽 順教

丸 善一

吉岡 清光

萩原 正雄

吉岡 博

加藤 浩

藤崎 源一郎

所 晃一

石井 與四郎

長谷川 英一

石橋 暢

齋藤 健雄

京須 芳雄

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

印千

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

賞 業

私立成田中學校一覽

學校名	五學年	四學年	三學年	二學年甲組	二學年乙組	一學年甲組	一學年乙組	計
印旛郡成田小學校	一一	一二	一七	八	七	八	二	七四
遠山小學校	三	一	五	二	一	三	〇	一七
中郷小學校	〇	〇	一	二	〇	一	〇	九
久住小學校	〇	〇	五	一	〇	〇	〇	一七
久住東小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
豐住小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八生小學校	二	二	三	〇	〇	〇	〇	九
協濟小學校	三	五	一	二	〇	〇	〇	一七
二和小學校	〇	二	〇	四	〇	〇	〇	一八
大袋小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
木下小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
富里小學校	三	〇	三	〇	〇	〇	〇	一七
酒々井小學校	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	一六
安食小學校	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	一六
北邊田小學校	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	一六
大森小學校	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	一六
布織小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一三
白井小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一三
永治小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一三
笠神小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一三
旭小學校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一三

◎生徒入學前修學校名表 (大正四年四月卅日現在)

種別	卒業生					計
	一學年乙組	一學年甲組	二學年乙組	二學年甲組	三學年	
千葉	〇	〇	一	〇	〇	一
市原	〇	〇	一	〇	〇	三
東葛飾	〇	〇	〇	〇	〇	二
印旛	二	一	〇	一	〇	二二
香取	一	九	一	一	〇	一六
海上	〇	〇	〇	〇	〇	〇
匝瑳	〇	〇	〇	〇	〇	〇
山武	二	一	一	二	三	二二
長生	〇	〇	〇	〇	〇	二
夷隅	〇	〇	〇	〇	〇	〇
君津	〇	〇	〇	〇	〇	二
安房	〇	〇	〇	〇	〇	三
他府縣	一	八	一	三	四	三四
計	二	五	三	四	四	三二

◎卒業生及生徒郡別表 (大正四年四月卅日現在)

郡別	實業	實業	實業
高柳	榮三郎	高柳	榮三郎
鈴木	金候	鈴木	金候
岩井	儀太郎	岩井	儀太郎
片野	純三	片野	純三
鈴木	秀之輔	鈴木	秀之輔
高柳	榮三郎	高柳	榮三郎
柳澤	吉藏	柳澤	吉藏
榎田	正巳	榎田	正巳
高安	盈仁	高安	盈仁
大沼	潔	大沼	潔
若月	義宏	若月	義宏
高柳	榮三郎	高柳	榮三郎
榎田	正巳	榎田	正巳
高安	盈仁	高安	盈仁
大沼	潔	大沼	潔
若月	義宏	若月	義宏

私立成田中學校一覽

私立成田中學校一覽

立つるものとす

第十七條 本會々員は皆文藝部員たるものとす

第十八條 本會通常會員は柔道、擊劍の一部に必ず加入するものとす又少くとも野球庭球の一部に加入するものとす

以上

●文藝部細則

第一條 本部の事業は演説、討論及會報發行とす

第二條 每學期一回以上例會を開く

第三條 毎年二月に會報を發行す

第四條 本部に委員六名を置く

第五條 會報に掲載す可きもの左の如し

(一) 各學級の作文の優等なるものにして擔任教師より推薦せられたるもの

(二) 通常會員の任意に寄稿せる文章

(三) 通常會員のスケッチ手帳

(四) 特別會員の寄稿せる文章、及び其の他本校及本會に關係あるものより寄稿せられたるもの

(五) 本校及び本會の記事

以上

●野球部、庭球部細則

第一條 本部に加入せんとするものは部長に申出て許可の上は部員人名簿に調印す可し、退部せんとする者は部長に理由を由達し許可を受く可し

第二條 競技練習は放課後若しくは休日とす

第三條 本部に委員五名を置き内一名をキャプテンとす

第四條 他校と試合せんとする時は部長の許可を受く可し

第五條 諸器具の保管室内の整理をする爲に部員中より交代に當番を設く

第六條 當番は部長之を定め委員之を監督す

第七條 本部に必要ある時は校友會費の外に部員より部費を徴收することある可し

第八條 大會は第二學期に開き小會は第一學期第三學期に開く但臨時に例會を開くことある可し

第九條 撰手は委員會にて決議し部長の手を経て會長之を定む

第十條 撰手部員を通じて不都合の所爲ある場合には直に除名す可し

第十一條 器具を破毀せしものは辨償するものとす

第十二條 部員以外の者は器具を使用することを許さず

以上

●柔道部細則

第一條 本部に加入せんとするものは其の旨部長に申出て許可の上は部員人名簿に調印す可し

第二條 特別の事情あるにあらざれば退部を許可せざるものとす

第三條 本部に助手三名委員五名を置く

第四條 本部稽古は放課後凡二時間半とす

但嚴寒の候凡三十日間寒稽古を行ふ

第五條 休日及び休みの時間は稽古を禁ず

第六條 稽古着は凡て自辨とす

第七條 部員は左の心得を遵守す可し

禮讓を重ずる事

(三)(二)(一) 稽古終了後必ず各自の稽古着を整理する事

部員は稽古日に若干名當番を務むべし當番は部長及び委員の指揮に従ひ稽古用墨の出入及び稽古着置場の整理を爲す可し

第八條 技術の等級を六級に分ち勝負の結果に依り每學期の始に於て之を定む

一級、二級、三級、四級、五級、六級、

但一、二、三級は茶色の帯を用ふる事

第九條 第三學期に大會を開き時々小會を開く

第十條 不都合の所爲ある時は罰することあるべし

以上

●擊劍部細則

第一條 本部に加入せんとするものは其の旨部長に申出て許可の上は部員人名簿に調印す可し

第二條 特別の事情あるにあらざれば退部を許可せざるものとす

第三條 本部に委員五名を置く

第四條 本部稽古は放課後凡二時間半とす

休日及び休みの時間は稽古を禁ず

但嚴寒の候凡三十日間寒稽古を行ふ

第六條 竹刀及附屬品は凡て自辨とす

第七條 部員は左の心得を遵守す可し

禮讓を重ずる事

(三)(二)(一) 稽古終了後必ず稽古道具を整理し置く事

部員は稽古日毎に若干名宛輪番に當番を務む可し、當番は部長及び委員の指揮に従ひ稽古道具の整理をなす可し

第八條 技術の等級を六級に分ち勝負の結果により每學期の始に於て之を定む

一級、二級、三級、四級、五級、六級、

但一、二、三級、の面帯は黒色とす

第九條 第三學期に大會を開き時々小會を開く

第十條 不都合の行爲ある時は罰することあるべし

以上

露光量違いの為重複撮影

私立成田中學校一覽

◎經費統計概表

年 度	俸 給	書記給	手 當	賞 與	旅 費	需要費	營繕費	雜 費	準備費	合 計
三十二年度決算	三三〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	六六八,〇〇〇	三九五,〇〇〇	五六八,〇〇〇	三五九,〇〇〇	二六八,〇〇〇	...	八三四六,〇〇〇
三十三年度決算	四二〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇	二一五,〇〇〇	...	七二八〇,〇〇〇
三十四年度決算	四九六,九〇〇	三三四,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	六三三,〇〇〇	一七七,七六〇	七五五,一四〇	一五一,九〇〇	一四九,〇七〇	...	七三三八七〇
三十五年度決算	四八六,一五〇	三三四,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	三五〇,八〇〇	六七八,九〇〇	六九二,〇〇〇	三三五,〇〇〇	...	七九八二二〇〇
三十六年度決算	四八二〇,五〇〇	二六七,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一〇五六,〇〇〇	六三〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	...	七九六三,五〇〇
三十七年度決算	五〇一六,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	一三五〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	...	八八九六,〇〇〇
三十八年度決算	五三五六,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四七五,〇〇〇	四六一,〇〇〇	八五二,〇〇〇	九九八,〇〇〇	一三七,〇〇〇	...	八八九九,〇〇〇
三十九年度決算	五三五六,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四六五,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	一六五七,五〇〇	九九八,〇〇〇	一七六,〇〇〇	...	九五五八,三〇〇
四十年度決算	五七三六,〇〇〇	三〇六,〇〇〇	四三三,〇〇〇	七一九,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	九五五,〇〇〇	九八三,八〇〇	一〇八,〇〇〇	...	九六三三,〇〇〇
四十一年度決算	六五七,〇〇〇	二七六,〇〇〇	五三三,〇〇〇	五四五,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	二二五,〇〇〇	七八五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	...	一〇〇九〇,〇〇〇
四十二年度決算	六五二四,一〇〇	三三七,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	三三九,七五〇	五八,〇〇〇	一〇六四,九一〇	一七五,〇〇〇	八〇,〇〇〇	...	一〇〇三,八八〇
四十三年度決算	六五五〇,六九〇	三三六,〇〇〇	三六〇,一〇〇	三三六,〇〇〇	四三,六四〇	六七〇,〇〇六	九九九,五〇〇	五〇,〇〇〇	...	九三〇五,九三六
四十四年度決算	六六〇三,五六〇	三六〇,〇〇〇	四二五,五六〇	四六一,〇〇〇	九九,七四〇	八〇五,九四九	三八八,三〇三	三〇,〇〇〇	...	一三六七,一一三
大正元年度決算	六五三二,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	三八八,〇〇〇	三〇七,五〇〇	一三〇,八四〇	八四〇,四九七	五三二,〇〇〇	四三,〇〇〇	...	九一〇三,八三七
大正二年度決算	六八八,二三〇	三八四,〇〇〇	四三一,二〇〇	九二六,五〇〇	一五八,九七〇	二一九,三二〇	四三五,五九〇	一〇四三,三八〇
大正三年度決算	七一三六,六五〇	三八四,〇〇〇	四二七,七〇〇	三九〇,五〇〇	八九,五五〇	二二六,一八〇	九五七七,六三五
大正四年度豫算	七二八四,〇〇〇	三八四,〇〇〇	四二七,七〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	...	一三〇四,七三三

露光量違いの為重複撮影

◎經費統計概表

年 度	俸 給	書記給	手 當	賞 與	旅 費	需要費	營繕費	雜 費	準備費	合 計
三十二年度決算	三四五,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	三二一,〇〇〇	六八八,〇〇〇	三九五,〇〇〇	五六八,〇〇〇	二五九六,〇〇〇	二六八,〇〇〇	八三四六,〇〇〇
三十三年度決算	四二〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一一五,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇
三十四年度決算	四九六,〇〇〇	三三四,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	六三三,〇〇〇	一七一,七六〇	七三五,一四〇	一五一,九〇〇	一四九,〇七〇	七,三三八七〇
三十五年度決算	四八六,一五〇	三三四,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	三五〇,八〇〇	六七八,九〇〇	六九二,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	七,九八二,〇〇〇
三十六年度決算	四八二,〇五〇	二六七,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一五六,〇〇〇	六三〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	七,九六三,五〇〇
三十七年度決算	五〇一,六〇〇	二八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇	一三五〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	八,八九六,〇〇〇
三十八年度決算	五二五,六〇〇	三六〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四七五,〇〇〇	四六一,〇〇〇	八五二,〇〇〇	九八八,〇〇〇	一三七,〇〇〇	八,八九九,〇〇〇
三十九年度決算	五二五,六〇〇	三六〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四六五,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	一六九七,五〇〇	九九八,〇〇〇	一七六,〇〇〇	九,五五八,三〇〇
四十年度決算	五七三,六〇〇	三〇六,〇〇〇	四三三,〇〇〇	七一九,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	九九五,〇〇〇	九九七,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	九,六三三,〇〇〇
四十一年度決算	六五一七,〇〇〇	二七六,〇〇〇	五二三,〇〇〇	五四五,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	一一五,〇〇〇	七八五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇,〇〇九,〇〇〇
四十二年度決算	六五〇四,一三〇	三三七,〇〇〇	四四四,〇〇〇	三三九,七五〇	五八,〇〇〇	一〇六四,九一〇	一一七,五〇〇	八〇,〇〇〇	一〇,〇二二,八八〇
四十三年度決算	六五〇六,九〇〇	三三六,〇〇〇	三六〇,一〇〇	三二六,〇〇〇	四三,六四〇	六七〇,〇〇〇	九六九,五〇〇	五〇,〇〇〇	九,三〇五,九三六
四十四年度決算	六六〇三,五六〇	三六〇,〇〇〇	四三三,五六〇	四六一,〇〇〇	九九,七四〇	八〇五,九四九	三八八,五〇〇	三〇,〇〇〇	一,二六七,一一二
大正元年度決算	六五三,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	三八八,〇〇〇	三〇七,五〇〇	一一〇,八四〇	八四〇,四九七	五三二,〇〇〇	四三,〇〇〇	九,一〇二,八三七
大正二年度決算	六八八,一三〇	三八四,〇〇〇	四三一,二〇〇	九二六,五〇〇	一五八,九七〇	二九八,三一一	四二五,五九〇	一〇,四三二,八〇〇
大正三年度決算	七一三,六六五	三八四,〇〇〇	四二七,七〇〇	三九〇,五〇〇	八九,五八〇	一一六,一八〇	九,五二七,六二五
大正四年度豫算	七八四,〇〇〇	三八四,〇〇〇	四二七,七〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	二九一,七〇三	一三,〇二四,七二三

成田高等女學校一覽

沿革	四三
大正三年度重要記事	四三
學 則	四三
高等女學校令施行規則抄	四三
成田高等女學校學則	四九
職務分掌規程	五四
理事會規程	五四
職員會規程	五四
成績考査規程	五六
生徒服制規程	五七
生徒費規程	五七
儀式ニ關スル規程	五八
職員表	六〇
生徒表	六一
成田山女學校卒業生人名	六四
卒業生人名及現況	六五
生徒入學前無學校名表	六八
經費統計概表	七〇
卒業生及生徒別表	七〇
生徒父兄職業調査表	七一
校文會規則	七二

私立成田高等女學校一覽

◎沿革略

本校ハ明治四十四年四月ノ創立ニ係ル、是ヨリ先キ明治四十一年四月、三學年程度ノ私立成田山女學校ヲ設立セシモ、女子教育ノ趨勢ハ、永ク斯カル状態ニ止マルコトヲ得ザルヲ以テ、茲ニ本校ノ創立ヲ見ルニ至レリ、而シテ校長ハ現成田山主權大僧正石川照勤師ニシテ、所謂成田山五事業ノ一ナリ。

本校ニ理事アリテ校長ヲ輔佐ス、石川愛一郎、三橋金太郎、三橋重郎兵衛、小野寺清三郎ノ四氏理事ヲ囑託セラレ、内石川理事事務タリ

明治四十四年二月十三日、文部大臣ヨリ本校設立ヲ認可セラル○三月二十一日本校學則ヲ制定セリ○四月一日中島喜一校務主監兼教諭ニ任セララル○四月一日、二日兩日ヲ以テ二、三、四學年ノ編入試験ヲ行フ○四月五日生徒八十四名ニ入學ヲ許可シ、之ヲ本科第四學年以下ノ各學年ニ分編ス、同日始業式ヲ行フ○四十五年三月第一回卒業生ヲ出シ、千葉縣知事代理臨席ス○四十

四年十二月増築ニ着手セシ、雨中體操場、理科教室及普通教室等工ヲ竣ヘ、大正元年十一月ヨリ使用シタリ

○大正二年三月第二回卒業生出ツ○大正二年九月校務主監兼教諭中島喜一休職ヲ命セラレ、理學士菅野皆可其後任ニ就カレタリ○大正三年三月第三回卒業生ヲ出シ○大正四年三月第四回卒業生ヲ出セリ

◎大正三年度重要記事

四月一日 第二學年第三學年編入試験

四月六日 入學式、始業式、入學者第一學年ニ三十三名、第二學年ニ五名

四月十一日 皇太后陛下崩御哀悼ノ成意ヲ表シ休業

四月十七日 新勝寺ニ於テ 大行皇太后陛下奉悼御法要修行、職員生徒參拜

四月二十日 大行皇太后陛下十日祭遙拜式

四月三十日 大行皇太后陛下二十日祭遙拜式

生徒身體検査

五月四日 山内學校醫ノ傳染病ニ關スル講話

私立成田高等女學校一覽

五月二十日 昭憲皇太后陛下四十日祭遙拜式
 五月廿四日 昭憲皇太后陛下御大喪儀遙拜式
 五月三十日 職員生徒一同大正博覽會觀覽
 六月四日 菅野主管千葉中學校ニ開催セル本縣中等
 學校理化學擔當教師打合せニ出席
 六月十五日 運動部會開催
 六月廿五日 皇后陛下御誕辰、學藝部會開催
 七月三日 佐柳本縣知事山下郡長及熊田主事ヲ隨ヒ
 來校
 九月廿五日 菅野主監本縣中等學校長會議ニ列席
 十月六日 福島縣田村郡第三區教育組合員四名來校
 十月九日 川面本縣女子師範學校長、吉成同校主事
 來校
 十月十二日 夏季休業中課題ノ成績優等者七名ニ授賞
 決定(卒業生寄附生徒獎勵基金ニテ)
 十月十五日 第四學年生銚子ヘ一泊旅行
 十月十六日 第三學年生以下香取神社マテ一日旅行
 十月十九日 菅野主監全國高等女學校長會議ニ列席ノ
 タメ上京
 十月卅一日 天長節、學藝部會開催

四四

十一月十四日 本縣教育會女子講習生約八十名教員附
 添來校
 十一月十六日 本縣千葉高等女學校寄宿生約八十名黒
 河内校長以下附添來校
 十一月二十日 第四回運動部會開催
 十一月廿四日 本校内ニテ兒童研究會並ニ成田佛教婦
 人會開催
 十一月廿八日 前田教諭本縣男子師範學校内ニ於ケル
 本縣中等學校圖書科教員打合せニ列席
 十一月廿九日 故原口僧正三十三回忌法要、職員生徒
 一同參拜
 十二月八日 文部省開催ノ視學講習會員二十名來校
 十二月十一日 昭憲皇太后陛下ノ會ヲ東京女子高等師
 範學校ニ御下賜ノ御歌ノ寫ノ額ヲ圖書室ニ奉掲
 一月八日 職員生徒一同石川校長兼校長ノ許ニ年始
 一月十二日 前田教諭實父病死忌引ノ處除服出勤
 一月廿三日 朝鮮人河大池氏ノ野菜菓子製造法ノ講話
 二月三日 菅野主監本縣中等學校長會議ニ列席
 二月八日 割烹大家石井泰次郎氏ノ講話
 二月九日 白鳥博士ノ日本女子ニツキテノ講話

二月十三日 本校記念日、學藝部大會、池田執事高津
 圖書館主任ノ第一回佛教講話
 二月廿五日 菅野主監成田小學校ニ於ケル附近小學校
 長會議ニ出席
 二月廿六日 小學校ニ於テ陸軍中尉白瀬蘆氏ノ南極探
 檢ノ講話
 三月一日 生駒文部督學官來校
 三月九日 田所普通學務局長、生駒督學官、守屋視
 學官及鹿島縣視學ヲ隨ヒ來校
 三月十日 陸軍紀念日、小學校ニ於テ歩兵少佐倉島
 富次郎氏ノ講話
 三月十八日 卒業生ニ對スル校友會送別會
 三月廿一日 第四回卒業證書授與式

學 曆

第一學期 自四月一日至八月三十一日
 第二學期 自九月一日至十二月三十一日
 第三學期 自一月一日至三月三十一日
 每學期始業式日及毎月第二月曜日職員會
 毎月第一月曜日 講堂訓話

每月第三月曜日 學級會

一、二日 入學試驗
 四 月
 四 日 春季休業終
 五 日 入學式、始業式
 六 日 午前九時始業
 十一日 昭憲皇太后御一年祭
 中 旬 教授豫定記入
 下 旬 身體檢查
 五 旬 遠足
 一 日 午前八時始業
 上 旬 校友會學藝部會
 中 旬 校友會運動部會
 二十七日 海軍紀念日講話會
 六 月
 二十五日 皇后陛下御誕辰、校友會、學藝部會
 七 月
 一 日 午前七時半始業
 二十日 第一學期授業終

私立成田高等女學校一覽

- 二十四日 成績發表終業式
- 二十五日 夏季休業始
- 三十日 明治天皇祭
- 八月
- 三十一日 天長節、夏季休業終
- 九月
- 一日 始業式
- 二日 午前七時半始業
- 上旬 教授豫定記入
- 十五日 午前八時始業
- 十月
- 上旬 修學旅行
- 中旬 校友會學藝部會
- 三十一日 天長節祝賀式
- 十一月
- 一日 午前九時始業
- 上旬 校友會運動部大會
- 十二月
- 上旬 校友會學藝部會

- 二十日 第二學期授業終
- 二十四日 成績發表、終業式
- 二十六日 冬季休業始
- 一月
- 一日 新年祝賀式
- 七日 冬季休業終
- 八日 始業式
- 中旬 教授豫定記入
- 下旬 來學年度教科書選定
- 二月
- 十一日 紀元節祝賀式
- 十三日 創立記念日、記念式
- 本月中 卒業生ノ志望調査
- 三月
- 十日 陸軍記念日、講話會校友會 學藝部會
- 十四日 第三學期授業終
- 十八日 成績發表、終業式
- 二十二日 證書授與式
- 二十五日 春季休業始

◎高等女學校令抄出

第一條 高等女學校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第九條 高等女學校ノ修業年限ハ四ケ年トス但シ土地ノ情况ニ依リ一ケ年ヲ延長スルコトヲ得(四十年七月勅令第二百八十一號ヲ以テ改正)高等女學校ニ於テハ二ケ年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得

第十條 高等女學校ニ於テハ入學スルコトヲ得ル者ハ年齡十二年以上ニシテ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノタルベシ

◎高等女學校令施行規則抄出

第一章 學科及其ノ程度

第一條 高等女學校ノ學科目ハ修身、國語、外國語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操トス

外國語ハ英語又ハ佛語トス

外國語ハ之ヲ缺キ又隨意科目トナスコトヲ得

圖畫、音樂ノ一科目又ハ二科目ハ文部大臣ノ許可ヲ

受ケ之ヲ缺クコトヲ得

土地ノ情况ニヨリ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一項ノ學科目ノ外必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ學科目ハ之ヲ隨意科トナスコトヲ得

生徒身體ノ情况ニ依リ學習スルコト能ハザル學科目ハ之ヲ其生徒ニ課セザルコトヲ得

第十六條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時間ハ左表ニ依ルベシ

修業年限ヲ延長シタルトキハ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時間數ハ左表ニ依ルベシ(表ハ略ス)

第二章 學年 教授日數及式日

第二十三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ノ規定ハ補習科ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前二項ニ依ル學年ノ外土地ノ情况ニヨリ九月一日ニ始マリ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

第二十四條 教授日數ハ每學年二百日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニヨリ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラズ

試驗及修學旅行ニ充ル日數ハ前項ノ日數ニ算入セズ

第二十五條 傳染病豫防ノ爲メ必要ナルトキ其他非常

變災アルトキハ臨時休業ヲナサシムルコトヲ得

前項ノ事由アルトキハ地方官ハ道府縣立以外ノ高等

女學校ノ休業ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ事由ヲ具シ遲滞ナク文部大臣

ニ届出ヅベシ

第二十六條 紀元節、天長節及一月一日ニハ職員及生

徒ヲ學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フベシ

第三章 編制

第二十九條 修身、裁縫、音樂、體操及隨意科目ハ教授

上ノ支障ナキ場合ニ限り學科、學年又ハ學級ノ異ナ

ル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第四章 設備

第三十五條 高等女學校ニ於テ備フベキ表簿ノ種類左

ノ如シ

一、高等女學校ニ關スル法令

二、學則 日課表 教科用圖書配當表及學校醫視察簿

三、職員ノ名簿 履歷書 出勤簿並擔任學科及時間表

第四十四條 高等女學校生徒ニシテ退學シタシモノ一

ケ年以内ニ其ノ高等女學校若クハ他ノ高等女學校ニ

入學ヲ志願シタルトキハ試驗ニ依ラズシテ原學年以

下ノ學年ニ入學ヲ許可スルコトヲ得

第四十五條 他ノ高等女學校ニ轉學ヲ志望スル生徒ア

ルトキハ學校長ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ

限リ其ノ生徒ノ在學證明書及成績表ヲ移轉先學校ニ

送付スベシ

第四十六條 各學年ノ課程ヲ修了又ハ卒業ヲ認ムルニ

ハ平素ノ學業ヲ考查シテ之ヲ定ムベシ

第四十九條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セザル生徒

ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ズ

第五十一條 學校長ハ左ノ各項ニ該當スル者ニハ退學

ヲ命ズベシ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、成業ノ見込ナシト認メタル者

三、出席常ナラザル者

第五十二條、學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生

徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

四生徒ノ學籍簿 出席簿及身體檢査ニ關スル表

五、試驗ノ問題 答案及成績表

六、資産原簿 出納簿 經費ノ豫算ニ關スル帳簿及圖

書 器械器具 標本 模型ノ目錄

七、往復書類

前項ノ表簿中生徒學籍簿ハ十ヶ年以上之ヲ保存シ其

ノ他ノ表簿ハ五ヶ年以上ヲ保存スベシ

第五章 入學 在學 退學及懲戒

第四十一條 第一學年入學志願者中尋常小學校ノ課程

ヲ卒業ザルモノニ就キテハ試驗ニ依リテ其ノ學力ヲ

檢定スベシ

第一學年入學志願者中尋常小學校ノ課程ヲ卒業タル

モノハ其他ノ志願者ニ先チテ入學ヲ許スコトヲ得

第四十二條 前條第一項ノ試驗ハ國語、算術、日本歷

史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ之

ヲ行フベシ

第四十三條 第二學年以上ニ入學ヲ許スベキ者ハ相當

年齡ニ達シ相當ノ學力ヲ有スル者タルベシ

前項ノ學力ハ試驗ニ依リテ檢定スベシ

◎私立成田高等女學校學則

第一章 總 則

第一條 本校ノ修業年限ハ本科四箇年トス

第二條 生徒ノ定員ハ百六十人トス

第三條 休業日ハ左ノ如シ

一、祝日、大祭日

一、日曜日

三、皇后陛下御誕辰

四、紀念日 二月十三日

五、春季休業三月廿五日ヨリ四月四日ニ至ル

六、夏季休業七月廿五日ヨリ八月三十一日ニ至ル

七、冬季休業十二月廿六日ヨリ翌年一月七日ニ至

ル

第二章 學課程及教授時數

第四條 本科ノ學科目ニ編物袋物插花按摩ヲ加ヘ隨意

科目トス

第五條 學科課程及ビ教授時數ハ左表ノ如シ

學科課程表

學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二 人倫道德ノ要旨、作法	二 全	上 二 全	上 二 全
國語	六 講讀、作文、文法	六 全	上 五 全	上 五 講讀、作文、文法、漢文
英語	二 讀方、習字	二 全	上 二 全	上 二 全
歷史	三 本邦地理	三 外國地理	二 外國地理	三 全 地理通論
地理	二 本邦地理	二 外國地理	二 全	二 全 地理通論
算術	二 算術、珠算	二 算術、珠算	二 算術、珠算	二 算術、珠算
理科	二 植物、動物	二 植物、動物	二 化學、物理	一 物
圖書	一 自在書	一 全 上幾何書	一 全	一 全
家事	裁縫	裁縫方、裁方	七 全 上、繕方	八 全 上
音樂	二 單音唱歌	二 全	上 一 全	上 一 全
體操	三 普通體操	三 全	上 三 全	上 三 全
教育	三 遊藝	三 全	上 三 全	上 三 全
計	三	三	三	三
袋物	一 編	一 全	上 一 全	上 一 全
花	一 挿	一 全	上 一 全	上 一 全
按摩	一 按	一 全	上 一 全	上 一 全

隨意科ハ裁縫ノ時間ヲ割キテ之ニ充テ按摩ハ課外トシ第三第四學年ヲ各々二ツノ組ニ分テ各組ニ一時間ツ、之ヲ課ス

第三章 入學及退學

- 第六條 生徒募集ハ學校長期日學年及人員ヲ定メ之ヲ公告スベシ但時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアルベシ
- 第七條 入學志願者ハ第一號書式ノ入學願書ニ第二號書式ノ履歷書ヲ添ヘテ差出スベシ
- 第八條 第一學年入學志願者中尋常小學校ノ課程ヲ卒業ラザル者ニ就キテハ試驗ニヨリテ其學力ヲ檢定ス
- 第九條 前條ノ試驗ハ國語算術日本地理日本歴史理科ニ就キ尋常小學校卒業程度ニ依リ之ヲ行フ
- 第十條 第二學年以上ニ入學ヲ許スベキ者ハ相當年齡ニ達シ學力試驗ニ合格シタルモノタルベシ
- 第十一條 入學ヲ許可セラレタル者ハ第三號書式ノ證書ヲ差出スベシ
- 第十二條 保證人ハ親權者若クハ後見人又ハ親族ニシテ一家計ヲ立テ本人ニ關シ一切ノ責ヲ負フニ足ルベキモノタルベシ
- 第十三條 保證人ノ住所學校所在地ヨリ一里以內ニ在ラザル時ハ一里以內ニ住所ヲ有シ一家計ヲ立ツル者

ヲ以テ代理保證人ト定メ保證人連署ノ上之ヲ學校長ニ届出ヅベシ

第十四條 學校長ハ必要ト認ムルトキハ保證人又ハ代理保證人ヲ換ヘシムルコトアルベシ

第十五條 保證人若シクハ代理保證人住所氏名ヲ變更シ又ハ改印シタル時ハ直ニ學校長ニ届出ヅベシ

第十六條 生徒退學セントスルトキハ其理由ヲ記シ保證人連署ノ上學校長ニ届出ヅベシ

第十七條 生徒病氣其ノ他止ムヲ得ザル事由ニ由リ三ヶ月以上出席シ難キトキハ期間ヲ定メ休學ヲ願出ヅルコトヲ得但シ期間ハ一ケ年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四章 修了及卒業

第十八條 各學年ノ課程ノ修了又ハ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第十九條 卒業證書及修業證書ハ第四號及第五號書式ニ依ル

第五章 授業料及入學科

第二十條 授業料ハ月額金一圓トシ毎月十日迄ニ之ヲ納メ特ニ其期日ヲ指定シタルトキハ其當日之ヲ納ムベシ但毎年八月ハ之ヲ徴收セズ

第廿一條 入學料ハ金一圓トシ許可ノ際之ヲ徴收ス

第六章 賞罰

第廿二條 品行方正學術優秀ナル者ハ特待生トシテ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除シ若クハ賞品褒狀ヲ與フ

第廿三條 學校長ハ左ノ各項ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ズ

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 成業ノ見込ナシト認メタル者

三 出席常ナラザル者

第廿四條 規則命令ニ違背シ學校ノ風紀ヲ害スル者ハ其ノ輕重ニ依リ戒飭停學又ハ退學ニ處ス

第七章 寄宿舍及生徒取締

第廿五條 生徒ハ自宅ヨリ通學スル者及ビ學校長ノ許可ヲ受ケタル者ノ外總テ學校ノ指定スル場所ニ寄宿セシム

第廿六條 寄宿ハ自治自炊制トシ舍生ヲシテ輪番ニ之レヲ處理セシム

第廿七條 生徒取締ニ關スル規程ハ學校長之ヲ定ム

第八章 附則

第廿八條 本校則施行ニ關スル細則及ビ其ノ他必要ナル内規ハ學校長之ヲ定ム

第一號書式

入學願書

(用紙半紙)

私儀御校第何學年へ入學志願ニ付御許可成被下度履歷書相添へ親權者(後見人)連署ヲ以テ此段相願候也

本籍 何府縣何郡市何町村大字何何番地
現住所 何府縣何郡市何町村大字何何番地
年月日

華士族平民何某何女
本人 氏 名 印
生 年 月 日

本籍 記載方前ニ同ジ

現在所 何府縣何郡市何町村大字何何番地

華士族平民職業

右親權者(後見人)

氏 名 印

千葉縣私立成田高等女學校長氏名殿

第二號書式

履歷書

(用紙半紙)

一、本籍 何府縣何郡市何町村大字何何番地
一、現住所 何府縣何郡市何町村大字何何番地
一、出生地

一、從前ノ教育

明治何年何月ヨリ同何年何月マデ何地ニ於テ何科第何學年修業又ハ卒業或ハ明治何年何月ヨリ同何年何月マデ何地ニ於テ何某ニ就テ又ハ家庭ニ於テ何々修業等

一、賞罰

明治何年何月何地何所ニ於テ何々ニ付賞又ハ懲罰ヲ受ク等

一、健康ノ状態

生來著シキ疾患ニ罹リシコトノ有無及病名並ニ目下ノ状態等

右之通ニ候也

右

年月日 氏 名 印

第三號書式

三錢收入
印紙貼用

在學證書

(用紙美濃紙)

私儀御校へ入學御許可相成候ニ付テハ在學中御規則命令堅ク遵奉可致候也

本人 氏 名 印
生 年 月 日

前書ノ通り相違無之ニ付拙者保證人ニ相立テ御規則命令堅ク相守ラセ本人ニ關スル事件ヲ一切引受可申候也

本籍 何府縣何郡市何町村大字何何番地
現住所 何府縣何郡市何町村大字何何番地
華族、士族、平民職業

右親權者(後見人又ハ親族)

年月日 保證人 氏 名 印

千葉縣私立成田高等女學校長氏名殿

第四號書式

卒業證書

校 印

何府縣華族、士族、平民
氏 名
生 年 月 日

本校ノ科程ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス
年月日

千葉縣私立成田高等女學校長位勳氏名印

割 印 番 號

第五號書式

修業證書

何府縣華族、士族、平民
氏 名
生 年 月 日

本校ノ隨意科目何々ヲ修業シタリ仍テ之ヲ證ス
年月日

千葉縣私立成田高等女學校長位勳氏名印

割 印

◎服務規程

- 第一條 職員ハ學校所定ノ時間ニ昇校シ出勤簿ニ捺印スベシ
- 第二條 職員兵役官衙ノ召喚交通遮斷疾病又ハ女子ニシテ懷妊出産ノタメ出勤シ難キ時ハ其ノ事由ヲ記シ學校長ニ届出テ其他私事ノ故障ニ係ルモノハ許可ヲ受クベシ疾病缺勤二週日以上ニ亘ル時ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ届出爾後一週日毎ニ同様ノ届出ヲナスベシ
- 第三條 職員忌服父母ノ疾病看護父母ノ祭忌日ノ場合ニ於テ出勤セザル時ハ其日數ヲシ記學校長ニ届出ツベシ
- 第四條 教諭以下職員ニシテ前各條缺勤ノ場合ニハ其ノ擔任事務中至急處理ヲ要スルモノハ届出ト同時ニ

- 其ノ處理ノ見込ヲ附シ申出ツベシ
- 第五條 職員族籍氏名ヲ變更シタル時ハ學校長ニ届出ツベシ
- 第六條 職員轉任退職又ハ休職ヲ命ゼラレタル時ハ三日以内ニ其ノ事務ヲ後任者又ハ代理者ニ引繼ギ授受者連署ノ上學校長ニ届出ツベシ
- 第七條 職員其職務以外ノ教育事業ニ從事セントスル時ハ其理由ヲ記シ學校長ノ許可ヲ受クベシ
- 第八條 凡ソ圖書文書器械ハ校務主監ノ許可ヲ受クルニアラザレバ外人ニ示シ又ハ貸與スルコトヲ得ズ
- 第九條 近火暴風其ノ他非常ノ事變アル場合ニ於テハ職員一同速ニ昇校シ學校長ノ指揮ヲ受クベシ若シ急遽ニシテ指揮ヲ受クル邊ナキトキハ臨機ノ處置ヲ爲スベシ但災害ノ自己ニ迫ルモノハ此ノ限ニアラズ
- 第十條 教諭以下職員ヨリ學校長ニ差出スベキ書類ハ總テ事務理事及校務主監ヲ經由スベシ
- 第十一條 教諭以下教員ニ關スル事務分掌ハ學校長之ヲ定ム
- 第十二條 教諭以下ハ生徒ノ賞罰其他ニツキ意見アルトキハ校務主監ニ稟議スベシ

◎事務分掌規程

- 校務主監 學校長代理ニシテ指揮ヲ學校長ニ承ケ事務理事ト協議シ校務ヲ總理シ所屬職員ヲ指揮監督シ兼テ生徒ノ教育ヲ擔任ス
- 事務掛 本校ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ校務主監事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
- 但教務及庶務ニ關シテハ校務主監ノ指揮ヲ承ケ會計ニ關シテハ事務理事ノ監督ヲ受ク
- 書記 指揮ヲ校務主監ニ承ケ事務掛ヲ助ケ庶務及會計ニ從事ス
- 學級主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ擔任級生徒ノ教育及特ニ該級ニ關スル一切ノ事務ヲ分擔ス
- 學科主任 指揮ヲ校務主監ニ承ケ其ノ擔當學科ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

◎理事會規程

- 第一條 本校々主ハ校務ノ進捗ヲ計ル爲メ理事ヲ囑託シ諮問機關タラシム
- 第二條 本校ニ理事會ヲ置ク
- 第三條 理事會ハ本校ニ關スル重要ノ事件ヲ審議スル

◎職員會規定

- 第四條 理事會ハ理事ヲ以テ組織ス
- 第五條 理事ノ定員ハ四人トシ内一人ヲ事務理事トス
- 第六條 理事會ハ學校長又ハ事務理事ニ於テ其ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ校務主監ノ要求ニヨリ之ヲ開ク
- 第七條 理事會ハ必要ニ應ジ校務主監事務掛學級主任學科主任及學校醫ノ參加ヲ承認スルコトアルベシ但此場合校務主監ノ外ハ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ
- 第八條 理事會ノ決議事項ニ關シテハ事務理事之ガ責任ズルモノトス
- 第九條 事務理事ハ校務ニ參與ス
- 第一條 職員會ハ校務ヲ整理シ訓育教授ヲ統一センガ爲ニ設クルモノニシテ本校職員全體ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 職員會ハ毎月一回第二月曜日放課後及ビ每學期始業式日ニ開會スルモノトス
- 但シ必要ニ應ジテ臨時ニ開會スルコトアルベシ

- 第三條 職員會ノ會長ハ學校長又ハ校務主監トシ記録ハ事務掛之ヲ掌ルモノトス
- 第四條 職員會ノ議題ハ學校長又ハ校務主監之ヲ定ム但シ職員ハ議題ヲ提出スルコトヲ得
- 第五條 職員會ノ議題ハ必シモ決議シ實行スルモノニアラズ時トシテハ單ニ職員ノ意見ヲ知ルニ止マルコトアリ
- 第六條 實行ヲ要スル決議事項ハ之ヲ記録シテ職員ノ回覽ニ供スルモノトス

◎成績考查規程

- 第一條 學業成績ハ點數ヲ以テ之ヲ表ハシ一學科ノ定點ヲ一百點トス
但シ本校職員以外ノモノニ對シテハ評語ヲ以テ之ヲ表ハスモノトス其ノ標準ハ左ノ如シ
甲 八十點以上
乙 六十點以上八十點未満
丙 四十點以上六十點未満
丁 四十點未満
- 第二條 一學科ニテ分科ヲナセルモノハ各分科ノ定點

點四十點以上全學科平均評點五十點以上ヲ以テ合格トス

但シ右ノ標準ニ合セザルモノト雖證議ノ上合格トスルコトアルベシ

◎生徒服裝規程

- 第一條 生徒ノ服裝ハ平日ハ筒袖ノ衣ニ袴ヲ着用シ式日ニハ成ルベク黒紋附服ニ袴ヲ着スベシ
但シ紋服ハ角袖トス
- 第二條 衣服ノ地質ハ木綿類トス袴ノ地質ハ毛織物トシ色ハ紫紺色トス附屬品ハ衣服ニ準ジ質素ナルヲ用ユベシ
- 第三條 髪ハ束髮トシ「リボン」又ハ華美ナル櫛ヲ用ルヲ禁ズ
- 第四條 履物傘等ハ質素ナルヲ主トシ高價ナル靴、表付下駄、絹張蝙蝠傘等ハ用ユルベカラズ
- 第五條 襟卷手袋ハ病氣其ノ他特別ノ事情アルモノ、外使用ヲ禁ズ指輪ハ裁縫用ノ外ハ之ヲ禁ズ
- 第六條 顔面ニ脂粉ヲ施スベカラズ
- 第七條 上草履下草履ヲ用意シ決シテ混用スベカラズ

- ヲ一百點トシ分科ノ平均點ヲ以テ當該學科ノ點ト定ム
- 第三條 左ノ諸科ノ成績ハ日課ノミヲ以テ之ヲ定ム其ノ他ノ學科ノ成績ヲ定ムルニハ日課ノ外ニ臨時試験ヲモ行フコトヲ得
但シ同一級ニ對シ同日ニ二科ヨリ多ク試験スルコトヲ得ズ

作法 作文 習字 圖畫(用器畫ヲ除ク) 裁縫

(裁方ヲ除ク) 音樂 體操 手藝 插花

- 第四條 操行成績ハ點ニテ之ヲ表ハシ成績査定ニ際シ一學科ト同等ニ取扱フモノトス
- 第五條 但シ採點標準ハ學科ノ場合ト相同ジ
試驗ニ缺席シタルモノ、成績ハ擔任教員ノ見込ニヨリテ相當ノ評點ヲ與フルモノトス
但シ授業日數ノ半以上缺席シタルモノニ對シテハ此ノ限ニアラズ
- 第六條 各學期ノ成績ハ其ノ學期內ノ成績ヲ以テ之ヲ定ム各學年ノ成績ハ其ノ學年內ノ各學期ノ成績ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム
- 第七條 生徒ノ進級若クハ卒業ヲ判スルニハ各學科評

◎生徒褒賞規程

- 第一條 褒賞ハ特別ノ場合ヲ除クノ外ハ學年末ニ於テ之ヲ施行ス
- 第二條 褒賞ハ教員會議ニ依リテ之ヲ判定ス
- 第三條 褒賞ノ標準及種別ヲ定ムルコト左ノ如シ

褒賞種別	標準	賞與ノ種類
名譽賞	操行學術成績各科八〇點以上平均九〇點以上ヲ得タル者	特待生
優等賞	操行學術成績各科七五點以上平均八五點以上ヲ得タル者	賞品
操行賞	操行甲ノ上ニシテ學術成績各科六〇點以上平均七〇點以上ヲ得タルモノ	賞品
優等賞	學術成績特ニ秀拔ナルモノ	賞品
精勤賞	一學年間皆出席ノモノ	賞狀
名譽賞別	四學年若シクハ引續キ三學年間名譽賞又ハ優等賞ヲ得タルモノ	賞品
特勤賞別	四學年若クハ引續キ三學年間精勤賞ヲ得タル者	賞品
功勞賞	級長副級長及其ノ他ノ生徒ニシテ特ニ功勞アリタル者	賞品
善行賞	特ニ表彰スベキ善行アリタルモノ	賞狀
進歩賞	學年成績ノ前學年成績ニ比シ十點以上多キ者	賞狀

第四條 操行學術共ニ拔群ニシテ他生徒ノ模範トナル者ニハ前條ノ規定ニ拘ラズ特ニ重ク之ヲ賞スルコトアルベシ

◎儀式ニ關スル規程

○三大節及 皇后陛下御誕辰祝賀式

- 生徒入場
- 職員入場
- 一同敬禮（樂器ノ合圖ニヨル）
- 唱歌
- 君が代
- 職員生徒一同遙拜
- 勅語奉讀 一同最敬禮
- 唱歌
- 勅語奉答
- 主監ノ訓諭
- 唱歌
- 一月一日 紀元節 天長節 六月廿五日
- 一同敬禮（樂器ノ合圖ニヨル）
- 證書授與式
- 生徒入場
- 父兄入場
- 職員入場

- 來賓入場
- 一同敬禮（樂器ノ合圖ニヨル）
- 唱歌
- 君が代
- 勅語奉讀 一同最敬禮
- 主監ノ訓辭
- 卒業及證書授與
- 褒賞及精勤賞授與
- 學校長ノ告辭
- 來賓祝辭
- 卒業生答辭
- 唱歌
- 仰げば尊し 卒業生
- 祝 歌 在校生
- 一同敬禮（樂器ノ合圖ニヨル）
- 順次退場
- 入學式
- 生徒及父兄入場
- 職員入場

- 一同敬禮
- 新入生紹介
- 主監ノ訓辭
- 一同敬禮
- 順次退場
- 更ニ教室ニ於テ新入生ニ對シ學級主任ヨリ注意

○始業式及終業式

- 生徒入場
- 職員入場
- 一同敬禮（樂器ノ合圖ニヨル）
- 主監の訓辭
- 唱歌
- 金剛石
- 一同敬禮（樂器ノ合圖ニヨル）
- 順次退場
- 職員新任披露式及告別式
- 生徒入場
- 職員入場

- 一同敬禮
- 主監の挨拶
- 新任者（退職者）ノ挨拶
- 一同敬禮
- 順次退場

○開校記念日式

- 生徒入場
- 職員入場
- 來賓入場
- 一同敬禮（樂器ノ合圖ニヨル）
- 唱歌
- 君が代
- 勅語奉讀 一同最敬禮
- 學校長祝辭
- 來賓祝辭
- 生徒總代祝辭
- 唱歌若クハ記念日ノ歌
- 一同敬禮（樂器ノ合圖ニヨル）
- 順次退場

受持學科 ◎職員表

修身、數學、理科、地文	校主兼校長	石川照勤	大正二年十月
歷史、地理、英語、教育	兼校務主任	菅野皆實	大正二年六月
國語	教諭	磯谷實	大正二年六月
國語、漢文、理科、歷史、地理	兼教務主任	長谷川三郎	大正二年六月
作法、裁縫、家事、編物	教諭	川島能三郎	大正二年六月
國語、漢文、理科、歷史、地理	兼教務主任	宮島あ	大正二年六月
圖書、裁縫	教諭	前田ツル	大正二年六月
音樂、體操	教諭	島田り	大正二年六月
裁縫、家事	教諭心得	青葉り	大正二年六月
裁縫、袋物	教諭心得	横田り	大正二年六月
插花	囑託教師	吉岡兵衛	大正二年六月
按摩	囑託教師	酒井泰	大正二年六月
	書記	伊藤總	大正二年六月
	學校醫	山内平治郎	大正二年六月

◎各學年主任

第一學年主任 教諭心得 前田ツル
 第二學年主任 教諭心得 長谷川あ
 第三學年主任 教諭心得 宮島あ
 第四學年主任 教諭心得 川島能三郎

◎生徒表 (大正四年四月廿五日現在) (いろは順)

磯部イ	石原ゆ	飯倉さ	馬場ち	土井と	小川	高橋さ	上原こ	野平吉	岩館て	岩館か	石原や
久印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	中印	遠印	成印
住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住	住
野平ゆ	大三川ゆ	大木て	奥澤春	山内徳	山本く	京増か	藤崎た	小坂ひ	小川	小倉千	渡貫は
豊印	多香	成印	白印	成印	成印	安印	酒印	酒印	八印	成印	根印
住	古取	田	井	田	食	井	井	井	生	田	郷
圓城寺て	齋藤こ	齋藤あ	湯淺う	三橋み	三橋ち	平野か	關野香	鈴木け	川口	川口	吉岡
成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印
津	田	田	生	里	田	田	田	葛	倉	倉	下

岩井	岩井	石川	石井	石山	國本	荻原	大野	大木	大友	武藤	夏海	露崎	高川
こ	ふ	て	ゑ	は	と	美	千	道	ら	ミ	千	君	綾
う	ぶ	い	い	る	し	子	代	子	く	ヤ	代	子	子
大印	本印	成印	豊印	六印	富印	千印	旭印	成印	仙宮	永印	遠印	五長	成印
森	楚	田	住	合	里	田	嶺	田	臺	治	山	郷	田

第二學年 (三十二名)

岡村	小川	土肥	土肥	土井	相京	秋山	淺井	荒沼	山田	山田	山崎	山本	山本
初	り	は	な	き	ひ	な	よ	く	志	よ	た	米	せ
子	う	な	つ	く	な	つ	し	ま	津	し	け	米	き
大英	公印	公印	公印	大千	公印	八印	成印	輕英	公印	豐印	阿印	成印	豐印
宮	津	津	津	田	津	生	田	野	津	住	蘇	田	住

玉村	谷	大德	加瀬	神崎	諸岡	須藤	廣瀬	篠田	水野	宮川	京須	齋藤
千	よ	三	千	り	け	て	久	重	ま	よ	江	ヨ
代	し	枝	代	ん	米	い	い	重	ま	よ	江	シ
布	公	久	多	遠	成	六	成	金	成	新	成	遠
川	津	住	古	山	田	合	田	津	田	湯	田	山

第一學年 (四十三名)

後藤	小坂	小林	古川	藤崎	山口	五十嵐	石原	石原	池田	小川	小川	小川	勝田
と	て	と	と	い	ふ	ゆ	つ	や	子	代	は	喜	ふ
き	る	し	し	し	じ	き	や	や	子	代	は	喜	ふ
安印	酒	阿	成	遠	成	布	成	富	福	八	淺	八	安
食	井	蘇	田	山	田	葛	田	里	岡	生	京	生	食

宮内	深山	佐久間	秋本	筋本	遠藤	川村	吉田	竹尾	瀧澤	瀧澤	高川	中島	中村
き	と	は	ち	慶	は	さ	さ	た	千	喜	種	清	は
よ	く	る	か	子	る	だ	さ	た	代	久	子	子	る
八印	六印	成印	白印	酒	公	成	成	酒	成	成	成	西	成
生	合	田	井	井	津	田	津	井	井	田	田	野	尾

鈴木	諏訪	關川	檜垣	宮内	上野	大野	大野	大川	黒川	久保	山田	山田	山田
き	て	利	千	千	を	し	し	さ	と	ふ	み	ま	と
よ	る	子	代	江	え	げ	げ	い	ら	さ	つ	す	わ
成	八	成	久	一	麻	本	本	佐	成	成	豐	安	成
田	生	田	住	松	東	布	布	倉	倉	田	住	食	田

山内泰子	成印	田
山喜代子	廣	島
藤崎三代	更千	科業
藤田けい	八印	生
寺内三枝	鹿茨	島城
青野ちか	成印	田
浅井いし	成印	田

坂本はま	文	茨
齋藤せん	佐香	原
木内すみ	酒	井
湯浅達	八印	生
島田恵	酒	井
一田イウ	中印	郷
日暮てい	中印	郷

本橋こ	本	印
清宮い	八	印
關川つ	成	印
鈴木郁	阿	印
菅谷愛	成	印

◎成田山女學校卒業生人名 (明治四十四年三月)

岩瀬好	好	印
伊藤みよ	と	や
石原みや	も	と
幡谷と	ら	み
長谷川さ	ひ	さ
長谷川さ	ひ	さ
戸塚と	し	近
小川と	し	近
小田垣	と	近

吉岡と	と	み
吉田と	あ	い
上原あ	か	ね
大塚と	ら	み
大山と	ら	み
山野と	ら	み
丸山と	ら	み
丸山と	ら	み

深栖喜	久	印
秋葉ふ	な	印
櫻井ハ	い	印
木内け	い	印
木橋欣	い	印
三橋イ	い	印
菅澤タ	い	印
鈴木イ	い	印
鈴木さ	い	印

◎卒業生人名現況表

○第一回卒業生 (十名) (明治四十五年三月、いろは順)

小學校教員
小學校教員
小學校教員

岩瀬好	成印	田
幡谷も	成印	田
田中あ	成印	田
上原か	成印	田
大木り	中印	郷

丸野て	公	印
山野か	成	印
山内欣	成	印
木内い	成	印
木内い	成	印
三橋イ	中	印

○第二回卒業生 (十二名) (大正二年三月、いろは順)

小學校教員
小學校教員
小學校教員
(結婚)
小學校教員

池田ゆ	富	印
池田ち	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印
石原静	成	印

加藤さ	中	印
加藤さ	中	印
横山菊	成	印
横山菊	成	印
竹村さ	富	印
竹村さ	富	印
中島朝	青	君
中島朝	青	君
大友光	仙	宮
大友光	仙	宮

私立成田高等女學校一覽

(婚嫁)

(舊姓小林)

武津

キン

牛東

込京

秋葉

ふて

成山

東武

○第三回卒業生(二十一名) (大正三年三月、いろは順)

伊藤	飯泉	石原	林	幡谷	土井	加藤	吉岡	吉岡	露崎
ひさ	しげ	ひろ	ゆき	あき	あき	あき	あき	あき	あき
八印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印	成印
生	田	田	田	田	田	田	田	田	田

小學校教員

東京和洋裁縫學校在學

小學校教員

(婚嫁)

成田	武藤	大島	大須賀	桑原	山下	藤崎	佐竹	宮崎	北村
さき	さだ	のぶ	ゆき	たく	たか	かき	けい	けい	けい
佐印	永印	八印	安印	安印	成印	成印	下東	成印	成印
倉	治	生	食	食	食	食	京	田	田

○第四回卒業生(二十八名) (大正四年三月、いろは順)

岩井	土井	巖	藤	綿貫	加藤	神戶	川島	竹村	根本	並木	武藤	猪野	平山	大竹
あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき
安印	公印	公印	公印	取茨	成印	成印	富印	富印	推千	遠印	文茨	源山	成印	小香
食	津	津	手	田	田	田	里	里	名	山	城	武	田	門

小學校教員

大木	黒川	桑原	山野	山田	山田	山田	増岡	秋山	天野	浅倉	湯村	宮内	谷
あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき	あき
中印	成印	安印	成印	安印	八印	八印	豊印	藤崎	八印	大夷	安印	仙宮	八印
郷	田	食	田	食	生	生	住	田	喜	喜	食	臺	生

私立成田高等女學校一覽

私立成田高等女學校一覽

◎在學生徒入學前修業學校名 (大正三年四月二十五日現在)

學校名	第四學年	第三學年	第二學年	第一學年	計
印旛郡成田小學校	一一	一五	九	一七	五二
八生小學校	一	二	二	三	八
安食小學校	一	〇	一	五	七
豐住小學校	二	〇	一	二	五
長沼小學校	〇	二	〇	〇	二
久住小學校	一	〇	二	〇	三
久住東小學校	〇	〇	一	〇	一
中郷小學校	〇	一	〇	二	三
米本小學校	〇	〇	一	一	二
富里小學校	〇	一	一	〇	二
大袋小學校	〇	二	二	〇	四
協濟小學校	〇	一	二	〇	三
二和小學校	一	〇	二	〇	三
酒々井小學校	二	〇	二	三	七
佐倉小學校	一	一	〇	〇	二
本埜小學校	一	〇	一	二	四
宗像小學校	〇	〇	〇	〇	一
永治小學校	〇	一	〇	〇	一

私立成田高等女學校一覽

學校名	第四學年	第三學年	第二學年	第一學年	計
六合小學校	〇	一	一	〇	二
大森小學校	〇	〇	一	〇	一
木下小學校	〇	一	〇	〇	一
旭小學校	〇	一	〇	〇	一
阿蘇小學校	〇	一	〇	〇	一
根郷小學校	〇	一	〇	〇	一
四街道小學校	一	一	〇	二	四
白井小學校	〇	〇	一	〇	一
白井義經傳習所	一	〇	〇	〇	一
八生農學校	〇	〇	〇	二	二
香取郡多古小學校	一	〇	一	〇	二
佐原小學校	〇	〇	〇	一	一
東葛飾郡松戸小學校	一	〇	〇	〇	一
布佐小學校	〇	〇	〇	一	一
千葉縣教育會	一	〇	〇	〇	一
他府縣小學校	〇	三	二	二	七
計	二七	三五	三三	四三	一三七

◎經費統計概表

年度	俸給	備給	手當	賞與	旅費	需用費	營繕費	雜費	準備費	合計
四十四年度決算	三八三、八四〇	一八、〇〇〇	七、〇〇〇	三三、六九〇	四、六〇〇	六三、八二〇	三三、六二〇	一、二七〇	一、六〇〇	四四七、七九二
四十五年度決算	三八五、三七〇	一八、〇〇〇	六、〇〇〇	三九、六〇〇	一〇、八八〇	八八、〇三〇	三三、八八〇	一、二八五	一、八八五	五九三、七六六
大正二年度決算	四二〇、五〇〇	一八、〇〇〇	三、〇〇〇	五、六二〇	六、三〇〇	九四、七五九	四、五四三	五、五三〇	—	七三九、五〇〇
大正三年度決算	四三四、二〇〇	二四、二〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	九、〇〇〇	九三、七五五	一、八六五	四、五二〇	—	六七三、一八〇
大正四年度豫算	四四八、〇〇〇	二七、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六七一、〇〇〇

◎卒業生及生徒郡別表

種別	千葉	市原	東葛飾	印旛	香取	海上	匝瑳	山武	長生	夷隅	君津	安房	他府縣	計
卒業生	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四
四學年生	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三學年生	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二學年生	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一學年生	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	三	一	一	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	二八

◎生徒父兄職業調查表

種別	農	工	商	官	教	醫	事	僧	軍	旅	運	無職	計
四學年生	〇	〇	八	二	一	三	〇	〇	〇	〇	一	〇	二七
三學年生	二	〇	四	二	一	一	二	〇	〇	〇	一	一	三五
二學年生	一	七	一	一	一	一	一	〇	〇	〇	一	〇	三二
一學年生	一	六	一	一	一	三	四	〇	〇	〇	〇	〇	四三
計	六	五	一	三	五	八	七	一	一	一	一	一	一三七

◎成田高等女學校々友會規則

第一條 本會は本校の教育と相待ちて善良なる校風を發揚し會員相互の親睦を圖るを以て目的とす

第二條 本會は本校生徒及職員を以て組織し理事卒業生其他本校に關係ある者にして入會する者は特別會員となす

第三條 本會は第一條の目的を達せんが爲めに學藝部運動部の二部を置く

第四條 學藝部は文藝、音樂、家政、作法、講演等に関することを掌り運動部は體操、遊戯、遠足、ローンテニス、ピンポン、フットボール及其他の運動に関することを掌る

第五條 學藝部は毎學期二回以上の部會を催し本校記念日に際し總會を開き、運動部は第一第二學期に於ては一回以上の部會を催し本校記念日に總會を開き秋季に於て大會を開く

第六條 學藝會には成るべく知名の士を招聘して修養上の講話を聴くものとす

第七條 本會に左の役員を置く
會長 一名 學校長を推す
副會長 一名 本校々務主監を推す

部長 二名 職員より會長之を指名す

委員 十六名 各學年各部二名づゝ互選せしめ會長之を定む任期は一ケ年とす
會計係 一名 本校書記に委任す

第八條 役員の仕事は左の如し
會長は本會を總理す

副會長は會長を補佐し會長事故ある時は代理をなす部長は各部を管理し委員を指揮し其分掌に屬する事業の進歩發達を圖る

委員は部長の指揮に従ひ各自の分掌に屬する事務に當る

會計係は會長の指揮に従ひ本會の出納を掌る

第九條 本會は必要に應じ役員會を開き各部又は全部に關することを議決す

第十條 會費として生徒は毎月金五錢を授業料と同時に納め職員は金拾錢を納むるものとす但八月は之を徴收せず

第十一條 本會に左の帳簿を備へて會務を處理す
一 會費領收簿 一 金錢出納簿

一 器具器械臺帳 一 校友會記事録

第十二條 本會は學藝獎勵のため卒業生の寄附にかかる生徒獎勵基金により隨時に成績優秀者に授賞を行ふ

◎成田高等女學校々友會規則

第一條 本會は本校の教育と相待ちて善良なる校風を發揚し會員相互の親睦を圖るを以て目的とす

第二條 本會は本校生徒及職員を以て組織し理事卒業生其他本校に關係ある者にして入會する者は特別會員となす

第三條 本會は第一條の目的を達せんが爲めに學藝部運動部の二部を置く

第四條 學藝部は文藝、音樂、家政、作法、講演等に關することを掌り運動部は體操、遊戯、遠足、ローンテニス、ピンポン、フットボール及其他の運動に關することを掌る

第五條 學藝部は毎學期二回以上の部會を催し本校記念日に際し總會を開き、運動部は第一第二學期に於ては一回以上の部會を催し本校記念日に總會を開き秋季に於て大會を開く

第六條 學藝會には成るべく知名の士を招聘して修養上の講話を聴くものとする

第七條 本會に左の役員を置く
會長一名 學校長を推す
副會長一名 本校々務主監を推す

部長二名 職員より會長之を指名す
委員十六名 各學年各部二名づゝ互選せしめ會長之を定む任期は一ケ年とす
會計係一名 本校書記に委任す

第八條 役員の仕事は左の如し
會長は本會を總理す
副會長は會長を補佐し會長事故ある時は代理をなす
部長は各部を管理し委員を指揮し其分掌に屬する事業の進歩發達を圖る
委員は部長の指揮に従ひ各自の分掌に屬する事務に當る

會計係は會長の指揮に従ひ本會の出納を掌る

第九條 本會は必要に應じ役員會を開き各部又は全部に關することを議決す

第十條 會費として生徒は毎月金五錢を授業料と同時に納め職員は金拾錢を納むるものとする但八月は之を徴收せず

第十一條 本會に左の帳簿を備へて會務を處理す
一 會費領收簿 一金錢出納簿
一 器具器械臺帳 一 校友會記事錄

第十二條 本會は學藝獎勵のため卒業生の寄附にかゝる生徒獎勵基金により隨時に成績優秀者に授賞を行ふ

成田幼稚園一覽

園歌	七三
沿革略	七五
入退園及年度末現員數	七七
保育費及幼稚園費	七八
規則	八一
幼児保護者心得	八三

園歌

大和田 健樹氏作歌
小山 作之助氏作曲

御寺の山をあげ暮に
見わたす成田の幼稚園
園に生ひたつ撫子の
花にめくみの露しけし
我等も日々に集りて
雲雀となりて謡はまし
そのゝ恵の嬉しさを
御代の恵のたのしさを

ミテラノ ヤ マ ラ アケクレ ニ
 わ れ ら も ひ び に あ つ ま り て

ミワタス ナリタノ ヨーチエン
 ひばりと なーりて うたはま し

ソ ノニ オヒタツ ナデシコ ノ
 そ の の めぐみの うれしさ を

ハ ナニ メグミノ ツユシゲ シ
 み よ の めぐみの たのしさ を

私立成田幼稚園一覽

◎沿革略

本園は明治三十八年五月の創立にして保育を開始せしは其月の二十四日也而して開園式は六月一日町立成田尋常小學校内假園舎に於て舉行せり

假園舎の狹隘なるにも拘はらず幼児入園の申込は月毎に増加し行くの趨勢なるが故に園舎新築の必要を生じ同年の十月地を成田山の東南、向臺と稱する一區域を卜し此所に工事に着手すると爲り而して翌三十九年六月三日園舎新築落成の式典を擧ぐることを得たり

新築に關する工事費並に諸般の設備費は概算約一萬餘圓内二千圓は成田區よりの寄附にかゝり餘は悉く新勝寺に於て負擔支辨せり

園舎の位置は成田町成田小字向臺と稱する所にして町の東南方に位し四方の眺望極めて佳く四季の風光亦大に推稱するに足る高燥なる地域也

園の總敷地は三千七十五坪内遊園に屬するもの約二千六百坪花壇、砂場、築山、藤棚等を設け自餘は所々

に樹木を植えて大に趣を添へたり而して園舎の總建坪は二百四十餘坪其内譯は即ち左の如し

一 昇降口	一	十二坪
一 保育室	四	四十九坪五合
一 園長室	一	三坪
一 恩物室兼保母室	一	八坪
一 遊戯室	一	四十八坪
一 應接所	一	四坪
一 靜養室	一	四坪
一 廊下、便所	二	六十四坪五合
一 保母住宅	二	三十四坪
一 小使室等附屬建物	二	十七坪二合五勺

大略右の如くにして其構造上特色とも見るべきものなきも只主として幼児の出入の便を計るが爲めに廣き昇降口を園舎の正面に置きて有觸たる玄關構を設けず南面にして空氣の流通光線の射入等に意を注ぎ専ら保

育上の便宜を旨とし又華美に渉るを避けて質實を旨としたり

而して全般に亘る工事の設計は斯道に名ある服部文部技手之に當られたり

かくて園舎の新築は本園の面目をして一段に重からしめたるは大に喜ぶべきことなりと雖も同時に園は幼児保育の効果を完うせんとならば家庭との連絡を計らざるべからずと爲し屢次保育懇話會を開きて園児の保護者を招集し或は不定期刊行の雑誌「撫子」を發刊して其連絡の機關とし聊か得る所ありき

保育の事は保母専ら其任に當り保育主任之を指導監督す其他全般の庶務等に至りては園長之を總攬し理事之が諮問の任に當る而して園長は園主之を兼ね理事は園主之を囑托す外に幹事、會計主任、園醫あり共に園主の任命する所なり

園主兼園長は成田山貫首石川僧正にして理事は石川愛一郎、三橋重郎兵衛、關川博道の三人也内三橋理事は幹事を關川理事は園醫を兼ね別に淺井儀助會計主任たり

右の外現在職員は保育主任以下保母三名なり今之を

擧ぐれば左の如し

職名	族籍	姓	名	就職年月
保育主任	徳島縣士族	山口	政子	大正三年十月
保母	神奈川縣民	添田	喜美	大正三年七月
保母	神奈川縣民	中村	多代	大正三年七月
保母	静岡縣士族	中村	雪子	大正四年四月

本園の新築費及經費は左の如くにして保育料以外は凡て新勝寺の負擔支出する所のもの也。而して保育料として保護者より徴收する料金は一人一ヶ月五十錢とし二人以上を通園せしむるものは一人毎に半減とす

敷地買入及新築費、落成式費
 一金三千五百八圓八十五錢一厘 (自三十八年六月至四十年三月) 經費
 一金壹千八百八圓十六錢五厘 (四十年年度經費)
 一金壹千九百四十圓三十九錢六厘 (四十一年度經費)
 一金壹千五百二十七圓三錢三厘 (四十二年年度經費)

一金壹千七百二十五圓四十二錢五厘 (四十三年年度經費)
 一金壹千九百三十五圓七十錢四厘 (四十四年度經費)
 一金壹千九百二圓九十五錢四厘 (大正元年度經費)
 一金二千四百四十五錢四厘 (大正二年度經費)
 一金二千二百四十一圓十四錢七厘 (大正三年度經費)
 合計二萬九千二百一圓六十八錢
 最近三ヶ年の經費平均額は
 金二千九十四圓七十五錢一厘
 なりとす

◎入退園及年度末現員調

年	入園		卒業		退園途	死亡	年度末現員
	女	男	女	男			
明治卅八年度	四二	一三	九	六	四	〇	二五
明治卅九年度	三九	一五	九	六	七	〇	二二
明治四十年度	二六	二二	一〇	七	〇	〇	一八
明治四十一年度	二六	二〇	一〇	四	〇	〇	二四

年	入園		卒業		退園途	死亡	年度末現員
	女	男	女	男			
明治四十一年度	二六	一三	九	六	四	〇	二五
明治四十二年度	三九	一五	九	六	七	〇	二二
明治四十三年度	二六	二二	一〇	四	〇	〇	一八
明治四十四年度	二六	二〇	一〇	四	〇	〇	二四
大正元年度	二五	一九	九	六	七	〇	二二
大正二年度	二五	一九	九	六	七	〇	二二
大正三年度	二六	二〇	一〇	四	〇	〇	二四

右の外大正四年四月末日調査現在園兒數は男四十六人女五十九人合計百五十八なり

◎保育修了幼兒數

明治三十八年度二二		男一三	女九
十ヶ月	菅谷 清治	豊田 謹悟	増村 重治
全	神山 雅一	鈴木 徳治	三橋 たか
全	柳本 富治	長竹 達三	關川 風
全	小島 富全	井阪 あさ	山内 徳
全	松田 幸郷	齋藤 アイ	竹内 源太郎
全	諸岡 照保	小泉 綱全	野々宮 らん
全	伊藤 美榮	飯倉 菊	
全	若葉 誠一	黒川 しめ	
明治三十九年度三八		男二三	女一五
一年十ヶ月	藤倉 武男	山内 卯之助	大木 道子
全	吉岡 源太郎	堺 勇全	古矢 さだ
全	山田 清吉	浅井 よし全	鈴木 琴
全	加藤 たか全	神戶 隆太郎	渡邊 英太郎
全	小倉 とし全	關川 利子	岩瀬 くみ
全	高川 綾子	三橋 衛吉	水野 しま
全	寺内 安子	廣瀬 てい全	堀木 治

明治四十年度		男二三	女二〇
一年十ヶ月	石橋 孝三郎	齋藤 貞雄	河野 きみ
全	石川 順全	鈴木 きよ	増村 富彦
全	小野寺 武夫	上原 勝太郎	猪狩 ミヤコ
全	大塚 光雄	鶴田 美治	藤倉 きく
全	渡邊 好雄	大木 たみ全	波邊 やす
全	川村 正也	田口 稔全	宇井 富美
全	萬安 俊也	古川 とし全	柳 金次
全	川村 さだ全	齋藤 徳太郎	高野 和伊知
全	忽那 勇全	菅谷 愛全	小川 なほ
全	後藤 英子	石橋 規矩	高橋 重二
全	佐久間 はる全	諸岡 俊一	青木 敬夫
全	三橋 榮子	下村 愛三	今村 まつ
全	齋藤 昭全	豊田 れん	藤崎 慶司
全	紺谷 益雄	鶴岡 とく	栗崎 實

明治四十一年度二七

明治四十一年度二七		男一五	女二
一年十ヶ月	宇井 聖二	小島 ふく	鈴木 達衛
全	鶴田 きん全	青野 ちか全	篠原 愛
全	瀧澤 千代全	鳥居 俊一全	大堀 都太郎
全	瀧澤 喜久全	小倉 米全	三橋 つね
全	浅井 いし全	八木 やす全	沼崎 とく
全	山内 泰子全	鈴木 好司全	若生 源治郎
全	高川 種子全	若葉 巳代全	榎田 嘉照
全	關川 郁全	古矢 喜一郎	秋山 しま
全	加藤 武夫	森谷 幹雄	木内 芳雄

明治四十三年度二七		男一七	女二〇
一年十ヶ月	松倉 てる	香取 とみ	茂手木 たま
全	鳥村 治助	紺屋 きぬ	加藤 孝太郎
全	櫻井 泰治	宇井 博七	久保田 や系
明治四十四年度四〇		男二三	女一七
一年十ヶ月	浅井 儀一	松田 さだ	柏川 せい
全	關川 安正	三橋 雅子	柳本 美恵
全	石川 ふく	若葉 まよ	野々部 甲
全	大矢 光子	京須 善太郎	志村 かつら
全	中越 加津子	小林 博一	山崎 平治郎
全	小野寺 千枝子	増淵 才全	木内 正夫
全	河合 ヨシ全	竹村 猛	藤崎 貞太郎
全	平山 謙全	鈴木 はな全	京須 きん
全	木村 五郎	葛生 きち全	渡邊 三郎
全	大島 仁全	赤尾 とし全	渡邊 三郎
全	中山 方	根田 なか全	内田 裕
全	紺谷 勝雄	根田 章全	内田 裕

私立成田幼稚園一覽

三ヶ年	鈴木とし	三ヶ年	關川	慶造	二ヶ年	大竹	寛
全	長谷川	浩一	三ヶ年	飯倉	ひさ一	大川	益雄
全	小泉	國衛	二ヶ年	出口	せい全	石橋	喜代
全	八塚	謹三	全	荒木	みさを全	島居	たか
全	三橋	監物	全	青木	義雄全	加藤	義明
全	黒川	廣全	全	三橋	孝子全	横田	昭
全	清水	ふき全	全	豊田	保全	鳥村	いし
全	大木	茂全	全	瀧澤	七郎全	岩館	三郎
全	高川	興子全	全	櫻井	みつ全	森谷	しづ
全	古矢	芳江全	全	廣川	きみ全	石井	午太郎
全	貞松	藤子全	全	豊田	文雄全	石橋	泰三
全	早川	くに全	全	平山	保十一ヶ月	大野	勝司
全	大友	強哉	全	伊佐治	喜美子全	小野寺	シゲ

大正元年度三八 女一九

二ヶ年	小野寺	俊郎	二ヶ年	渡邊	政雄	二ヶ年	諸岡	その
全	京須	すみ全	全	宇井	敏子	一ヶ年	野宮	秀雄
全	神戶	盛三全	全	寺内	多喜子	十一ヶ月	水野	岩雄
全	貞松	具徳全	全	小倉	とよ	十一月	露崎	雪子
全	豊田	てる全	全	古川	泉全	根本	花	
全	小島	たか全	全	紺谷	満枝			

大正二年度五五 男二九 女二六

三ヶ年	小泉	繁子	三ヶ年	山田	文太郎	三ヶ年	高石	藤作
全	石川	たけ全	全	高川	俊夫	二ヶ年	大友	廣高
全	石川	仁一全	全	諸岡	貞子全	全	京須	ヤサ
全	關川	昭全	全	藤倉	しげ	三ヶ年	大野	豊吉
全	夏海	新全	全	諸岡	ます全	全	石橋	重雄
全	關川	安世全	全	高安	愛之助全	全	山内	總江
全	吉田	美津乃全	全	瀧澤	喜代	二ヶ年	關川	政司
全	佐久間	みつ全	全	鈴木	喜美子	二ヶ年	石井	さと
全	武士田	謙全	全	諸岡	蕪全	全	高橋	恒三
全	宮田	たい全	全	高須賀	富美全	全	木内	登代
全	淺井	隆全	全	山崎	勲全	全	豊田	登代
全	淺井	鏡次全	全	小倉	美枝全	全	増岡	衛
全	渡邊	道治全	全	山田	照子全	全	久保田	潔
全	長谷川	清	三ヶ年	藤崎	茂全			

二ヶ年	鶴田	明二	二ヶ年	豊田	喜美一	二ヶ年	山田	よし
全	長竹	定子全	全	福田	茂重郎全	全	寺内	一郎
全	椿	せい	二ヶ年	松本	はな全	全	酒井	ツ子
全	神戶	剛全	全	高安	美哉子全	全	棟原	テイ
全	諏訪原	貞夫						

大正三年度二九 男一三 女一六

四ヶ年	京須	八重	三ヶ年	信田	繁	三ヶ年	河合	榮助
全	林	メ子全	全	小倉	梅二	二ヶ年	素行	
全	文屋	壽全	全	大木	常男全	全	越川	ふち
全	三ヶ年	鈴木	とみ全	全	伊佐治	眞全	加藤	仲次
全	高橋	秀子全	全	香取	ゆわ全	全	岩館	はる
全	三橋	誠一全	全	小倉	治子全	全	京須	てる
全	堀	三郎	三ヶ年	松野	正之助全	全	大竹	治
全	吉田	茂	三ヶ年	西内	五し全	全	上原	千代
全	廣瀬	鐵夫全	全	小野寺	秀雄	一ヶ年	佐竹	結實
全			全	井谷川	のぶ			

◎私立成田幼稚園規則

第一條 本園ハ満三歳ヨリ學齡マデノ幼兒ヲ收容保育スルヲ以テ目的トス

第二條 本園保育課目ヲ分ツコト左ノ如シ

- 一 遊戯 幼兒各自ニ運動セシメ又ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動等ヲナサシメ心情ヲ快活ニシテ身體ヲ健全ナラシムルコトヲ期ス
 - 一 唱歌 平易ナル歌曲ヲ唱ハシメ聽器發音器及呼吸器ヲ練習シテ其發音ヲ助ケ心情ヲ快活純美ナラシメ兼テ徳性ノ涵養ニ資センコトヲ期ス
 - 一 談話 有益ニシテ興味アル事實及寓言通常ノ天然物及加工品等ニ就キテ之ヲ爲シ徳性ヲ涵養シ觀察注意ノ力ヲ養ヒ兼テ發音ヲ正シクシ言語ヲ練習セシムルコトヲ期ス
 - 一 手技 恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意ノ發育ニ資スルコトヲ期ス
- 第三條 保育時間ハ一日五時間以内トス
- 第四條 本園收容幼兒ノ定員ハ百廿人トシ之ヲ三組ニ編成ス
- 第五條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一 祝日、大祭日及日曜日
 - 一 春期休業 自三月二十六日至三月三十一日
 - 一 紀念日 六月一日

私立成田幼稚園一覽

- 一 皇后陛下御誕辰日
- 一 夏季休業 自八月二十一日至九月五日
- 一 冬期休業 自十二月二十五日至一月七日
- 第六條 入園ハ四月九月ノ兩度トス
- 第七條 入園ヲ請フ者ハ本園規定ノ書式ニ依リ其旨申出デ許可ヲ受クベシ(書式ハ本園ヨリ交付スベシ)
- 第八條 退園ハ其理由ヲ具シ保護者ヨリ申出ヅベシ
- 第九條 一年以上在園ノ幼兒退園ニ際シテハ特ニ保育證書ヲ授與ス
- 但一ケ年以内ト雖モ保護者ノ希望ニヨリテ詮議ノ上授與スルコトアルベシ
- 第十條 幼兒若シクハ其保護者ニ於テ轉居シタル時ハ直チニ届出ヅベシ
- 第十一條 幼兒ノ缺席ハ其都度必ズ届出ヅベシ
- 第十二條 保育料ハ本園ノ休業全月ニ亘リタルトキノ外幼兒一人ニ付一ケ月金五十錢トシ幼兒出席ノ有無ニ拘ハラズ毎月五日迄ニ保護者ヨリ納付スベシ
- 但一家族ニテ在園幼兒二名以上ナルトキハ一名ヲ本文ノ通りトシ其他ハ總テ半減スルモノトス

入園證書
何ノ誰
右ハ今般貴園ニ入園御許可相成候ニ付テハ本人ニ關スル一切ノ事件拙者引受可申候也
右幼兒保護者
千葉縣印旛郡成田町大字何何番地
何ノ誰
大正 年 月 日
私立成田幼稚園長 石川照勤殿

經歷書
幼兒何ノ誰
一 生 年 月 日 明治何年何月何日生
一 原 籍 及 族 籍 何縣何郡何町村大字何番地
一 出 生 地 何縣何郡何町村大字何番地
一 現 住 地 千葉縣印旛郡成田町大字何番地
一 家 長 職 業 及 氏 名 何々業又ハ何々商何誰
一 家 長 ト 幼 兒 ト ノ 關 係 幼兒ノ何々(例ハ祖父、父)
一 生 父 母 ノ 年 齡 及 其 他 否 父何歲健母何歲健

一 兄弟姉妹及其健否 兄何人弟何人姉何人妹何人皆健
一 養育セラレシ場所及營 自宅ニテ生母ノ乳ノ如キ又ハ里子、養品 牛乳、乳母ノ乳
一 痘 種痘又ハ天然痘
一 生來重キ疾病ニ罹リシコトノ有無
一 性質習慣ノ著シキモノ
一 其他特別ノ事故
右之通りニ候也
大正 年 月 日
右幼兒保護者 何ノ誰
私立成田幼稚園御中

◎私立成田幼稚園幼兒保護者心得

一 家庭と幼稚園との連絡に關する事
幼兒の保育に關しては幼稚園と家庭と相待ちて協力するにあらざれば好果を得ること能はざるは云ふまでもなき事なるべしされば家庭と幼稚園とは常に氣

脈を通じ内外相應じて保育の効を全くせざるべからず今彼此の連絡に關して當園の冀望する所を擧げんに概ね左の如し
一 家庭より當園の事に付疑義あるか或は幼兒の事に關して擔任保母に問合せ又は協議せられたき事あらば何時にても遠慮なく口頭又は書面にて申出でられたし
二 父母兄弟並に直接に幼兒の保育に關係ある人は時々來園して當園の實況を視察し之を家庭の保育に參考せられんと當園の最も冀望する所也又毎年春秋二回特に保育懇話會を開き保護者諸君の來會を請ふを例とせり一は實地保育の模様を諸君に示し又一は諸君より家庭の狀況を聞き幼兒の保育に關し相互に懇話せんが爲なり日時ハ其都度通知すべければ成るべく來會ありたし
一 幼兒付添人に關する事
當園に於ては幼兒付添人を要せず
但往復途中の送迎は隨意たるべし
一 幼兒の遊嬉に關する事
遊嬉は實に幼兒の仕事にして心身の發達一に之によ

るものなれば最も自由快活に之を爲さしむること必要なれども野鄙亂暴に渉るものは之を制せざるべからざるは勿論玩具等に付きても亦能く其良否を甄別せられたし又幼児の記憶に任せ讀書等を授けらるゝ向もまゝあるよしなれども是等は幼児の發育に害あるも益なかるべければ注意せられたし

一 幼児服装に關する事

幼児の服装は成るべく質素にして遊嬉運動等に便利なる者を用ひ従つて地質は綿布麻布の類とし仕立方を筒袖とせられたし

一 幼児の携帯品に關する事

幼児在園中用ふべき器具等は總て當園にて貸與すべきが故に手拭鼻紙等必要なる物品の外は幼児に携帯せしめざる様致したし
帽子辨當傘等の携帯品には一々氏名を記し置かれたし

一 幼児の往復に關する事

幼児の往復は充分に保護せらるべきは勿論なれども風雨其他疾病遠路特別の事情ある時の外は成るべく徒歩せしめられたし

一 幼児の缺席並に家庭の疾病等に關する事

幼児の缺席一週を超ゆるときは口頭或は書面にて詳細に其事由を届出でらるべし凡て多人數の集る所は充分注意をなすにあらざれば或は悪疫傳染の媒をなす恐あるを以て幼児の家族に傳染病者ある時は直に其病名を記して届出でらるべし

但茲に傳染病と稱するは痘瘡及假痘、猩紅熱、腸窒扶斯、發疹窒扶斯、虎刺列、赤痢、ジフテリア、ペスト等を云ふ

一 保護者の異動に關する事

保護者の變更は勿論其轉任改氏名等異動ありたるときは直に届出でらるべし

るものなれば最も自由快活に之を爲さしむること必要なれども野鄙亂暴に渉るものは之を制せざるべからざるは勿論玩具等に付きても亦能く其良否を甄別せられたし又幼児の記憶に任せ讀書等を授けらるゝ向もまゝあるよしなれども是等は幼児の發育に害あるも益なかるべければ注意せられたし

一 幼児服装に關する事

幼児の服装は成るべく質素にして遊嬉運動等に便利なる者を用ひ従つて地質は綿布麻布の類とし仕立方を簡袖とせられたし

一 幼児の携帶品に關する事

幼児在園中用ふべき器具等は總て當園にて貸與すべきが故に手拭鼻紙等必要なる物品の外は幼児に携帶せしめざる様致したし
帽子辨當傘等の携帶品には一々氏名を記し置かれたし

一 幼児の往復に關する事

幼児の往復は充分に保護せらるべきは勿論なれども風雨其他疾病遠路特別の事情ある時の外は成るべく徒歩せしめられたし

一 幼児の缺席並に家庭の疾病等に關する事
幼児の缺席一週を超ゆるときは口頭或は書面にて詳に其事由を届出でらるべし凡て多人數の集る所は充分注意をなすにあらざれば或は悪疫傳染の媒をなす恐あるを以て幼児の家族に傳染病者ある時は直に其病名を記して届出でらるべし

但茲に傳染病と稱するは痘瘡及假痘、猩紅熱、腸室扶斯、發疹室扶斯、虎刺列、赤痢、ジフテリア、ペスト等を云ふ

一 保護者の異動に關する事

保護者の變更は勿論其轉任改氏名等異動ありたるときは直に届出でらるべし

感化院一覽

沿革要項	八五
位置	八六
構造	八六
組織	八六
教育	八八
生活	九一
學費	九五
實費	九七
經費	九七
參觀人員	九八
成績	九九
退院の生徒	一〇八
生徒の入院	一一一
基本金の蓄積	一一四

私立成田山感化院一覽 (大正四年四月二十五日現在)

◎本院沿革要項

- 一 創立 明治十九年十一月廿八日にして元千葉感化院と稱し縣下佛教各宗共同にて創立したるものなり
- 一 感化慈善會設立 明治二十年四月本院事業を維持するの目的を以て設立す
- 一 組織の變更 明治二十一年四月成田山新勝寺主として本院を經營維持することに變更す
- 一 感化慈善會と改稱 前項の變更と同時に感化院慈善會は斯業を補助するの客位に立ち即感化慈善會と改稱す
- 一 舊千葉感化院建築竣工 明治二十四年五月三十日
- 一 院長更迭 明治二十七年五月二十七日舊院長三池照鳳師辭職現院長就職す
- 一 縣補助金の謝絶 明治三十四年に於て縣廳は本院に補助金を與ふるの議あり縣會の決議を経たりしも新勝寺は故ありて之を謝絶し獨力本院の維持に當ることとせり
- 一 本院新築移轉 明治四十一年三月二十五日舊所在地

たる千葉町を去り現所在地に移轉す

- 一 改稱 右移轉と同時に成田山感化院と改稱す
- 一 内務大臣より下附金 明治四十二年二月十一日本院事業上從來功績ありとし且つ獎勵の趣旨を以て金百圓を下附せらる
- 一 御膳本下付 明治四十三年九月七日教育勅語膳本並に戊申詔書膳本各一通下附せらる
- 一 皇族御來院 明治四十四年十月十七日山階宮芳麿王殿下 久邇宮朝融王殿下 華頂宮博忠王殿下 久邇宮邦久王殿下 山階宮藤麿王殿下本院へ御成り被遊尙同月二十二日更に 山階宮妃殿下御成り遊され生徒徒製作に係る竹籠の内に三里塚名産の初茸を入れたるものを献上したるに直に御嘉納遊さるる旨恩命に浴したり
- 一 内務大臣より下付品 大正四年二月十一日本院事業獎勵として市岡紫雲作青銅製松上鶴模様の花瓶一對下付せらる

◎本院の位地

千葉縣下總國印旛郡成田町成田四百二番地の一にし
て成田山境内に在り前面成田町横町より新勝寺へ往
復する通路に沿ひ成田停車場よりは約六町成田山不
動尊へ參詣するものは上段大日如來の靈道を右に見
左方へ約一丁にして來るを得東隣出世稻荷への參詣
者は左方に古木鬱蒼幽靜の間に新らしき白亜の一家
屋を見るべし、本院即ち是れなり

◎本院の構造

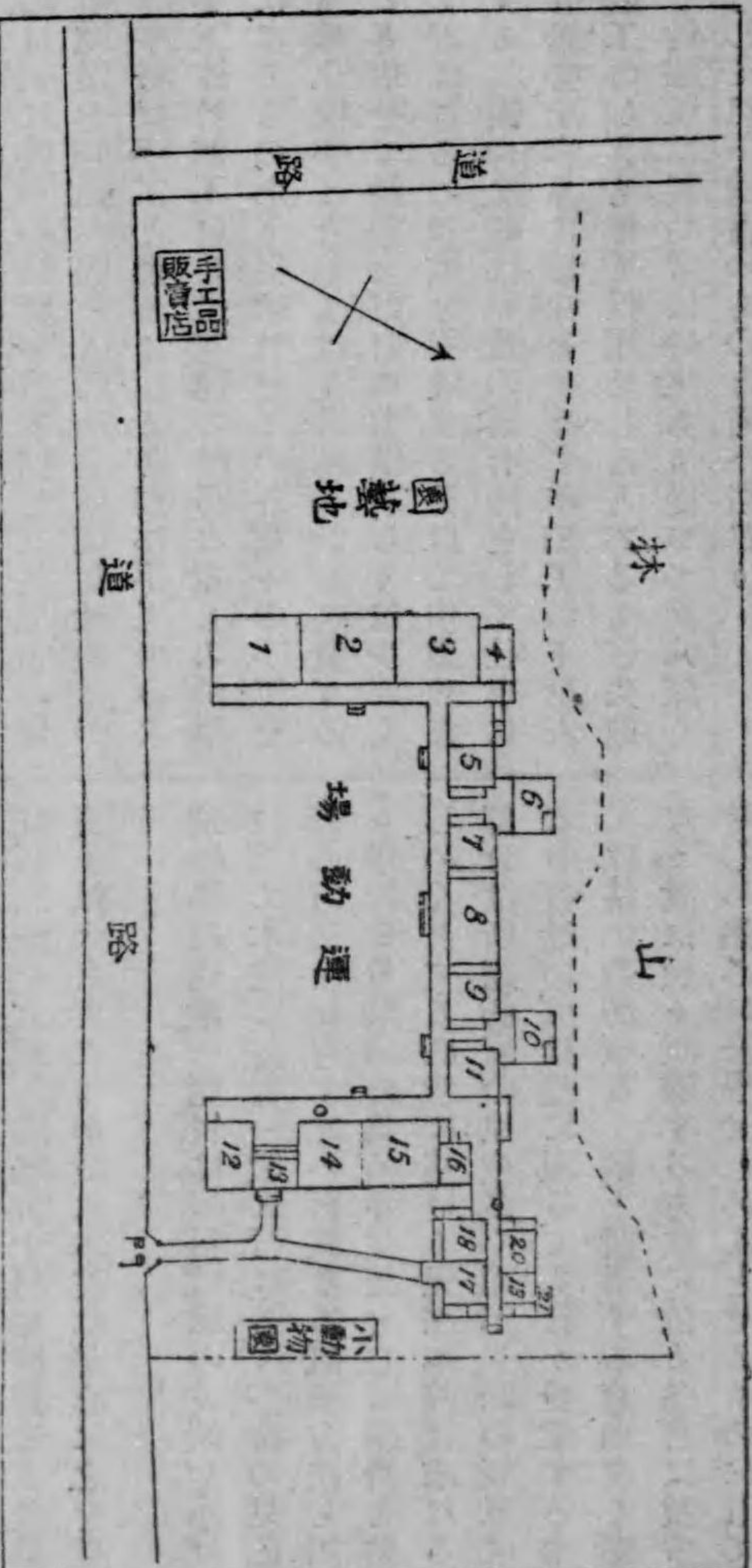
明治四十一年三月二十五日の竣工に係り敷地建坪並に
建築費用左の如し
一 本院敷地面積 一千二百二十五坪
一 建 坪 二百坪
一 建 費 一萬八十二圓九錢九厘
但し別に手工品販賣店を有するも此中に算入せず
敷地建物明細圖は次頁に掲ぐ

◎組織

一 院長 兼 一院主 石川 照勳

- 一 主任 大友 秀松
 - 一 會計主任 淺井 造
 - 一 囑託教師(學科) 伊藤 總平
 - 一 教師兼手工 瀧ヶ崎 松藏
 - 一 工役兼教師 瀧ヶ崎 たつ
 - 一 保 姆 瀧ヶ崎 博道
 - 一 篤志院醫 關川 博
 - 一 篤志唱歌遊 島田 りん
 - 一 戲教師 大友 庄六
 - 一 雇(東洋大學) 右職員の外本院評議員左の如し
 - 一 太田 茂 一字佐美祐申
 - 職員中院内常住のもの左の如し
 - 一 主任 大友 秀松(夫妻)
 - 一 教師兼手工 瀧ヶ崎 松藏
 - 一 投業師 瀧ヶ崎 たつ
 - 一 保 姆 瀧ヶ崎 たつ
- 職員一同は院長の指導監督を受くるは勿論能く院長の
精神と威化院職員たるとの自覺により職務に従ふの外
現在としては別に職員に對する成文の制令なし唯協同
一致して圓滿に且つ規律ある家庭を作るを目的とし而
かも此範圍に於て自由に活動を許し妄りに牽制を加へ
ざる組織なり

私立成田山威化院全圖



1	講堂	面積千二百二十五坪
2	圖書室	
3	教室	
4	教師室	
5	生徒室	
6	教師室	
7	生徒室	
8	工場	
9	生徒室	
10	保母室	
11	生徒室	
12	應接室	
13	昇降口	
14	食堂	
15	炊事場	
16	洗面場	
17	主任室	
18	同居室	
19	病室	
20	新入生徒室	
21	物置	總建坪二百坪

◎本院の教育

午前は學科にして總て普通小學令規に據る尋常小學程度全科を卒業せし後仍ほ向上の見込ある兒童にして且品行最早差支なしと認めらるゝ時は中學へ通學せしむることあり又尋常科中と雖も其個人性の特に進歩の見込あるものは別に特種の教育を爲す例せば其兒童の將來に於ける職業を見込み農業入門商業道德を教ゆるが如きはなり午後は手工と農業にして冬期は手工のみなり目下の手工は竹細工にして花籠の精巧なるもの最早生徒の手になるものあり從來竹細工の外種々の手工を試みたるも威化院手工としては是非精神教育に資するの必要あると併せて勤勞を好むの習慣若しくは少なくとも之れを厭はざるの習慣を養成するを以て作業教育の眼目とするも困却なるは兒童の通有性として仕事に倦み易く嘗勤勞上容易に興味を生ぜず藤細工の下駄表經木眞田藁工の如きも曾て採用せしことあるも皆失敗の方にして竹細工は製品常に變化あり従つて興味深く趣味養成として目下適當のもの考へ居れり

書に基くこと勿論にして右實踐躬行の實を擧ぐるを以て本院教育の目的となす而して此眞誠の信念は宜く信仰の力に依りて之を喚起せざる可からず本院の特色として成田山不動尊を信仰せしむる所以即ち是に在りとす
耕地は現下三反五畝を有し追々擴張の見込にして別に牡豚三頭牝六頭と洋鶏數十羽を飼養せり農業は斯業教育上最大必要なるが故に本院は熱心に之を奨勵し居れり
別紙學業成績一覽表は學科試験の成績を擧げたるものにして本院は普通一般に行はるゝ平時の見込に依る考查の方法を採らず此の舊式なる試験方法を用ゆるは數々舉行する試験の爲め各生徒をして學科を熱心勉強せしめんとする底意に基けり元來本院に來れる兒童の大部分は所謂勝氣の兒童多く而かも此の氣風は他の必要なき行動には猛烈に現るゝも日々受業する學科に至つては惜い哉勝氣なく他と競争する意地なく頗る不熱心なり故に數々試験する方法に依り各自に競争心を發動せしめ熱心に修學せしめんとせるものにして目下學級を三級に分ちあるも同一の意味なり各生徒は入院時期

◎大正四年三月末學業成績一覽

學科	級別		全		全		全		全		備考
	准	尋	全	准	全	准	全	准	全		
修	9	8	8.5	7	7	7	7	7	7	5	5
讀	7.5	8.5	7	8	5	8	5	8	5	6	6
書	9.5	7.5	9.5	7	6	6	6	6	6	5	5
綴	8	9.5	9	4	6	9	4	6	9	4	4
算	5.5	6	4	8	5.5	8	5.5	8	5.5	5	5
畫	8	6	8	4	6	8	4	6	8	0	0
體	8	7	7	5	5	5	5	5	5	0	0
農	7	6	5	5	0	5	0	5	7	0	0
手	8	6	6	6	2	6	2	6	6	4	4
操	8	8	7	6	4	7	4	7	8	4	4
合	78.5	72.5	71.0	60.0	46.5	60.0	46.5	60.0	78.5	33.0	33.0
約	7.9	7.3	7.1	6.0	4.7	6.0	4.7	6.0	7.9	5.0	5.0
評	乙	乙	乙	丙	丙	乙	丙	乙	乙	丙	丙
決	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合
稱	盡	珊	盡	敏	志	立	知	處	は(女生徒)	は(女生徒)	は(女生徒)
名	美	璣	善	好	仁	朝	十	貴	る	る	る

備考 男生ノ終末ニ掲載シタル兒童ハ高度ノ低能兒ニシテ普通ノ學力ヲ與ヘ得ザルモノナリ。農科〇點ノ一人ハ入院日淺キガ爲メナリ。

◎大四年三月中生徒操行一覽

稱	號	力	信	智	正	勤	忍	從	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約	操行																									
																		敏	知	處	立	志	盡	珊	盡	好	十	貴	朝	仁	善	理	美										
稱	號	力	信	智	正	勤	忍	從	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約	敏	知	處	立	志	盡	珊	盡	好	十	貴	朝	仁	善	理	美										
																			2	1	1	1	3	5	6	6	8	力	信	智	正	勤	忍	從	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約
																			5	3	4	2	5	5	6	6	7	力	信	智	正	勤	忍	從	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約
																			2	2	3	4	5	4	5	6	8	直	正	勤	忍	從	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約		
																			3	2	3	4	6	4	4	5	9	勉	勤	忍	從	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約			
																			3	2	4	5	5	5	5	6	6	耐	忍	從	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約				
																			2	3	5	5	5	6	7	6	順	從	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約						
																			2	3	3	4	4	5	6	8	實	忠	清	慇	愼	執	放	計	合	約							
																			2	2	3	4	5	6	7	10	潔	清	慇	愼	執	放	計	合	約								
																			2	2	3	5	5	5	7	7	應	慇	愼	執	放	計	合	約									
																			23	20	29	34	43	45	48	55	69	計	台	愼	執	放	計	合	約								
																			2	6	6	4	4	3	3	4	怒	愼	執	放	計	合	約										
																			5	6	5	5	4	4	3	5	揚	執	放	計	合	約											
																			6	6	6	6	5	6	3	3	肆	放	計	合	約												
																			13	18	17	15	13	15	12	9	12	計	合	約													
																			9	8	7	6	5	4	3	2	1	約															

何れも同一ならざると共に入院し来る生徒の學級及學力頗る不揃なるのみならず各自の能力も伶俐なるものあり低能なるものあり中間者ありて全く種々様々なるを以て實際に於て個人毎に學科を教授せざるを得ざる事情あり勿論個人毎に教育するは正當なる方法に相違なしとするも修學を好まざる本院生徒にありては同一の學級に於て相互競争すべき機會全然存せざるときは益々奮勵向上の熱心を缺き結果甚良好ならざるが故に生徒少數なるに拘はらず便宜各級に分類し教授し居る次第なり

前記の如く本院教育の實科は手工及農業なるも手工は即ち手工にして現在退院後の職業として授業せず單純に兒童相應なる手指運動の器用を與へんが爲めと精神教育の二つとを目的として授業し居れり蓋し複雑なる手藝の如きは年少の兒童に之を課するは無理に腦力を消耗せしむるの害あるを以て年少の兒童には最も簡單平易なる竹細工のみを爲さしめ居れり尤も本院に永く在院したる年長の兒童には精巧なる竹細工を授業したるが故に從來退院したる生徒の中には竹細工を能く習熟して退院したるものあり自然習熟の結果は退院後

本人に取り最も必要なる手藝となりたるは申迄もなし但之れとても職業として授業したるにあらざり年長年少の生徒を問はず生徒改善退院の際には父兄と相談し本人の性質嗜好希望等を參酌し大工なり左官なりあらゆる職業中本人に最も適切のものを選り更に授業師たる家庭の適當なるものを索め徒弟若くは小僧として夫々奉公せしめ居るの定めなり此場合に於て本院は委託生の名稱を用ひず退院者として先方に送れり又此方法を採らずして直に依頼者の家庭に歸宅せしむるものあるも可成徒弟として他家に奉公せしむるの方針なり院内に大工指物靴工等の如きものを設備して授業する方法は從來考量したる一つなるも三四の業務を設備したりとて到底全生徒の性質嗜好に悉く適合せしむる事至難にして強いて職業を狭き範圍に押込むる嫌あり殊に威化院に適する授業師たる人物を得ること最も困難にして施設繁多なる割合に善き好果を收められざる遺憾あり依つて單に手工農業の二課を設けある所以なり

◎本院の生活

威化院生活と云へば或は嚴重冷酷の生活ならんと思惟

するものあり甚しきは少年を懲治する所なりと推量するものあるも是は感化院と名稱する爲めにあらず其實質に對し斯の如く想像するもの、如し然るに事實は全く反對なり申す迄もなく本院は先づ健全なる家庭を作り健全なる生活状態の下に精神教育をなし根底より其兒童の心性及習慣を矯正し改善せんとするにあり而かも根本に於て兒童は毫も罪あるにあらず皆是れ周囲の状況斯迄に瑕瑾缺點を生ずるに至らしめたるものにして何れも深く同情すべき切實なる理由を含まざるものあらざるなり若し此過失行爲ある兒童を指して罪あり眞に惡むべき兒童なりと擯斥し去るの人あらば心裡全く同情なきの人か若くは兒童の千萬止むを得ずして茲に至れる哀むべき事情の存するを究めざる罪に外ならず一度此憫察すべき原由を解し來らば獨り本院に限らず心あるもの誰れか此可憐不幸の兒童に對し慈悲仁愛の情を起さざるものあらんや本院生活の精神も生徒處遇の方法も皆此根本義より生じ居るは勿論なり但し本院の家庭教育上一方には亦整然たる規律生活を爲さしめ從來に於ける亂雜不規律なる習慣を一變するを以て必要なる一條件と定む固より是又家庭内の大小悉く

嚴肅なる成文に照し該規則を勵行すると云ふが如き方法にあらず此場合と雖常に便宜を主とし自然の家風自然の慣例により之を教練し更に不便なるに際せば直に改むる等頗る自由なる生活をなせり換言すれば本院生活は不文の規律を守り慈愛生活と規律生活との調和活動により家庭教育の目的を達せんとするにあり

日課の時間割左の如し

- 一 午前五時起床職員生徒一同直に掃除に就く
- 一 午前七時半講堂に於て禮拜
- 一 一天皇陛下の萬歳を奉祝す
- 二 大廟遙拜
- 三 成田山不動尊禮拜
- 四 各自先祖敬拜
- 一 午前八時朝食
- 一 午前九時より正午まで學科
- 一 正午十二時晝食
- 一 午後一時より午後四時まで農業若くは手工
- 一 午後五時夕食
- 一 午後六時より午後七時半まで學科復習
- 一 午後八時就寢

以上の如く定むると雖も時季により時々變更するは勿論便宜臨時に變改することあり

イ 生徒の食事

一、米七分麥三分の割合にして一日量五合乃至七合と定め其兒童に應じ適量を與ふ

一、副食物は上食にあらず下食にあらず其中を標準とせり豫め献立を作らず一食二錢五厘乃至三錢（一日七錢五厘乃至九錢）を目安とせり

ロ 生徒の衣類

一、生徒全體に鼠色の上表を着せしむ是は鼠色は陰氣なりとか精神上如何に影響するとか六ヶ敷理屈より考案せるものにあらず最初は寺の小僧の如く服装せしめんとしたるもの流れて今は單に色合のみ残れるなり但外出の時は普通の衣類を用ゆ尤も毎朝に於ける禮拜の場合及教室に於て授業の際には袴を着用せしむ

ハ 院内外の清潔

一、清潔は本院の最も勉むる所なり日々早朝起き來れば直に各持場に就き掃除を爲し土曜水曜日は大掃除を爲す

ニ 生徒の祭日と誕生日

祭日とは即ち生徒各自の先祖の祭日にして若し父母死したるものある時は勿論最も近き先祖の命日に於て一日の休暇を與へ先祖に敬拜の意を表せしめ終日謹慎せしむ

誕生日も一日の休暇を與ふ早朝先づ不動尊に參詣其立身出世を祈らしめ本院よりは其祝意を表し特に本人の好める文具品を贈り又特別に御馳走を供する等終日自由愉快に一日を送らしむ

ホ 生徒の娛樂

一 娛樂の設備及娛樂の方法は左の如し

- 一 ブランコ
- 一 鐵棒
- 一 小鳥
- 運動場の中央に豎一丈幅六尺の金網籠を設け中に小鳥數十羽を飼養せり
- 一 孔雀
- 一 一鵝
- 一 支那産九貫鳥
- 一 相思鳥
- 一 赤草鸚鵡
- 一 猿一疋

一將棋 土曜日曜日の午後及平日の正午休憩一時間
 一圖書室 此所には教育に無害にして且つ娛樂を興
 ふべき書籍を成田圖書館より時々取替へ借り来る
 を以て見るべきもの頗る豊富なり
 一箱庭作り春夏の候に際すれば生徒一同は箱庭作り
 に熱心し多大の趣味を以て餘念もなく娛樂せり
 一日曜日の午後不動尊に參詣を爲さしめ同時に散步
 を許す(又臨時郊外に遠足を爲さしむ)

以上の如く生徒の愉快を感ずべきもの少からずと雖も
 一面には休息時間を減少し成る可く娛樂を制限するの
 方針を採れり別言すれば本院の生活は勤勉すべき勞務
 事多量にして勉めて實地に勤勞の習慣を作るを主と
 せり

へ雜件

一朝起きは寺の曉鐘に警醒せられ蹶起せざるを得ざる
 習慣を作れり但本院のみならず成田町一般に此良習
 を存するが如し
 一冷水摩擦は毎朝洗面の時必ず同時に約五分間以下之
 を行ふ冷水浴は自由に任せ置けり
 一明治三十五年頃は精神運動と稱し一種の教化術を

與へたりしが其後省身の方法に代へ(反省せしむる
 方法)今は更に靜坐法に改む但し今日流行する岡田
 式靜坐法と異り其靜坐中に一種の暗示を興ふる方法
 なり深呼吸は冬を除く外盛んに之を行ふ
 一就寢前一同不動尊に禮拜を爲す但し朝夕共此際簡單
 なる修身講話を爲せり

一催眠術は威化教育上或者には其必要なるを認め時々
 之を應用せり無信仰の者遺傳性の者寢小便癖ある者
 の如き特に効果少からざるを認め居れり但し年少の
 生徒に對しては單に一種の暗示法を行ひ居れり

一生徒用の雜誌は實業之日本、日本少年等なり新聞紙
 は閲讀を禁ぜり

一週訓として日曜日に字句の同一なるものを一般に清
 書せしむ(普通教育以外)右は優劣により等差を興
 へ毎回一定の所に貼付揭示す

一生徒在院中は特に稱號を用ひ本名は嚴に之を秘して
 呼ばしめず例へば退省サン知新サン温故サンと名稱
 するが如し生徒よりしては院長は御前様主任は先生
 他の職員は誰れだれ先生と其姓を頭らにして先生と
 呼び主任の妻女は奥サン保母はあばサンと呼び居れ

一問食は平常之を與へず日曜日及毎月一日のみ之を興
 ふるの定めなるも尙特志の人々より時々菓子等を生
 徒に寄贈せらるゝことあり又院長手許より生徒を慰
 めよとて特に菓子を送り來ること數々なれば此場合
 には右の定めに依らず臨時一般に之を興へり是等の
 方法は總て一般家庭の兒童生活と更に異なることな
 し

一徒手體操は日々二回づゝ三十分間之を行ふ但し一回
 は就寢前なり

一生徒中日々順番を以て當番並に水汲便所掃除の勞務
 に就かしむ當番には雜務の外臺所の手傳へを爲さし
 む

◎本院の靜坐法

最初精神運動と稱し一種の精神教育を施したり此方法
 は長き廊下の一方に正直或は勤勉と云ふが如き簡單な
 る修身上の箴言を大書したるものを貼紙し先づ其言辭
 の要旨を必要なる一人の生徒に對し訓諭を加へたる後
 其貼紙を目的として其生徒を瞑目せしめつゝ最も靜に

該廊下の端より端に何回も往返せしむるの方法なりし
 尤も其兒童には職員必らず附添ひ兒童と共に往來しつ
 つ該貼紙の要旨を靜に簡明に繰返しては訓誨せしもの
 なり尙ほ此場合に於て其貼紙の所に相對して正坐せし
 め靜誨したることもあれ共多くは往返の方法を採りた
 り

其後省身(反正)の方法に改めたるも前記の精神運動
 の方法を以て教育上無効なりと思料したるにあらざりし
 て今以て一種の有効なる精神教育の方法と考へ居るも
 今日一面に靜坐法其他を日々實行し居るが故に煩雜
 を避けんが爲め恒例として此方法を施行せざるのみな
 り

一省身は所謂三省にして何人も修養上大切なる日々
 の勤行たるは申す迄もなく兒童と雖も日々反省する
 ことの如何に修養上裨益あるべきかは多言を要せざ
 る所なるも威化教育上深く既往の行動に溯り追憶懺
 悔するが如きは餘程良心の發達向上したる青年以上
 に向つて望むべきことと思はれ兒童時代にありては
 最も賢明なる兒童を除くの外は概して此境域まで進
 み居らざるは普通の状態なるが如し故に此常態を注

意せずして一般に既往の行爲に對し反省せしむるの方法を採るとせんか悔いせずして快なりと思料する者もあるべく非行を善事と解する者もあらん目前に現はるゝ黑白の現象は教師は兒童に誨へて君の信ずる此白色のものは實は白色にあらずして黒色のものなりと明に誨へ導き得るも無形なる追懐反盾の場合にありては白なりと反省せしめんと望みたる事も黒として考へ居るやも知れず實に兒童の心理は空想突飛殊に殊更に反感するを以て得意とするもの多し徒らに兒童を沈思追想せしむるは實に此空想幼稚の境に導くのみにして反省の範圍には容易に入り得ざるものと認められ寧ろ本院に來る一般の兒童に對しては既往一切の行爲行動は成るべく忘れしむるを以て感化教育上の要旨なりと考へ居れり而かも既往に溯る反省の方法は忘れしめずして記憶せしめ不良なる習慣を減却せしむる上に於て却て妨害とならざるかの恐れあり是れ本院の一旦實行したる反省の方法を改め靜坐法に更へたる所以なり

但し現在の行動に就いては日々必ず三省せしめ改過遷善の途に就かしめつゝあるは申迄もなき所なり

靜坐法は世上に行はるゝ靜坐法の型と別に異りたる者なし即ち端坐瞑目して腹力を充實し口を閉じ鼻より呼吸せしむるものなり但し其靜坐中何等の思念をも抱かしめざらんとするは所謂理想の方法ならんも吾人は常に起る雜念を去らんとするは實に容易なるものにあらず其性格と教育修養の最も進みたる人の爲し得べき業にして常人の容易に企及し得べからざるは常態なるべし况んや兒童に於てをや強いて之を行はしめんか前説の如く却て妄想雜念交々起り反つて靜坐中なるが故に更に一種の思念は却て猛烈ならんことを恐るゝものあり吾人の心頭の衝動は結局避け得られざる者なりとせば宛も水の汎濫するに任せずして一方に流れを與へて靜に疏通せしむるが如くに思念の傾向を捕へて一方に指導するは確に其雜念妄想を防ぐの利益ある者と認められ而して之を防ぐの方法は一種の暗示を與ふるにありとす此暗示によりて善導し其思念を善化せしめんとす如斯くにして靜坐法を實行し居れり是れ本院の心身の改健を促さんとして實施しつゝある靜坐法の要領なりとす

◎本院の賞罰

一總て普通の家庭生活の状態と同一ならしむる希望なるが故に賞罰の如きも固より格別の定めなし假令ば重き過失と認めたる時は一日一回乃至二回の延食を命ぜり(延食とは定時の食時より一時間若しくは二時間食事を延すの意味なり)

輕き過失の時は教師室に一時間乃至二時間沈黙せしむ但し大抵は訓戒を與ふるのみにして止む

毎年三月二十五日は本院の記念日にして當日は多くの賞與を與ふるを例とするも平時は賞與を實行せざる方なり又手工賃銀の如きも生徒には與へたることなし是は固より本院の經濟上より定めたる方法にあらず學者は勞働には相當報酬を與ふること現實に勤勉の價値を知らしめ教育上甚必要なりと説けり然れ共本院の此如く教育するは所謂現金主義の人物を作るの弊を恐るゝが故にして少年時代より此習慣を作らしむるは寧ろ好果なしと信ずるに由る殊に本院に來る兒童の大多數は教へずして此流儀の甚だしきものたるは事實なり

生徒の席順は入院年月の順序又は年齢に依らず毎月一日より月末に至る一ヶ月間各生徒の操行成績を調査し右の結果により(日々の成績表、視善録に依るの外更に教員の意見を附加す)翌月一日席順の等差を定むるの例にして此席順には最も重きを置き嚴確に生徒間の階級を定む

既に平時は賞與を實行せざる方法を採れるを以て生徒中善行あるときは教師は誠意を以て單に言語により之を賞奨し是が爲め特に金品を與へず又生徒に章標を佩用せしめ若しくは一部の生徒に優勝旗等を附與する等の方法なし

◎本院の經費

一本院には嚴密なる豫算なしと云ふ事實に近し固より大體の豫算を定め置き右を標準として支出をなし嚴に濫費を防ぐは勿論なりと雖も實際は必要に重きを置き必要なる以上は實費を使用するに躊躇せず況んや錢厘に拘泥するが如きをや從て亦豫算内なりとして必要な費途を無理に費消するが如き無きは無論なり毎月定日本院經費の金額を新勝寺會計主幹より

り領收し之を支出するの慣例なるが會計上院長及主幹より未曾て一言の注意質問を受けたることなし全く深き信頼を興へて濫りに細小の監督を加ふるが如きはあらざるなり此結果は自然局に當る者に對し自制心を興へ求めずして總ての節約行はれ其効果は儲に豫算を限定する以上において更に頗る便利を極め居れり左に記載するは本院移轉後の決算なり

金千六百十圓九十錢 明治四十一年度
 金千九百五十九圓四十八錢 明治四十二年度
 金二千八百八十五圓三錢九厘 明治四十三年度
 金二千三百二十一圓八錢 明治四十四年度
 金二千六百七十五圓六十七錢二厘大 正元年度
 金二千三百四十五圓六十二錢九厘大 正二年度
 金二千三百三十二圓七十四錢 大正三年度
 合計金一萬五千四百十圓五十四錢

◎本院參觀人員

自大正三年四月一日より大正四年三月三十一日に至る一ヶ年の參觀人員左表の如し

官吏	五二	議員	一三	教員	三八
公吏	六	僧侶	九	新聞記者	四
威化救濟職員	四	學生	九六	其他	一二三
合計	三四四				

備考 本表中一箇年間平均二十人位の婦人參觀人あり右は教員威化救濟職員及其他へ合記せり

一參觀中本院生徒の面前若くは音聲の聽ゆる間隔に於て種々生徒の行動に關して質問せらるゝ向きあれども右は本院に於て甚困却する所なり質問は必ず事務室に於て願いたし事務室に於て本院教育及生活等に關し御質問ある場合にあたりては本院は喜んで之に御答へす可く若し必要あれば書面にて質問せらるゝも差支なし

一參觀人中本院内所々に掲記する修養上の格言若くは教育上參考すべき揭示等が必要なりとして此寫し書き無きやと問合さるゝ向きなるも右は書寫したるものなし依て必要あれば御銘々に於て書寫せらるゝ様致されたり

◎本院の教育成績

明治十九年本院創業以來大正四年三月末に至る入院生百七人

改善退院のもの 六十人
 不成績のもの 二人
 逃走せるもの 二人
 現在生 九人

自明治三十四年 至大正四年 十四年間生從狀況一覽

大正四年 三月末日調

生育分類	二十二人	不良原因分類	十一人
一實父實母(現存)	十三人	一極貧	十一人
一實父繼母	六人	一家庭の紊亂	十一人
一孤兒	五人	一遺傳ありと思ふもの	五人
一繼父實母	二人	一過度の愛	五人
一父ありて母離縁となれるもの	二人	一過度の懲戒	四人
一父ありて母死せるもの	二人	一里子	三人
一母ありて父離縁となれるもの	一人	一保護者なき爲め	三人
一父死して母あるもの	一人	一教育放任のもの	三人
一父母無く祖母に生育せられたるもの	一人	一惡風俗の威化	三人
一養父母に生育せられたるもの	一人	一低能の爲め	三人
一私生兒	一人	一遊戯耽溺の爲め	一人
計	五十八人	一離縁せる實母の教唆ありと思ふもの	一人
		計	五十八人

私立成田山感化院一覽

稱號	入院當時年齡	入院年月日	家職	生計	健否	生育	不良原因	性行	入院當時學力	改良	成績	退院年月日	退院後職業
學習	十二歲	明治卅四年一月九日	古物商	下	健	實父	遺傳	懶惰	不就學	改善	不成績	明治卅八年二月五日	農業者
樂明	十歲	明治卅四年二月十九日	○	○	健	孤兒	保護者ナキ爲メ	執拗	不就學		逃走	明治卅六年十二月二日	
孝弟	十六歲	明治卅四年三月四日	農	下	健	現母	放縱	粗暴	不就學			明治卅六年六月廿九日	製材會社 雇人
三省	十三歲	明治卅四年三月八日	理髮	中	健	現父	過度	狡猾	尋常第	改善		明治卅五年九月廿五日	
敬信	十四歲	明治卅四年五月四日	勤人	中	健	現父	放縱	沈着	尋常第		(中途退院)	明治卅五年六月四日	
謹愛	十四歲	明治卅四年六月十六日	墓番	下	中	現父	放縱	多辯	尋常第		(中途退院)	明治卅五年六月廿五日	
有信	十三歲	明治卅四年七月六日	農	上	健	現父	過度	糊塗	尋常第	改善		明治卅七年五月二日	農業者
重威	十三歲	明治卅四年八月十八日	農	下	健	現父	遺傳	虛言	不就學	改善		明治卅五年二月廿八日	官船乘組員
忠信	十歲	明治卅四年八月廿四日	○	○	健	孤兒	保護者ナキ爲メ	遲鈍	不就學	改善		明治卅六年七月十日	兵士

私立成田山感化院一覽

歸厚	溫良	和貴	信義	無求	無驕	有耻	志學	無違	以禮
十四歲	十四歲	十六歲	十四歲	十五歲	十二歲	十四歲	十五歲	十六歲	十五歲
明治卅五年三月十六日	明治卅五年七月五日	明治卅六年四月二日	明治卅六年四月十八日	明治卅六年七月廿四日	明治卅七年四月廿五日	明治卅八年二月八日	明治卅八年二月十五日	明治卅八年六月廿二日	明治卅九年七月三日
豪商	料理店	書籍商	農	勤人	無職	勤人	妻	相場師	○
中	中	上	上	中	下	下	下	中	○
健	健	健	健	健	健	中	中	健	弱
父存	父存	父存	父存	實父	實父	實父	實父	實父	孤兒
惡風俗	感盜	家亂	家亂	過度	過度	過度	遺傳	家亂	保護者ナキ爲メ
盜癖	沈着	粗暴	沈着	浪費	放縱	狡猾	虛言	多辯	怠惰
尋常第	不就學	中學第	尋常第	尋常第	尋常第	尋常第	尋常第	尋常第	不就學
改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	
					不成績		成績未定	中途退學	(假退院中)
明治卅八年一月十六日	明治卅六年十一月九日	明治卅六年十月二日	明治卅七年十二月二日	明治卅九年十一月十八日	明治卅九年八月十七日	明治卅九年五月三十日	明治卅九年十二月廿日	明治卅四年十一月廿四日	明治卅四年八月十八日
製鋼工	菓子職人	書寫商(家業)	兵士	造船工		僧侶	藥物職		

私立成田山威化院一覽

大觀	孝慈	敬忠	其中	慎行	思學	行言	溫故	知新	退省
十六歲	十歲	十一歲	十六歲	十歲	十五歲	十歲	十二歲	十歲	十二歲
明治四十二年六月十二日	明治四十一年五月十五日	明治四十二年一月廿八日	明治四十年七月五日	明治四十年三月十二日	明治卅九年十二月十三日	明治卅九年十一月十五日	全上	全上	明治卅九年七月三日
人勤	馬夫	人勤	店飲食	行商	農	他家ノ小使	農	農	農
中	下	中	下	下	下	中	下	下	下
健	健	中	健	健	中	中	健	中	健
現父存母	繼實母	現父存母	實繼母	全上	繼實母	私生兒(祖母生育)放	現父存母	孤兒	實父死
家庭紊亂	過度ノ愛	里子	放任	極貧	不和	家庭	全上	全上	極貧
強情	放肆	粗暴	放逸	盜竊	全上	盜竊	盜竊	全上	大膽
一學年	三學年	三學年	五學年	一學年	四學年	不就學	不就學	二學年	尋常第
	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	
(中途退院)			(中途退院)						(滿期退院)
明治四十二年十一月廿五日	明治四十四年七月五日	明治四十二年十二月卅日	明治四十二年八月十四日	明治四十二年一月廿五日	明治四十四年六月五日	明治四十年八月七日	明治四十年五月十一日	明治四十二年八月廿八日	大正三年二月五日
兵士	雇人	菓子職	家庭	兵士	菓子職	農	農	菓子職	

私立成田山威化院一覽

事君	知禮	愛禮	郁文	揖讓	文獻	禮本	禮樂	爲義	因禮
十六歲	十五歲	十一歲	十五歲	十三歲	十五歲	十三歲	十二歲	十三歲	十四歲
明治四十二年九月廿三日	明治四十二年五月十五日	明治四十二年四月十二日	明治四十二年十二月七日	明治四十二年十月廿四日	明治四十二年十月七日	明治四十二年四月十一日	明治四十二年十月十一日	明治四十二年九月一日	明治四十二年八月廿一日
人勤	車夫	人力	被備	農	桶屋	農	人勤	車夫	料理
中	下	下	下	下	中	○	下	中	下
健	弱	健	健	健	健	健	健	健	健
實母	實母	實父	私生兒	現父存母	現父存母	現父存母	繼實母	實繼母	準孤兒
低能	放任	遺傳	放遺	極貧	極貧	惡風俗ノ化	里子	低能	放任
盜竊	放火	怠惰	強情	盜竊	虛言	盜竊	色情	盜竊	強情
六學年	尋常第	三學年	尋常第	不就學	五學年	尋常第	四學年	尋常第	二學年
	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善	改善
			(中途退院)				(中途退院)		
明治四十二年二月五日	明治四十二年十二月六日	大正三年十月十四日	大正元年五月十四日	大正二年二月十五日	明治四十五年三月廿五日	明治四十四年六月廿八日	明治四十二年九月六日	大正元年九月二十日	明治四十二年六月廿九日
兵士	雇人	醬油屋	職	水兵	大工	農	大工	折職	靴職

合 計	五十八人	事故退院	二人	不成績者	二人
内 譯	改善者	三十四人	成績未定者	八人	改善退院後死亡者一人
	逃走者	二人			
	現在生	九人			

右は明治三十四年以後に係る調査にして便宜上十四年間の出入を以て製表せり

備考 前表の如く十五歳及十六歳にして入院したる者甚だ多く如斯年齢多き者を入院せしむるは其教育上の困難なるは云ふ迄もなく其教育上の効果果して如何と質問せらるゝ向き頗多し如何にも年長に達し居りて初めて入院し來れる者は何れも悪習慣は頑固に固着し殊に生意氣なる言行をなし最も不従順にして色情實に甚敷ものあり盜癖亦強烈を極め加ふるに數々逃走せんとする惡風あり其教育監督の困難なるは全く一方ならず深く苦心を拂ふ所なり但其教育の効果に至つては世人の見るが如く到底何れも度す可からざるものとし殆ど效果を得られざるが如く思ふは蓋し誤れり勿論本院と雖も可成年少者の入院を希望せざるに非らず少年生徒の教育監督の比較上余りに苦難を感ぜざるは常に経験する處なり殊に感化教育上最も困難を感ずる生徒逃走の皆無なるが如き如何に教育上便宜なるやは申迄も

めずして現るゝ處なるも實際に於て年少者入院生の全部は毫も如斯き禮拜の良習を存せざるを以て本院生活に移ると共に本院の希望するが如き體度を執らしめんとするは全く困難なり入院してより心身の眞面目なる體度を現す迄には中々の道程を要せり然るに年長の生徒に對し訓誨する場合に於ては初めより抵抗の體度を執るものも生意氣なる言動をなす者も日を経るに従つて教師の誠意を感ずるものは先づ少年の生徒に非らずして年長の生徒なり又年長の生徒は比較上智識の程度進み居るが故に或る事項に對し教師の指摘に遇へば赤面して恐縮するを常とし亦年少生の如き平氣の體度には非るなり勿論飽迄頑強なる抵抗を續くるものもあるも是等は所謂異常者たる心身の缺陷を有するものに屬し普通の不良兒と見る能はざるものなり又年長生徒に對し信仰心を起さしめんとする場合に於ても生意氣なる觀念に支配せられて容易に眞面目なる體度となるもの少しとするも而かも年少生に比し信仰に入りたるもの多きは本院の實驗して常に愉快を感ずる所なり本院に於て時々施用する催眠術は初めより催眠術と稱せず之を教術と名稱せり重もに無催眠式を用ゐる異常兒

の心狀缺陷を矯正すべく應用するは勿論總て精神的心患及惡癖を匡正するを主として單純なる身體の病患に對しては施術したることなし但し癡小便の惡習を矯正する爲めには數々應用せり其實例の一二を掲げん

本院生徒たりし一人は入院前色情狂の惡癖を有し此結果として婦人の歡心を買ふの必要より金品の濫要を生じ遂に之が原因をなして盜癖を起したるものなりし入院後約半歳を經過し漸次改善を進めたりと認めたるの時本人は元氣大いに衰へ漸次顔色憔悴の狀を呈せり身體も何れの故障なるやを聞くも本人は何ともなしと答ふ日々の食事も亦別に減ずることなし醫療を受けしめんとすれば本人は争つて病氣にあらずと唱へ其狀大いに怪しむべきを以て深き注意を拂いたり暫くして本人は竊かに心中の秘密を職員の一に告白し其救を求めて曰く實は毎夜私は夢精の襲ふ所となり熱心なる注意も更に効なく之が爲めに身體疲勞は最早絶頂に達せり如何に心を勞するも自ら之を矯正するの途なく實に人知れず我が愚に泣き居れり而して更に其心底に潜める心情を聞けば驚く可し毎夜夢中に入院前に於ける情婦に邂逅するの結果なることを明にせり此際に於ける本

人の心中は此醜情を抑制せんとし煩悶して衝動し來たれる此妄情に向つて熱心なる自警を拂いたるは當時の事情に於て左もありたる可く諒察したる所なりし思ふに心底に隠れたる此秘密を根本より撲滅せざる限りは病患其ものも従つて治癒するものに非るを信じ本人の切望に依り斯の教術を施し経過數日にして全然心底に潜伏せる此思念を失はしめ此厭ふべき病患を根治するを得せしめたり現下本人は改良退院後身體強健最も正しき生活を持続し居れり

一人の生徒は夢中の錯覺を起す悪癖を有し一ヶ月間に約三四回は深更非常に危険なるネボケ方をなせるものなり深更突然として布團より飛び起き夢中に方向を定めず突出すものにして柱も壁も板も乃至廊下も總て目に見えず悉く錯覺状態をなすもの、如く容易に覺醒せず實に危険なる悪癖を有せり、本人は入院前毎回此癖習を繰返し或る時の如きは深夜近傍の池の中に飛び込み漸くにして覺醒したることありたりと云ふ此兒童は不幸にして一家の境遇上浮浪及盜癖の不良行爲を生じ此の悪癖を矯正せんとして本院に入院し來れるものなり本來の目的たる浮浪及盜癖の悪行を矯正するの以前

先づ差當り此危険状態より救はざるを得ざる必要あり本院保母の如きは或夜此出來事に遭い之も突然驟起し此生徒を急ぎ覺醒せしめんとして却て自ら先きに柱に突き當り負傷したる等の珍事あり而して此習癖の原因は調査の結果明かに遺傳より來れるを知り是又斯の教術に依り幸ひに快治の目的を達したり本人は此以外癢小便の悪習を有したるも之も同時に全治せしめたり

◎退院の生徒

一生徒の改良を認め退院を許す迄には種々の階段を附せり第一不動尊を信仰する態度第二逃走せず第三院外に使に出し時々金錢を携帯せしめ毫も不都合なきとき第四生徒の一人のみを手工品販賣店へ番頭に出し能く責任を盡したるとき並に實際に金錢を取扱はしめ不都合なきときを以て改良生と認め退院せしむ若し不其の原因其の家庭にあるときは可成直に家庭に歸さざるを以て適當とし父母の同意を得前記の如く本院より直に本人の性行に適する職業見習の家へ紹介し就業せしむることに定め居れり本院の最も心勞す

るは實に此退院後の成績効果なり本院は此場合に於て入院中の教育を第一期と稱し退院後を第二期と稱し第一期中の教育成否は實に第二期の如何に因て定まるものと重視せり事實を云へば入院中如何に改良の成績を占め得たりと確信する生徒ありとするも退院後の境遇若しくは動機により動もすれば逆戻りをなし其効果を破壊せらるゝ恐あり故に本院に於ては第二期に對し周到なる注意をなすと共に油斷なく左記の監督視察をなせり

第一本院職員の見察

第二本院と書面の往復

第三本人所在地の寺院住職學校長村長又は篤志婦人に其保護を依頼すること

第四其主人及其家庭の良否を撰擇すること但し本院より直接に他へ徒弟に出したる場合とす

第五其周圍に注意を拂ふこと但書前記の場合に同じ

以上の内書面の往復は本院の勉めて勵行する所にして事體甚だ平凡なるも最も有力なる効果を奏し居れり左に退院したる生徒より本院に送れる書面の一部を掲げん

拜啓四月一日より猛烈なる眼病に罹り病床に臥し今日に及候依て先生方より毎回の御厚情ある書面に接し候ても遂に近況を報道するの禮を缺き申候今日は稍輕快に赴き申候に付筆取り申候へども亂筆切に深謝の意を表し奉り候昨今は麥や田植の仕度にて殆ど忙殺さるゝの折柄眼病に罹り病床にあり今宵十三夜を初めてながめ亂筆を走らせ申候目下病床に在り老いたる兩親の勤勞を轉た殘念に存候

大正三年六月八日

某

拜啓入梅の時節とは申ながら日々の霖雨降りつゞき病氣起り安き時に候御一同様には御變りはありませんか御伺ひ申上候私儀は身體健全にして日々の仕事を熱心に習ひ居り候間御安心して下さい生徒様によろしく

大正三年六月二十三日

某

拜啓昨今の酷暑實に堪へ難く覺え候處皆々様御起居如何に候や御伺申上候次に私は御蔭を以て別條なく消光致居候先は暑中御見舞まで草々

大正三年七月二十四日

某

拜復御手紙の通り全く本年は全く暑氣に堪へ兼ねま

す先生方には定めて身體丈夫の事と深く信じ亦私は皆々方様の健康を日々御不動尊に遠方より向ひ一心に祈居り候小生儀は御蔭様を以て日々愉快に軍務に勉勵致居候次に艦内機械ボートの名稱小銃大砲の名稱は習はん英語を習ふのですから實に困ります

大正三年八月十四日

某

あつさりて吹く風すゞしく相成りました先生方にはべつだんのさはりはありませんか私は正直にはたらいてをりますからどうぞ御安心下さい九月にはあそびにまいります生徒一同によろしく

大正三年八月十九日

某

だん／＼おさむく成りました先生様方は別だん／＼かわりは有りませんか私は日々正直にはたらし居り候どうぞ御安心下さい瀧崎様山崎様皆々生徒一同によろしく

大正三年十月二十四日

某

拜啓月日の立つのは早きものにて候私も主人方に行きてより三年目になりゆめの如くにもひ居り候主人方は家業いそがしきに付私共六人のでしにて夜業まで致しはたらし居り候昨年より弟でしをもらひま

しく申上て下さい生徒一同へも

大正四年二月二日

某

拜啓其後は御無沙汰致しました先生様初め皆々様には御變りはありませんか御伺申上ます今日では様子も相わかりまして日々身體も丈夫一生懸命に働き居りますから御安心下さい誠に恐れ入りますが一月二月の日本少年を皆さんが見てしまいましたら御送り下さい生徒一同様に宜敷

大正四年二月六日

某

拜啓大多喜町大火に付親方のシムルイ方もサイナンにかゝりし故私もやけあとふしんにて刈谷よりまはされて大多喜にて熱心にけいこ致してあります生徒様によろしく

大正四年二月十九日

某

初春の候彌々御清穆の御事と奉賀候小生成田に罷在候節は種々御訓戒被下誠に難有奉萬謝候以御蔭且夕無事相暮居候間御安心被下度先は右様申述度如斯に御座候頓首

大正四年三月二十一日

某

したので今は仕事一方にして居りますだん／＼仕事おぼいるに付おもしろくなり日々の仕事熱心にならい居り候間御安心下さい皆さんへよろしく

大正三年十一月三日

某

拜啓寒冷之候に御座候處如何御消光遊され候哉御伺奉候私も御蔭を以て本營出發以來身體變りなく日々軍務に罷在候間乍他事御安心下され度勤務多忙の爲め以外の御無音に打過ぎ候段平に御用捨被下度候小生目下の居所は三東省の李哥莊と云ふ停車場に勤務致居候御承知の通り内地と異り寒氣甚しく一昨日も非常の降雪有之誠に困難致候嘆かし御地も御寒い事と御察と申候次に先生方には其後御變なく御務め被遊候や又我が聯隊の凱旋は多分五六月頃と思ひ居候いづれ歸京の上拜願仕り色々御話可申上候余は後便に讓る

大正四年一月二十四日

青島守備軍某

拜啓永々御世話様になりました此の御恩は一生わすれませんが先生様御丈夫でくらし居る事とおもひます御前様に宜しく申上ていたゞきます次に私も丈夫で働いて居ります瀧崎サン山崎サン伊藤先生へも宜

◎生徒の入院

一我國威化事業の開始は明治十八年にして本院は實に其翌年明治十九年の開院なり如此く少からざる歴史を有する本院として創立以來入院生僅かに百七名に過ぎざる如きは本院の最も遺憾とする所なり何故に斯く生徒の員數小數なりしやとは常に本院に對し大方各位の疑問とせらるゝ所なるが其理由は左に開陳するが如し

第一 威化事業の性質効果必要等未だ世人に解知せられざりしこと

都市に在ては所謂浮浪少年の多數は各所に散在し其害毒も激烈なる爲め是等を收容教化するの必要は常に眼前に切迫し從て威化事業の必要は何人も必ず認めざるを得ざる事體なりしも本縣下の如きは是等兒童の多數は何れも家庭を有し孤兒ありとするも醇朴の風俗は他人之を棄てゝ顧みざるが如き事實少きを以て是等兒童の爲す所比較上不良行爲の甚しからざると共に最も甚きしに進みたるものは故郷を棄てゝ容易に東京に浮浪するもの多く其残りたる部分の

中該父兄に於て威化教育の必要を解し且其教化に熱心なる者始めて其兒童を本院へ入院せしめ教育を依頼し來れるものなり

第二 本院は兒童の入院を依頼し來るものあれば之に應ずるも本院より進んで是等の兒童を搜索し濫りに入院を勧誘するが如き方法を探らざりしこと

明治二十一年前本院の未だ新勝寺の經營に移らざる以前は専ら他の寄附金に因り本院事業を維持するの必要を有し此場合に於ては熱心に搜索勧誘の方法を探り多數の生徒を收容するの實勢を存し生徒の少數は其外觀を損し生徒の多少は維持上頗る大關係を爲したるものなり今日と雖も維持本位を主とするとせば亦如此き必要を生ずるやも知る可らず然るに新勝寺の經營に歸したる以來漸次教育本位に移り本院維持の如きは新勝寺の自營に屬し亦勉強して他の寄附金に依らざるを得ざる必要なきに至れるを以て自然維持上の關係より強て生徒の多數を集むるの要なく遂に今日の如く依頼人の要求のみに満足し寧ろ少數の生徒に對し及ぶ丈け良好なる成績を擧ぐるの方

針を採り靜かに且つ正直に斯道に盡しつゝ居れり
新たに入院生あるときは先づ金錢及刃物等を所持せざるや否やを調査したる後本院生活の要項を宣告す

- 第一 成田山不動尊を信仰し日々善に進み惡を去ること
- 第二 規律及教師の教訓に従順なるべきこと
- 第三 虚言を云はざること
- 第四 善事に勤勉なること
- 第五 職員同行の場合を除き通常は外出せざること

右五ヶ條の教訓を懇示したる後大約一週間新入室に居らしめ其性行を實地に調査し然る上一定の居室を定むるを以て原則とするも猶其性行の如何を早く知り得たる場合には直に生徒室に入るゝこととせり又各室の配置按排は新入室の年齢及其性癖に應ずる等種々工夫の下に居室を定め如此くにして本院生活の人とならしむ尙入院の際は左記の書面を差出すしむ

(第一號)

入院依頼書

何府縣何市郡何町村大字何番地
族籍職業何某何男(弟或は某)

何 年 月 日

右者父兄親戚等の教に背き教育の途を失し候に付今般親戚會議の上(孤兒にして悪化の恐あるものに付)貴院の威化矯正を受け度別紙履歷書並に誓約書相添へ此段御依頼仕候也

何府縣何市郡何町村大字何番地

族籍職業(父母親戚若くは町村長)

何 年 月 日

成田山威化院長 石川照勤殿

(第二號)

履歷書

何府縣何市郡何町村大字何番地
族籍職業何某何男(弟或は某)

何 年 月 日

- 一 年月日生
- 二 祖父母存亡若し死亡したるときは其年月日病名
- 三 父母存亡并に年齢、生計 程度「上、中、下」と單記すべし(實父母或は繼母或は養父母の別)

若し死亡したるときは其年月日並に其病名

四 實父母は飲酒するや否や其概略の分量

五 如何にして生育せしや(假令ば父母死亡後祖母に養はる或は父母生存するも祖父大に本人を愛し云々或は何年何月本人何歳の時、何職某方に從弟に出し云々)

六 學業履歷及本人學業を好むや否や

七 兄弟姉妹有無(内兄何人弟妹何人)

八 性質特質並に不良と認むべき行動詳細

九 不良の原因と認むべき事由詳細

十 本人の最も嗜好するもの

十一 如何なる地方に生活せしや

十二 里子に出せしことあらば其年月及歸家せし時の年月並に其行先きの職業住所氏名生計の程度

十三 身體の建否若し病氣ありとせば如何なる病症なるや及其發病の原因並に時期

十四 現に健康體なりとも曾て大病に罹りしことありや否や若しあれば其年月及病名

十五 寝小便するの惡習ありや否

十六 改善退院後に於ける豫定業務

右の通り相違なし

年 月 日 依頼人 何 某印

(第三號)

印紙

在院誓約書

拙者儀今般入院御許し被下候に付ては在院中は職員一同の教訓に従ふべきは勿論諸規則は堅く遵守可仕候也

年月日 何 某

前書何某一身に關しては在院中如何様の義出來候とも拙者等引受決して御院に迷惑相掛け申間敷は勿論尙左の條々堅く相守り可申候

- 一 規定の院費及食費金〇圓は毎月三日限り前納致すべく候事
 - 二 在院中本人諸規則命令に違背致し候節は相當の罰に處せらるゝも異存申間敷事
 - 三 本人不正の爲め感化方法執行上に必要なる親權は總て委任致し候事
- 右の三ヶ條約定致し候處確實也仍て保證人連署を以て誓約書差入候也
- 年月日

住所 依頼人 何 某
住所 保證人 何 某
住所 保證人 何 某

成田山感化院長 石川照勳殿

備考 入院の手續は前記の書面を本院に差出すを以て其手續を終るものにて此他何等面倒の方法無し又此書面と雖も依頼人の希望によりては本院にて代書するも差支なし從來參觀せられたる諸君の中より本院は單に本山信從の希望者のみに限り其依頼に應ずるものか又千葉縣下の依頼者のみに限り入院せしむるかとの質問を受けたることあれ共固より如期き制限すべし理由なし本院は成田山新勝寺の私立經營しつゝある感化事業なれば何れの家庭何れの地より依頼せらるゝも差支なし

◎本院基本金の蓄積

明治四十一年三月本院を千葉町より成田町へ移轉せ

し以來各慈善家より本院へ寄附せられたる金員を蓄積し將來の基本金を作るの方針を採り着々實行中恰も明治四十二年二月十日内務大臣より本院へ事業資金として金百圓の下賜金あり依て政府の斯道に對する意向獎勵も茲に存するを知れるも本院より進んで寄附金を受けんとするの方法を採るは往々世の誤解を受くるの嫌ひあるを以て全然勸募方法を採らず一に篤志者の同情義損に任せ其自然に受けたる金員現下千九百九十五錢(二月三十一日調)を貯蓄するに至れり殊に敬服すべきは成田町々民諸君の美風にして一朝其家人に死者あるときは其追善供養の爲め大抵本院に金圓を寄附し其意を表せらるゝことになり居れり

- 一金參圓也 加藤角太郎殿(成田)
 - 一金貳圓也 安達 フク殿(成田)
 - 貳厘錢 三百一十一枚 同 人
 - 一文久錢 八十一枚
 - 一厘錢 二百五枚
 - 一金貳圓也 櫻井徳太郎殿(成田)
 - 一金五拾錢也 中尾 鼎三殿(福井)
 - 一金貳圓也 三瀧 平治殿(東京)
 - 一金壹圓也 増成 政助殿(群馬)
 - 一金參圓也 櫻井 興作殿(成田)
 - 一金壹圓也 三浦 喜一殿(成田)
 - 一金五圓也 水野民之助殿(成田)
 - 一金四拾圓也 水野民之助殿(成田)
 - 一貳數回(生徒一同へ) ライオン 商標本舖 小林富次郎殿(東京)
 - 一金貳圓(生徒菓子料) 淺井 壽殿(成田)
 - 一金貳圓(生徒菓子料) 金子 元藏殿(東京)
- 以上の中特に生徒菓子料として寄贈せられたる分は此金額を以て菓子を買ひ生徒一同に與へたり
- 喜捨箱の分
- 一金壹圓七拾六錢四厘 四 月
 - 一金五拾八錢四厘 五 月
 - 一金五拾七錢四厘 六 月

露光量違いの為重複撮影

私立成田山威化院一覽

一金四拾四錢參厘	七	月	
一金七拾錢壹厘	八	月	
一金九拾壹錢	九	月	
一金壹圓七錢壹厘	十	月	
一金壹圓拾參錢九厘	十一	月	
一金五拾錢	十二	月	
壹圓貳拾壹錢五厘	一	月	
一金壹圓六拾六錢五厘	二	月	
一金五拾參錢七厘	三	月	
一金四圓九拾五錢			深川不動堂喜捨箱一ヶ年分
一金八拾參錢九厘			横濱出張所喜捨箱上半期分
一金六拾五錢五厘			同 下半年分

一ライオン齒磨慈善券を喜捨箱に投入せらるゝ篤志家の内に同齒磨袋の裏面に黒く横に慈善券と記したる部分のみを切り抜き此少さき黒紙のみを喜捨せらるゝ向あり右は如何なる故にや同東京本店にては金銭と引替呉れず種々掛合たれ共遂に無効に歸せり折角の御篤志に付き自今は該黒き部分を切り抜かず其袋の儘若しくは袋の裏面全部を喜捨せらるゝ様願いた

し
一、終りに臨み各入院生の金額を擧げんに
○自費生は食費衣類夜具文具書籍雜費一切の費用として毎月三日迄に左の頭書金額を依頼人より本院へ差出さしむ

- 一金六圓 年齢滿八歳以上十歳まで
 - 一金七圓 同十一歳以上十三歳まで
 - 一金八圓 同十四歳以上十六歳まで
 - 減費生は家計の都合上前記の金額支出金し能はざる向きに限り本院に於て其幾分を補助するもの
 - 院費生は全部補助するもの
 - 受託生は千葉生實學校よりとす
- 入院の際は各本人現に所持する衣類書籍文具等實用に適するものは持參せしむ (以上)

一金四拾四錢參厘	七	月	
一金七拾錢壹厘	八	月	
一金九拾壹錢	九	月	
一金壹圓七錢壹厘	十	月	
一金壹圓拾參錢九厘	十一	月	
一金五拾錢	十二	月	
壹圓貳拾壹錢五厘	一	月	
一金壹圓六拾六錢五厘	二	月	
一金五拾參錢七厘	三	月	
一金四圓九拾五錢			深川不動堂喜捨箱一ヶ年分
一金八拾參錢九厘			横濱出張所喜捨箱上半期分
一金六拾五錢五厘			同 下半期分

一ライオン齒磨慈善券を喜捨箱に投入せらるゝ篤志家の内に同齒磨袋の裏面に黒く横に慈善券と記したる部分のみを切り抜き此少さき黒紙のみを喜捨せらるゝ向あり右は如何なる故にや同東京本店にては金銭と引替呉れず種々掛合たれ共遂に無効に歸せり折角の御篤志に付き自今は該黒き部分を切り抜かず其袋の儘若しくは袋の裏面全部を喜捨せらるゝ様願いた

し

一、終りに臨み各入院生の金額を擧げんに

○自費生は食費衣類夜具文具書籍雜費一切の費用として毎月三日迄に左の頭書金額を依頼人より本院へ差

出さしむ

一金六圓 年齢滿八歳以上十歳まで

一金七圓 同十一歳以上十三歳まで

一金八圓 同十四歳以上十六歳まで

○減費生は家計の都合上前記の金額支出金し能はざる向きに限り本院に於て其幾分を補助するもの

○院費生は全部補助するもの

○受託生は千葉生實學校よりとす

入院の際は各本人現に所持する衣類書籍文具等實用に適するものは持參せしむ (以上)

成田圖書館一覽

沿革	一一七
建築	一一九
經費及職員	一二〇
圖書	一二一
圖書の増加	一二二
圖書の排列と消毒	一二三
目錄	一二四
閱覽人及貸出圖書	一二五
閱覽人及閱覽圖書類別表	一二六
規則	一二七
館外借出規則	一二八
特許借出規則	一二九
圖書寄贈者芳名	一三〇
雜誌新聞寄贈者芳名	一三一

私立成田圖書館一覽

◎沿革

私立成田圖書館は、成田山の經營に係る教育事業の一にして、明治三十四年一月十一日を以て、創立認可を得、開館の準備に約一年を費し、翌三十五年二月一日を以て開館せり。本館の現在地は、字東谷と稱し、本堂の東、花屋敷の南、別に一區劃せる形勝の地にして、冬暖かに、夏涼しく。圖書館として、最好の位置たるを疑はず。此地は安政年間、現山主より五代の先師にして、今の本堂等を再建せられたる、傑僧照嶽上人が、始めて隱棲所を造られ、其後先代三池照鳳上人が、明治二十年十月、今の成田中學校の前身たる、成田英漢義塾を此地に興され、爾來十年間、幾多の秀才を教育し來りしが、時勢一變、明治三十一年十月六日、成田中學校となりて、現在の地に移れり。越えて三十年、一府三縣の水産物品評會を成田に開設するに當り、他に恰當の地なかりしかば、此地を以て會場となし、剩へ總二階建、五十五坪の本館を作り、之を品評會に貸與したり。先代三池照鳳上人は、博物館建設の

計畫ありたれども、果さずして遷化せられたれば、品評會終了後の建物を以て、或は博物館とすべき杯、種々下評議ありしも、當時現貫首僧正は洋行中にて、勿論決定すべくもあらず、然るに現貫首は同年を以て歸朝せられ、一は列國の風潮に鑑み、一は僧正積年の理想を實現せられんが爲に、斷然圖書館開設の議を決定せられ、斯くは急速に開館するの運びに至りたるなり。故に本館は全く現貫首の洋行記念にして、而も現位置と、今の閱覽所たる建物には、前述の如き變遷と歴史とを有せるなり。

斯くて三十五年二月一日開館の際は、不取敢從來新勝寺に藏せる、佛書、漢書、和書、雜書、約七千餘冊。山主石川僧正手許の、宗教、哲學、教育、文學、語學、歷史、傳記、地理、記行、洋書、其他の新刊書、約七千餘冊。合計約一萬五千冊を館に移して、兎に角開館したり。當時は未だ書庫も目錄も具備せざれば、閱覽室の四周に書架を排列し、閱覽人は書架に就きて、自由に其求むる圖書を撰擇し、其圖書の出し入れも、殆ど隨意にして、頗る簡易の方法に隨ひ、唯書記一人、監督として在館したるのみ。爾來入藏圖書及閱覽人共、漸次

増加せしかば、高津親義を主任に、青葉貞治成田善亮を書記として館務を執らしめ、第一に和漢書分類目錄編纂に従事し、同年九月を以て一先づ完成し、讀者に幾分の便益を與ふるに至れり。

館長の熱心と、大方有志諸君の好意とに由り、爾來入藏圖書は、非常の速力を以て増加し、閱覽室の中央部まで填充して、殆んど閱覽者を容るゝ餘地なきに至れり。依て三十九年の春、書庫新築の設計を定め、六月起工、翌四十年三月竣成、六月九日を以て、朝野の名士、文庫協會員、新聞記者、本館關係者等を招待して、落成式を舉行し、且つ此日を以て本館永遠の紀念日と定めたり。

三十六年十二月より、圖書館講話會を開き、三十八年二月より、館外帶出特許を施行したり、四十一年に及びては收藏圖書四萬を超え、従つて在來の目錄を根本的に改訂するの要を認めたるより、更に元帝國圖書館司書文屋留太郎を司書に増員して、同年十一月より其編纂に着手し、四十三年十月一先づ完成を告げ和漢書分類目錄第一編の刊行を見るに至れり。

創立十年紀念會 四十三年十一月六日を以て、當時

東京に於て開會中の日本圖書館協會大會に參列せる諸氏の來臨を乞ひ、目錄完成の披露を兼ねて舉行せり、來成者和田萬吉、渡邊又二郎、富士川游、西村竹間、菊地謙二郎、太田爲三郎、今井貫一、佐野友三郎氏等四十一名なりき。

第一編刊行後圖書の劇増を見たるにより、更に第二編の編纂に着手し、大正三年三月を以て印刷を了り、頒布することを得たり。

四十四年一月より電燈装置の成れるを以て、夜間開館を實行したり、元來、成田町は蚤起早寝の土地柄なれば、夜間の開館果して効果あるべきやを氣遣ふたり、然るに實施後は、晝間一定の業務に服する爲從來登館し得ざりし實業家の子弟又は雇傭人等の閱覽を見、其成績は案外にして、求覽人の約十分の四は、夜間閱覽人なりとす。

開館後、本館が地方に與へたる影響としては、一般青年及兒童に讀書の趣味を涵養したと、殊に各種學校の職員生徒は無限に斬新有益なる參考書の供給を受くるを以て學術の進歩上偉大なる利益あるが如きと、且つ風俗習慣に著しき効果あることを認めたるにあり。

◎建築

本館	木造	二階建	五十五坪
建築費	金九千貳百〇九圓拾七錢四厘		
書庫	煉瓦造	三階建	三十坪
建築費	金壹萬參千貳百四拾八圓八拾錢貳厘		
附屬建物	木造及煉瓦造	九十五坪七合餘	
建築費	金六千六百貳拾五圓四拾錢貳厘		
計			
建坪	百八十坪餘		
建築費	金貳萬九千〇八拾參圓拾七錢八厘		
敷地	壹千貳拾八坪		

本館は沿革の條に記せるが如く、最初水産物品評會會場として造りしものなれば、其位置と云ひ、其間取りと云ひ、圖書館としては稍や不便なれども、事情止むを得ざれば、其儘各所に修繕を加へて之を閱覽所に宛てたり。

書庫は、帝國圖書館を始め、各書庫を參觀して、地方相當、位置相應に加減斟酌し、最も書架と光線と通氣との割合に注意し、莊飾外觀等を顧慮せず、唯實用

と堅牢と防火との三點を主としたり而して其容量は、書架九十個にして、壹個平均七段、優に十五萬冊を藏すべし。

附屬建物は、事務所、應接所、閱覽人休憩所、廊下、事務員住宅、物置、便所等なりとす。事務員住宅は、三戸六十餘坪にして、主任以下重なる館員に住居せしめ、一面は常在當直に宛て、一面は安心館務に従事せしむる方針を取れり。從來本館設備の完からざるものは、暖房器と夜間點火の用意充分ならざりし二點なりしが、四十三年十一月に於て、成宗電氣事業完成したれば、本館は第一着に、四十燈、四百貳拾四燭光の裝置を爲し、四十四年一月より直に夜間開館を實行したり。夜間開館は、平均五時間の延長にして、之に一年平均開館日數三百三十日に乗すれば、實に壹千六百五十時間、從來一日の開館時間平均九時間とすれば、百八十三日間、即ち約六割の増加なれば、それ丈閱覽者の便利も増加せられたる割合なり。(茲に特記すべきは成宗電氣軌道株式會社は、四十四年一月夜間開館實施以來今日に至るまで、連月點火料金中へ二萬キロワットの無料寄附を繼續せらるゝの一事なりとす)

◎經費及職員

本館の經費は、逐次増加の傾向にして、最近に於ては一ヶ年約五千圓内外を要せり、其内三分の二は、圖書費に屬するものなり、今創立以來の概計を擧ぐれば

明治三十四年	九〇〇九、一七四(本館建築費を含む)
同 三十五年	一八一六、三七四
同 三十六年	一六一一、五五〇
同 三十七年	一九七五、〇〇〇
同 三十八年	二六九三、五八三
同 三十九年	三三四〇、九七五
同 四十年	二二二七、八九一(書庫新築費共)
同 四十一年	三九六三、八三五
同 四十二年	五四六〇、二二三
同 四十三年	六四三四、九五八
同 四十四年	五一七一、六七七
大正 元年	六六六三、五三七
大正 二年	五〇七四、八二七
大正 三年	五二六〇、七六〇
合計	八萬一千七百五十五圓四十六錢四厘

内譯

金二萬九千八十三圓三十七錢八厘 建築費
 金三萬一千八百七十八圓八十五錢六厘 圖書購入費
(但創立の際新勝寺及び館長手許より移したる約壹萬五千冊の價額並に寄贈書又は購入費寄附等の金額は此内に算入せず)
 金二萬〇七百九十三圓二十三錢
 以上

本館々主兼館長は、即ち成田山貫首石川照勳僧正にして、館務の大綱を總攬せられ、且つ購入圖書の選擇は、専ら其獨宰せらるゝ所なり。館長の下に主任高津親義、司書文屋留太郎、書記成田善亮青葉貞治あり、各員事務を分擔し、又互に相助けて以て遂行の敏捷を圖れり。而して主任以下の職員は、圖書館構内の附屬舎に住居せしむ。殊に本館の特色とする所は、往古以來成田山の使用人方針に準じ、非常なる事故あるにあらずれば、決して其人を替えず、從業者をして安じて一身を其事務に托せしむるに在りとす。凡そ從業者に安心を與ふるは、事務に忠實ならしむる唯一の良法にして、殊に圖書館の如き、永久的にして地味なる、系統的にして緻密なる、勤務時間の比較的長き、日曜大祭又暑寒等の休暇なき、殆ど常任的事務に服する者には、最も大切なる方法と信ずればなり。

◎藏書

明治三十五年開館當時に於ける本館藏書は、約壹萬五千冊内外に過ぎざりしが、爾來逐年増加して、大正四年三月末日現在數は

和漢書 五萬五千七百六十一冊
 洋書 二千三百十九冊
 合計 五萬八千〇八十冊

を算するに至れり。本館藏書中、他に特色あるものなしと雖も、佛書の八千餘冊、殊に秘密部の豊富なるを、學者の研究調査に資せんが爲めに昂めて、新刊の辭書類、叢書類を網羅したると、白鳥博士等の好意に由りて得たる、朝鮮本六十九部三百六十五冊等は、本館の貴重書として些か誇る所なり。

其他康平弘安の古寫本、慶長已前の古版本、古徳碩學の書入本、手澤本、洋書に於ては一千五百年代の古刊本、其他多少の由緒歴史附のものなきにあらざるも、煩はしく之を擧げず。

◎圖書の増加

本館の圖書は三種の方法に由りて増加す。第一は館長の購入寄贈、第二は新勝寺公費を以て購入するもの、第三は一般有志家の寄贈なりとす。已上の第一と第二とに就て又三種の區別あり。第一種は館長の認めて以て有益なりとしたるもの、第二種は讀者より備付の請求ありて、館長の是認したるもの、第三種は閱覽人の要求及傾向を注意して、館事務員より請求するもの是れなり。

本館圖書購入費には、別に豫算なるものなし。故に其の財源は一に館長の私囊と新勝寺公費との一部とに依る。要は本館の購入は出版界の隆替如何に在りて、本館は唯有益と認めたる新刊書を網羅せんことを努むるのみ。

開館以來の増加の割合は、壹ヶ年約五千冊にして、將來の増加率は、必ずしも此標準を以て推す能はずと雖も、今日は各部門共稍や一通り具備したるを以て、今後の増加は、最も慎重に選擇すべければ、其の價値や必らず見るべきものあらん。

◎圖書の排列と消毒

圖書館として、最も注意を要し嘗て至難を以て目するものは、目錄の編纂と圖書の整頓就中排列法なりとす、四十一年目錄を根本的に改訂するに當り、一時の姑息は百年の憂を遺す基なりとして、斷然圖書の函架號を變更するに決せる際、書庫内圖書の排列法を、帝國圖書館の書籍の大きに據るの式に従ふべきや、東西兩大學附屬圖書館の如く、嚴密なる分類式を採るべきやに就て焦慮したり、大小の型的排列法は書函の經濟と新増加書を一所に收め得るとの外、一見せる體裁頗る整然たる感あり、分類式の利便は同種同架にあるを以て、一々書目を搜索せざるも出納の簡便迅速なるも、類を異にする毎に多少の餘地を存し置くの必要と、二三冊の増加に遇ふも圖書の順次を繰下ぐる等の煩しきありて、何れも一得一失の歎あるを以て、本館にては遂に兩様の折衷式を採用するに決したり、先づ圖書を八類に種別し、之れを裝幀により

和裝 洋裝(本綴、假綴) 原書

に區別し更に

袖珍版 四六版 菊版 四六及菊倍版 大本
の五種に別ちて排列したり。

故に一類の圖書にて三四ヶ所に分置せらるゝ嫌あるも、分類と型式との兩様を兼ね得るの方法なり、實行後七ヶ年未だ些の不便を感じし事なく、今日にありては藏書十萬以下、閱覽人百人未滿の本館の如きには、比較的良便法なるべく思考せらる。

次に圖書館の藏書が可及的多數人の手に渡りて綴讀せらるゝことは、從事者としての希望の根底なるも、此を衛生上より視る時は、多數の中殊に館外貸出書には一般の嫌忌する傳染病患者の手に渡ること無きを保し難きを以て、本館にては公衆衛生上細心の注意を拂ひ東京衛生試験所長藥學博士田原良純氏發明の、フホルムアルデヒド瓦斯消毒器を備へて

○出納頻繁にして自然手垢に染むこと甚しきもの

○傳染病者のある家族の閲讀せるもの

○新刊以外の新入書

等は常に消毒を行ひたる上にあらざれば、書庫に收藏せざることゝなしあれば、本館の圖書に對しては衛生上何等不安の念を懐くに及ばざるなり。

◎目錄

第一項沿革の條下に略述せるが如く、創立當時は別に書目を置かず閱覽室の四周に書架を排列し、閱覽人をして隨意撰出せしむるの方法を取りたるも、漸次圖書の増加に従ひ書目の必要を認め、三十五年六月カード式分類法により其の編纂に着手、同年九月を以て一先づ完成し、爾來逐次圖書の増加につれ補足し來りしも、四十一年に及びては收藏圖書四萬を超え、従つて其の分類法に一層細別を要する點鮮少なからざるより、更に根本的に改訂を施す事に決し、同年十一月より其業に従ひ約二ヶ年の歳月を費して、四十三年十月完成を告げ、第一編の刊行とカード目錄の大成を見るに至れり。其の編纂の體裁は所謂分類式にして、分類目錄の價値は、文庫業者間には既に定評ありて、決して完全のものにあらず、故に着手の當時種々論議ありたれども、閱覽人の状況、藏書の多少、從來の慣習等の事情に鑑みて、結局不完全ながら、分類式を採用するにとせり。

次に分類法は、何れの圖書館も、成るべく同一の式

に依る方、閱覽人に便利なるべきを思ひ、専ら筆を帝國圖書館に採れり。從來刊行せられたる各圖書館の目錄を見るに、夫々特長ありて結構なれども、閱覽人の側に立ちて考ふれば、何れの圖書館に行くも、同一の様式に準じたる目錄ならんことを希望すべし。各館の目錄區々たることは、好し多少の長所あるも、閱覽人の搜索には甚だ不便なり。故に本館亦聊か私見なきにあらざれども、小異を捨て、全然帝國圖書館の法式に準據したり。然れども圖書の多寡其他の事情に由り、悉く様に依りて葫蘆を畫くことを許さざるものあり、此の場合に限り本館現實の便宜に従ひ、立案分合したり。就中其一例を擧ぐれば、佛書八千餘冊の内、秘密部四千餘冊あり。是れは本館の事情特に然る所以のものあればなり。是等は到底普通の標準に従ひ難きを以て、本館限りの分科法を立てたり。

第一編編切後著しく圖書の増加を見るに至りしを以て更に第二編の編纂に着手し、大正二年七月脱稿、十月より印刷に附し、昨年三月末鑿鏤の業を終ることを得たり目下洋書目錄も殆んど完成に近づきしを以て、是亦不日發刊の運びに至らん。

◎閱覽人員及貸出圖書

年 度	開會日數	閱覽人員	貸出圖書
明治三十五年	三一五	二四五二	三九二二
同 三十六年	三三三	三四四八	五八六三
同 三十七年	三三五	三四三七	六五九〇
同 三十八年	三四一	四一三九	五九三八
同 三十九年	三二六	四四三七	九四九二
同 四十年	二七七	六二二八	一一二九七
同 四十一年	三二六	六五八九	一二〇三八
同 四十二年	三二八	六九一七	一二六五七
同 四十三年	三二六	一四六四八	三二八五八
同 四十四年	三二七	一八六四三	四二八一〇
大正元年	三二六	二〇〇六四	五四四〇二
大正二年	三二四	二〇〇九八	七五八二八
大正三年	三二三	二四二二五	九五九七六
合 計	四二〇七	一三五三二五	三六九六七二

三十九年度より稍増加の傾向を示したるは、館外特許帯出を實施したるに基き、四十三年度以後の劇増は主として、(一)一般に讀書の趣味を解するもの、増加したると、(二)目錄の完成、(三)新入藏書を重なる閱覽人、學校、團體等に告知方を實行せると、(四)夜間開館の實行等より來れる結果なるべしと思考せらる。貸出圖書の割合は、始め歴史傳記首位を占め、文學語學之れに次ぎたりしが、其後文學語學隆々として昇進し、數學理學、哲學亦著しく増加し來れり。

昨年度に於ける閱覽人二萬四千二百二十五人を職業別とするときは左の如し

學生(中學程度以上) 七千九百八十四人
 實業家 三千七百五十五人
 婦人(女學校生徒を含む) 二千三百九十四人
 僧侶 一千一百三十九人
 教員 一千一百七十九人
 官吏 二百四十六人
 軍人 八十九人
 其他 一千二百七十三人
 兒童(小學生) 六千一百六十六人

◎大正三年度正月別閱覽人及閱覽圖書類別表

種類	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	合計	百分比
開館日數	二九	二六	二八	三〇	二九	二九	二六	二六	二六	二四	二六	二六	三三三	—
宗 教	七二	四〇	一四九	一六	二六	二八	二六	二六	二六	二四	二六	二六	二六	—
哲 學	二九七	三六四	三三三	三六八	三三三	三三九	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	—
文 學	五七〇	五八九	八八八	九〇九	四七九	五二二	四九三	四九七	四九三	五三六	五〇三	七六九	六六六〇	—
地 理	四三	四八九	五六五	四七	四七	二二	七六	六九	一三〇	五八	四七	六九	七〇八	—
法 律	七九	一七九	七九	八〇	一〇一	八五	一三三	一六八	一六八	一三三	一三三	一三三	一三三	—
社 會	一九三	二六六	二二二	一四一	二二	二二	一九八	二二八	二二八	二〇六	一九三	二二二	二二二	—
數 學	二五	三三	一六八	三二	三二	一九	二五〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	—
醫 學	三三	三三	一六八	三二	三二	一九	二五〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	—
工 業	一九三	二六六	二二二	一四一	二二	二二	一九八	二二八	二二八	二〇六	一九三	二二二	二二二	—
諸 事	三三	三三	一六八	三二	三二	一九	二五〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	—
隨 筆	三三	三三	一六八	三二	三二	一九	二五〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	—
合 計	八〇五	八八七	一〇六六	一〇二二	六三七	五五五	七六三	七四〇	八二八	七三四	五三〇	一〇六八	九五九七	100.0
一 日 平 均	二七・八	三三・七	三三・六	三三・〇	三三・三	三三・〇	三三・九	三三・三	三三・一	三三・七	一六・四	三三・三	三三・一	—
館 內 閱 覽 人	一四五六	一五三三	一八五五	一七三三	一〇一一	七九六	一〇六一	一〇六一	一一八	九六	八五	一〇四五	一〇四五	—
館 外 帶 出 者	六三	七六	六三	七三	八八	六四	七三	八〇	九三	八〇	七四	八五	九一	—
合 計	八〇八	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	—
一 日 平 均	二七・七	八七・三	九〇・九	八一・八	六三・七	七四・七	六三・三	六三・五	八一・九	七四・九	六三・三	八〇・八	七五・〇	—

◎私立成田圖書館規則

第一條 本館ハ主トシテ普通圖書、佛書、雜誌等ヲ蒐集シテ廣ク公衆ノ閱覽ニ供シ一般社會ノ智德啓發ニ裨益スルヲ以テ目的トス

第二條 何人ニテモ滿十二歳以上ノ者ハ本館ニ來リテ圖書ノ借覽ヲナスコトヲ得

第三條 本館ハ左ノ時限ヲ以テ開閉ス

一	開館時	限	閉館時	限
二	午前九時		午後八時	
三	午前八時		午後九時	
四	午前七時		午後十時	
五	午前八時		午後九時	
六	午前七時		午後十時	
七	午前八時		午後九時	
八	午前八時		午後九時	
九	午前八時		午後九時	
十	午前八時		午後九時	
十一	午前九時		午後八時	
十二	午前九時		午後八時	

第四條 本館定期ノ休日ハ左ノ如シ但臨時休館ハ其時々揭示ス

歳首 自一月一日 館内掃除 毎月一日 至同五日

紀元節 二月十一日 紀念日 六月九日

天長節 八月卅一日 天長節祝日 十月卅一日

曝書期 九、十月、中 歳末 自十二月廿八日 至同三十一日 凡十日以内

第五條 本館圖書閱覽ハ總テ無料トス

第六條 圖書閱覽希望者ハ圖書閱覽證へ求需ノ書名冊數番號及住所職業氏名月日ヲ記入シ貸渡所へ提出シテ書冊ヲ借受クベシ

第七條 貸付圖書ノ員數ハ求覽人一人ニ對シ一時ニ和裝書ハ二種十二冊、洋裝書ハ二種二冊ヲ限リトシ和洋併借ノ時ハ各其半數ニ過グルヲ得ズ但語學ニ關スル辭書ノ併借ハ此制限外トス

第八條 借受ノ圖書ハ閱覽室外へ携帯スルコトヲ得ス

第九條 過失ト故意トニ關セズ借受ノ圖書ヲ紛失シ又ハ汚損毀傷シタル時ハ同一ノ圖書若クハ相當代價ヲ辨償セシム但汚損ノ狀況ニ依リ本文ヲ斟酌スルコトアルベシ又其行爲ノ次第ニ依リ一ヶ月乃至一年間登館ヲ謝絶スルコトアルベシ

第十條 本館ノ規則ニ違背シ又ハ本館臨時ノ指示ニ從

◎成田圖書館圖書貸出特許規則

ハズ不法ノ行爲アル者ハ其情狀ニ依リ一ヶ月乃至一ヶ年間登館ヲ謝絶スルコトアルベシ

第十一條 閱覽所ヲ普通、婦人、少年ノ三區ニ別チアレバ猥リニ他席ヲ侵スベカラズ

第十二條 閱覽所内ニ於テハ一切音讀、談話、喫煙ヲ禁ズ

第十三條 何人ニテモ圖書ヲ寄贈セラレハトキハ其目錄員數及住所氏名ヲ詳記シ寄贈圖書ニ添テ送附セラレタシ但寄贈圖書運搬費用ヲ自辨シ難キ向ハ時宜ニ依リ本館ヨリ之ヲ支辨ス

第十四條 凡ソ公衆ノ閱覽ニ供シ若クハ保管ヲ請フノ目的ヲ以テ本館ニ圖書ヲ委託セント欲スル者ハ其事由目錄員數ヲ詳記シ先ヅ本館へ照會シ承諾ヲ得タル後其圖書ヲ送致サルベシ

委託ノ圖書ハ館藏ト同一ノ取扱ヲナスベシ

委託ノ圖書ハ厚ク保護スト雖不幸火難盜難其他天災ニ罹リテ損敗死亡ヲ來スコトアリトモ本館ハ其責ニ任セズ

第十五條 館外圖書貸出特許規則ハ別ニ之ヲ定ム以上

第一條 本館圖書帶出ノ特許ヲ得ントスル者ハ左ノ手續ヲナスベシ

但當分成田町在住ノ者ニ限ル

一 特許票附與願書ヲ差出スベシ

二 特許票附與願書ニハ保證人ヲ要ス

三 特許票附與願書ノ保證人ハ現ニ成田町ニ居住スル者ニシテ本館ノ指定セル者ニ限ル

四 保證金三圓ヲ新勝寺收納方へ預納スベシ

五 新勝寺收納方ハ本館ノ證明書アルニアラザレハ拂戻サザルベキ旨ノ證書ヲ交附スベシ

六 成田中學校、成田女學校、成田幼稚園、成田山威化院教職員ハ各主任若クハ評議員ノ證明ニ依リ特許票ヲ交附ス

七 新勝寺徒弟及詰合員ニ限リ同寺執事ノ證明ニ依リ特許票ヲ交附ス

五、六項ノ場合ニハ四項ノ保證金ヲ要セズ

第二條 本館ハ前條ノ手續ヲ了シタル上ニテ特許票ヲ交附ス但特許票ノ効力ハ滿一ヶ年トシ期限ニ至リ更

- ニ繼續セントスルモノハ第一條ノ手續ヲ要ス
- 第三條 貸出圖書數ハ一回ニ付和裝書ハ二種十冊以内洋裝ハ二種二冊以内トス和洋併借ノ時ハ各其半數以内トス
- 第四條 貸出期限ハ一週間已上三週間以内ノ範圍ニ於テ本館ノ見込ヲ以テ其時々之ヲ定ム
- 第五條 期限ニ至リ尙續借セントスル者ハ一旦返納シ更ニ借受ノ手續ヲナスベシ
- 但他ニ同書ノ借受ヲ請フモノアル時ハ續借ヲ謝絶スルコトアルベシ
- 第六條 特許借受ノ圖書ト雖モ本館ニ於テ要用アル時ハ臨時返戻セシムルコトアルベシ
- 第七條 特許票ヲ得タル者ニシテ他所ヘ轉居スルカ其他事故アリテ本館圖書ノ借覽ヲ要セザル時ハ其旨届出ヅベシ
- 第八條 保證人死亡其他ノ事故ニ依リ資格ヲ失ヒタル時ハ更ニ保證人ヲ定メ定式ノ證書ヲ差出スベシ
- 第九條 左記ノ一ニ該當スル圖書ハ帶出ヲ許サズ
 - 一 大部ノ圖書
 - 二 各學科ノ事彙、字書、類書、書目、新聞紙

- 三 來觀閱覽人ノ請求多キ圖書
- 四 貴重及高價ナル圖書
- 五 新刊圖書ハ二ヶ月乃至三ヶ月後、定期刊行書ハ裝釘ノ上ニアテザレバ貸出サズ
- 第十條 借覽期限ヲ經過シタル者ハ壹部ニ付一日金貳錢已上ノ違約金ヲ徵收スベシ
- 本館ノ注意ヲ受クル二回ニ及ビ尙返戻セザル時ハ本館ハ特許票ノ効力ヲ取消シ其事情ニ依リ再ビ之ヲ付與セザルベシ此場合ニ於テハ保證金ヲ以テ帶出圖書ノ代金及其費用ニ充テ尙不足ヲ生ズル時ハ保證人ニ辨償セシムベシ
- 第十一條 借受圖書ヲ紛失シ若クハ汚損シタル時ハ本人及保證人ハ辨償ノ責ニ任ズ
- 第十二條 圖書帶出ハ開館時間中ニ限ルモノトス
- 第十三條 特許票ヲ返附スル時ハ直ニ保證金ヲ還附スベシ

已上
明治三十八年二月六日

◎特許帶出一覽

明治三十八年二月、特許帶出實施以來、今日まで特許票を附與せし人員は、三百六十七人なりとす、其内住所の移轉等の事由により、特許權の消滅せしもの百三十一人あれども、水戸五十八聯隊將校集會所、山口縣立岩國中學校、成田中學校、成田高等女學校等の番外貸出を加ふれば、現實に二百三十餘人なるべし、而して此多數特許者中、期限を過りて注意を受けし如きはあれども未だ規則に依りて律せざるべからざるが如き甚だしき反則者を見ざるは、本館の窃かに慶ぶ所なり、尙三十八年以降帶出者及帶出圖書の累年統計を掲ぐれば

明治三十八年度	一一〇八回	二一四二冊
明治三十九年度	一二八八回	二九一五冊
明治四十年	一三五三回	三〇二〇冊
明治四十一年度	一四二一回	三一七一冊
明治四十二年	一四九二回	三三二九冊
明治四十三年度	三四四〇回	五九八五冊
明治四十四年度	七〇二〇回	一一九七四冊
大正元年度	八八四六回	二〇〇六四冊

大正二年度 八〇三八回 二二八六〇冊
大正三年度 九一八〇回 二〇五五六冊
合計 四三一八六 九六〇一六冊
の如くにして昨年度に於ける一日平均は二十八人四分六十六冊三分を示し、閱覽人總數の約三分の一は特許帶出者にありとす。
別項特許規則第一條第三項の、特許票附與願書の保證人は、本館より左の諸氏を指定し並に其承諾を得たり。

石川甚兵衛	石川愛一郎
石川虎之助	飯倉郁太郎
池田照誓	土井貞治
大野市太郎	大塚源一郎
高津親義	小泉榮助
淺井儀助	青葉貞治
木内民雄	三橋金太郎
三橋重郎兵衛	諸岡市郎左右衛門
諸岡勝太郎	關川藤右衛門
關川博道	菅谷芳兵衛
已上	

私立成田圖書館一覽

1110

◎大正三年度中圖書寄贈者芳名

青木榮俊	二册	大竹又次郎	一册	須田寛治	一册	南葵文庫	二册
秋田圖書館	一册	太田信義	九册	關川悌三	一册	農商務省	四册
足立栗園	六册	大塚源一郎	六册	積善組合	一册	野村藤一郎	一册
猪狩五い	五四	大橋圖書館	一册	高津はま	七五	長谷川治吉	三六
石井しげ子	二一	學習院圖書館	一册	高野千代松	九五	長谷川祐元	二
石川照勤	一五三	柏原文太郎	一册	田島周太郎	一三	長谷川録太郎	一八〇
石川甚兵衛	一五	河邊堯祐	二册	千葉縣廳	四	藤崎仁右衛門	二〇
石川愛一郎	四	歸一協會	二册	銚子一尋洞候所	一	佛書刊行會	二
石川富士雄	二	木内喜右衛門	一册	帝國圖書館	四	文屋留太郎	三
石川芳太郎	一	木内重四郎	一四九〇	朝鮮總督府	四	北海道廳	一
市川億太郎	一	京都帝國大學圖書館	三	土井貞次	四	堀田家農事試驗場	一
井上圓了	一	京都府立圖書館	三	東京高等工業學校	一	穂積博士記念資材募集委員	一
岩瀬由太郎	一五	新野寺收納方	一	東京女子高等師範學校	一	南滿洲鐵道株式會社	一
印嶺郡役所	二	新町徳	一	東京養老院	一	宮城縣立圖書館	一
潮田健司	二	スウェデンホルク協會	一	東北帝國大學圖書館	四	諸岡市郎左衛門	一
茨城縣立圖書館	二	鈴木保太郎	一	東洋大學	一	文部省	二
小川保	一四			東洋殖産株式會社	一	山口圖書館	一
大阪府高等工業學校	一			富山市立圖書館	二	山田清吉	二
大阪府廳	一			長澤龜之助	一	山田清吉	二
大阪府立圖書館	三			中島たけ子	一	瑜伽教如	一
大島支郎	一〇			奈良縣立戰捷記念圖書館	一	米澤圖書館	一
				成田鐵道株式會社	二	米田彌右衛門	一
				成田佛教青年會	二		

◎大正三年度雜誌新聞紙寄贈者芳名 (毎號寄贈者のみを掲ぐ)

愛國婦人發行所	愛國婦人	大道叢誌	猪野薰三	教界時報社	史談會速記錄
石川愛一郎	外交時報	大日本私立衛生會雜誌	函館新聞	法の燈	十善會
國家學會雜誌	實業の世界	大日本水産會報	陰陽新聞	國民英學會	十善寶窟
太陽	日本及日本人	大日本農會報	英語青年	中外英字新聞	關東新報
三田評論	三田評論	帝國教育	英語青年	小林照信	宗教界
石川照勤	明ボノ	東洋時報	X Y 社	小林力彌	婦人文藝
學燈	活佛教	にひはり	エックス、ワイ	德里ミラー	みやき新報
香取新聞	基督教世界	日本勸業銀行月報	高潮社	在郷軍人會	新總房社
サンデー	支那	日本美術	高潮	櫻井榮山	審美書院
支那	支那	佛都新報	香港民友新聞社	眞宗世界	美術の日本
淑女界	眞言	奉公	加持世界社	禪世界	須田寛治
眞言	眞言	少年世界	加持世界	千葉縣農會報	第三帝國
人道講話	眞言	磯野實恵	上村觀光	三密會	精神研究會
		磯野實恵	活力社	三密會	精神新報
		磯野實恵	活力社	三密會	關川節太郎
		磯野實恵	活力社	三密會	臺灣日々新聞
		磯野實恵	活力社	三密會	關川博道
		磯野實恵	活力社	三密會	脚氣豫防救濟會雜誌
		磯野實恵	活力社	三密會	兒科雜誌
		磯野實恵	活力社	三密會	治療新報
		磯野實恵	活力社	三密會	東京醫事新誌
		磯野實恵	活力社	三密會	皮膚科泌尿器科雜誌

私立成田圖書館一覽

1111

露光量違いの為重複撮影

258
101

私立成田圖書館一覽

- | | | | | |
|----------|------------|--------|----------|----------|
| 臨床月報 | 東京新聞 | 日本家畜協會 | 文屋留太郎 | 山縣正雄 |
| 石油時報 | 東京市養育院 | 東洋家畜新報 | 中央新聞 | 大阪朝日新聞 |
| 智山勸學院興風會 | 九 惠 | 日本弘道會 | 平間 寺 | 六大新報社 |
| 智山學報 | 東京書籍商組合事務所 | 弘 道 | 慈 德 | 六大新報 |
| 千葉醫學專門學校 | 圖書月報 | 日本圖書協會 | 米國佛教社 | 早稻田大學校友會 |
| 校友會雜誌 | 東京日々新聞社 | 圖書雜誌 | 米國佛教 | 早稻田學報 |
| 千葉縣育英會 | 東京日々新聞 | 日本藥學會 | 法 華 會 | 渡邊彌四郎 |
| 育 英 | 東京法律事務所 | 藥學雜誌 | 法 華 會 | 新潟新聞 |
| 千葉每日新聞社 | 月 報 | 野村藤一郎 | 堀田家農事試驗場 | 和 倫 館 |
| 千葉每日新聞 | 東京藥業新報社 | 小 學 校 | 農場通信 | 世の光 |
| 智嶺新報社 | 東京藥業新報 | 博 文 館 | 丸見屋商店 | |
| 智嶺新報 | 東洋哲學發行所 | 旅行案内 | ミツワ文庫 | |
| 帝國地方行政學會 | 東洋哲學 | 植岡短歌會 | 密教研究會 | |
| 地方行政 | 土佐圖書俱樂部 | 農 林 | 密 教 | |
| 帝國圖書館 | 土佐圖書俱樂部 | 福 田 會 | 三越吳服店 | |
| 帝國圖書館報 | 富井宗之助 | ふくてん | 三越タイムス | |
| 銚子一等測候所 | 木 太 刀 | 富土川游 | 三橋金太郎 | |
| 千葉縣氣象報 | 成田山學生寮 | 兒童研究 | 千葉縣教育會雜誌 | |
| 天台宗務廳 | 時事新報 | 夫人正法會 | 三橋重郎兵衛 | |
| 四明餘霞 | 成田中學校 | 法の母 | 飛行界 | |
| 天台發行所 | 教育時論 | 古川與一郎 | 森江書店 | |
| 天 台 | 校友會雜誌 | 生 活 | 三 寶 | |
| 東海新聞社 | ニコノ俱樂部 | 文具新聞社 | 藥業週報社 | |
| | | 文具新聞 | 藥業週報 | |

露光量違いの為重複撮影

私立成田圖書館一覽

臨床月報 石油時報 石油時報 智山勸學院興風會 智山學報 千葉醫學專門學校 校友會雜誌 千葉縣育英會 育英 千葉毎日新聞社 千葉毎日新聞 智識新報 智識新報 帝國地方行政學會 地方行政 帝國圖書館 帝國圖書館報 銚子一等測候所 千葉縣氣象報 天台宗務廳 四明僧叢 天台發行所 天台 東海新聞社	東海新聞 東京市發售院 九惠 東京書籍商組合事務所 圖書月報 東京日々新聞社 東京日々新聞 東京法律事務所 月報 東京藥業新報社 東京藥業新報 東洋哲學發行所 東洋哲學 土佐圖書俱樂部 土佐圖書俱樂部 富井宗之助 木太刀 成田山學生寮 時事新報 成田中學校 教育時論 校友會雜誌 ニコノ俱樂部 ニコノ	日本家畜協會 東洋家畜協會 日本弘道會 弘道 日本圖書協會 圖書雜誌 日本文學會 醫學雜誌 野村藤一郎 小學校 博文館 旅行案内 植岡短歌會 農林 福田會 ふくてん 富士川海 兒童研究 夫人正法會 法の母 古川與一郎 生活 文具新聞社 文具新聞	文庫留太郎 中央新聞 平間寺 急徳 米國神教社 米國神教 法華會 法華 福田家農事試驗場 農場通信 丸見屋商店 ミツツ文庫 密教研究會 密教 三越呉服店 三越タイムス 三橋金太郎 千葉縣教育會雜誌 三橋重郎兵衛 飛行界 森江書店 三寶 藥業週報 藥業週報	山縣玉雄 大阪朝日新聞 六天新報社 六天新報 早稻田大學校友會 早稻田學報 渡邊彌四郎 新潟新聞 福益館 興光
---	---	---	--	--

2582
101

大正四年六月五日印刷
大正四年六月十日發行

(非賣品)

編輯兼
發行人

淺井造

千葉縣印旛郡成田町三百四十二番地

印刷人

佐久間衡治

東京市京橋區西船場町二十七番地

印刷所

株式會社 秀英舍

東京市京橋區西船場町二十七番地

發行所

成田山新勝寺

◎土曜會

本山經營の教育事業も、既に五指を屈するに至れり、即ち中學校、圖書館、高等女學校、幼稚園、感化院とす。悉く成田山新勝寺なる根幹より傍生せる枝葉なれども、其事に従ふ人も多く、且つ場所を異にし、執る所の事務も同じからざれば、隨て相互の事情に迂遠なる傾きあるを免れず。如斯は獨り外來者に不便なるのみならず、兄弟たる五事業の關係が、甚だ密接を缺くの憾みあり。依て各部の主任者を以て會員とし、毎月第一土曜日を以て開會し、直接に經營者たる山主僧正の指導を仰ぎ、又各自の意見をも開陳し、報告し、披露することゝして、去明治四十四年二月十一日の紀元節を以て、其發會式を擧げ、爾來連月開會しつゝあり。本會々員は

會長山主 石川 僧正

中學校 主 監 佐竹 元二

高等 主 監 三橋 金太郎

女學校 主 監 菅野 皆司

感化院 主 任 石川 愛一郎

外に 大友 秀松

小野寺 清三郎(女學校理事)

高川直三郎(中學校々監)

關川博道(幼稚園々監)の十五名なり

圖書館 主 任

幼稚園 主 任

小學校々長

川島能三郎(女學校事務掛)

山内平治郎(女學校々監)

高津 親義

文屋 留太郎

山口 政子

三橋 重郎兵衛

熊切 儀吉

258
107

終

